

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
A1	A-1 ・多様性の時代というのが曖昧。抜くことを提案。 ・「戦争に巻き込まれず、平和に」「安心して生きる権利」は同じではないか？ 現在ウクライナ侵攻や9条が話題になっており、政治的に意見が分断されるような文言は削除してほしい。「子どもには安全に安心して生きる権利があること」で十分つたわる。 ・「子どもには、愛し、愛される権利があること」
A2	A-2 ・家庭、学校の疲弊とは具体的になんなのか？家庭と学校が同じポジションに違和感がある。家庭があつて＞学校や地域がある。全家庭が疲弊していると決めつけるのも違和感がある。子どもはまず家庭で愛され育つ権利があり、学校や地域はセカンダリー。地域についても現在の状況では人手が足りずボランティアではなく強制的に活動してもらうことになりかねない。
A3	A-3 Child Friendly City と英語にする理由は？普通に日本語で「子どもにやさしいまち」の方が誰にでも分かる。
A4	A-4 子どもの参加は本当にできているのか？小中学生を重点的にしすぎてないか？乳幼児～小学校低学年の意見は？高校生は？障害を持つ児童や不登校児童から意見は拾えているのか？そしてどこにそれらの意見が条例に反映されているのか？
A5	2 条例骨子案について (1) A-1 の「多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利」のタイトルに違和感があります。ウクライナ危機が起こり、多様性、異・多文化の時代になるのか、逆に閉じていく時代になるのか、現在その分かれ道にあるのではないかと、思っています。 私自身は多様性異文化共生が平和への道を開くと考えていますが、条例としての子どもの普遍的権利を掲げるタイトルとしては再考しても良いのではないかと、多様性とかが現代とかは余分で、もっとシンプルでよいのではないかと思います。
A6	(2) A-1の権利の中に表現の自由という大切な普遍的権利を入れて欲しい。 E-1に意見表明権・参加する権利はあるが、意見表明権は狭い印象です。子どもの権利条約にも、意見表明権とは別に表現の自由が権利として保障されています。
A7	(3) A-4 条例制定のプロセス Teens△サカツや武蔵野市立学校のアンケートはとても良かったと思います。 アンケートを見ると、おおよそですが、2割前後、項目によっては3割近くの子どもたちが問題を抱えていると思います。重さはそれぞれでしょうが、一人の子どもも取り残さないという視点で取り組むことが必要だと思いました。社会は一人一人が構成されています。一人を見逃すことは多くを見逃すことにつながります。
A8	【条例骨子について】 中間報告A-1に示された前文は日本ユニセフ協会の子供の権利条約にあわせ「生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利」とすべきである。「戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利」は子どもだけでなく、全ての国民にあてはまるものであり、子ども特有の権利ではないため、削除を求めます。
A9	■自分の声には価値があると思える育ち 「人の気持ち」や目を優先することが「社会性」だとする文化が、子どもたちを苦しめているように思います。声を出せば届くんだ、皆で考え合っていくんだと思える、「力」を育むこと、真剣に受け止める大人の環境を本気で考えないといけないと思います
A10	■子どものことは、声 意見の報告(羅列)、ではなく、きちんと子どものことばで、子どもの提言としての文章にしてほしいです。 ぼくたちから大人たちへ、という、力強いきちんとした「声」として 全ての大人たちに訴えられるような、(そして、この声を形にしたのだと分かるような) 子どもからの文章をお願いします。
A11	2. 保育実践の現場から見えてきた「子どもの権利条例 中間報告」の問題点 以上のような考え方を基にして、ここからは「中間報告」について意見を述べていきます。全体を逐条的に取り上げていくことは難しいので、できるかぎり私たちの保育実践の中で普段感じていることを中心に問題点を絞りながら述べていきたいと思っています。準備不足のため、錯綜したり、重複したりと、整理できていない点をご容赦ください。 (1)「この条例がめざす方向性(子ども施策を方向づける基本的な考え方)」について ①「意見表明・参加を支援する」とはどのようなことか ・「条例」がめざす方向性は「前文」に示されています。基本的には子どもの権利条約の精神に基づいて「その子らしく、人間らしく生きる権利」を保障するという立場が示されており首肯できます。
A12	・そのためにも「子どもの意見表明・参加を支援する」と書かれてある点は大事です。具体的には「F-4 子供の意見表明・参加の支援」で述べられていますが、これは条約を構成する大事な原則の一つです。条約第12条の意見表明権は、意見を傾聴される権利として、あるいは「参加」の概念として国際社会の中で相当の進展が達成されてきたものです(子どもの権利委員会一般的意見12号、2009年)。
A13	・これを保育実践の中で考えると、この意見書前半の(4)でも触れましたが、子どものやろうとすること(関心、熱中、挑戦、コミュニケーション、相手の立場に立つこと等＝参加)には意味があり、保育者は耳を傾け、応答し、その意味をともに振り返りながら進むべき道筋を耕し、「参加」のレバートリーを広げ深めていくことがその子の成長発達につながるということになります。
A14	・つまり乳幼児の場合、私たちは子どもがやろうとすること(＝参加しようとする姿)に「気づき」「認め」「応答し」、「記録し」、「読み返し」ながら「振り返る」ことが参加を保障する保育実践の有効な方法の一つだと実践経験的に考えています。
A15	・したがって、乳幼児においても「意見表明・参加の権利」は欠かすことのできない大切な原則の一つであるということです。それは日常の保育や家庭の中でやられている子どもの行為主体性の尊重を意味します。
A16	・乳幼児の意見表明・参加の権利は、国連子どもの権利委員会も指摘するように、「乳幼児を対象とする保健、ケアおよび教育のための施設全般」において、「法的手続きや政策の策定及びサービスの開発において、しっかりと根づいたものとされるべきである」のです(一般的意見7号:2005年)。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
A17	<p>・こうした視点に立つならば、「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことかを条例の中でもう少し丁寧に説明し、位置づけておくことが必要だと考えます。「骨子案」は「前文」と「総則」を踏まえ、子どもの諸権利を「誰が保障するのか」「子どもを支える人々への支援」「保障すべき子どもの権利」「子どもの権利保障の仕組みを創る」ことなどが順次述べられていますが、どのように保障するのかという具体的なプロセスが欠けているように思えます。特に乳幼児の場合は「意見表明・参加の支援」の仕方は小中高校生とは異なる部分が多いので、保育中の参加(学び)のプロセスで保障していくという視点が欠かせません。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加」の状況が見えなくなってしまい、検証もされなくなってしまいます。</p>
A18	<p>・そのためにも「F-4 子どもの意見表明・参加の支援」に述べられている「ファシリテーター」の配置は重要です。保育園の各園に配置し、研修等で養成していくことを望みます。</p>
A19	<p>・さらにこの項目に関連して、「子ども市民としての参加」の対象をぜひとも乳幼児まで広げていただきたい。「(3)構成員(パートナー)としての参加」として、「育ち学ぶ施設」の「施設運営」に参加(参画)することは記載されていますが、乳幼児はもっと広い世界を見ている。驚くような感性と探求心をもって世界をみつめ、参加しようとしているのです。</p>
A20	<p>②乳幼児にも意見表明・参加の権利がある！          ・そこであらためて「条例骨子案」全体を通して読んだときに、乳幼児のとらえ方や位置づけがかなり弱いということに気づきます。「この条例がめざす方向性」や「前文」には「学校」という言葉は頻繁に出てきますが、乳幼児または乳幼児施設の言葉は見当たりません。唯一「A-4 条例制定のプロセス」の「上記骨子の基となる考え方」に「学校等」が一カ所出てくるだけです。乳幼児施設の立場から見るととも異様に感じます。</p>
A21	<p>・「A-5 前文への子どもの声・言葉の反映」には「中高世代のワークショップ「Teensムサカツ2022春」における子どもの言葉を含めること」とあります。これはこれでとても良いことですが、乳幼児の声もぜひ反映する工夫をしていただきたいです。実践の中から大人が代弁すれば可能です。</p>
A22	<p>・「B 総則」の「B1 目的規定」においても「家庭、学校、地域の役割を明確にすることを目的とする」と限定しています。その後の「B-2 条例上の用語の定義」には「育ち学ぶ施設」として幼稚園、保育所、児童養護施設等を入れているのですから、「学校」と並べて、せめて「乳幼児施設等」または「育ち学ぶ施設」などと併記することを望みます。</p>
A23	<p>・乳幼児の意見表明・参加の権利は、先に引用した国連子どもの権利委員会が指摘するように、乳幼児施設における法的手続、政策の策定、及びサービスの開発などがしっかりと根づいたものとされるべきことを要望します。</p>
A24	<p>・要するに、「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことかを条例の中でももう少し具体的に明らかにし、位置づけておくことがどうしても必要だと考えます。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加の状況」が見えなくなってしまい、「子ども計画」のなかで検証もされなくなってしまうからです。</p>
A25	<p>pp.3-7 A 前文 について          (A-1について)          意見1:          「戦争」や「平和」という言葉に対して特定のイデオロギーと結び付けたり、「今は戦時中でもないし平和なのだからあえて記載する必要がない」という意見もあると思うが、戦争体験がない世代が多くを占める現在においては「敢えて書く/伝える」という事が重要になってくると思います。このまま骨子案に残してください。</p>
A26	<p>意見2:          骨子案が「E 保障すべき子どもの権利」の項まで「既に子どもが『子どもの権利』について理解している」前提で進んでいくのが気になる。E-3(p.20)に書いてあるからいいのではなく、前文にも「子どもは、子どもの権利について知る権利があること」を記載したほうがいいと思う。</p>
A27	<p>意見3:          さまざまな場での議論で「子どもが権利を行使するには義務もセットである」という前時代的な誤った意見を複数聞いた。権利について誤った考え方である上に「多様性の時代」にもそぐわないので、A-1の骨子案に「子どもの権利に対し義務はセットではない」旨を入れることはできないだろうか。</p>
A28	<p>(A-4について)          意見4:          骨子案に「学校や家庭、地域、民間団体、市民の声を条例に反映させ」とあるが、一方、大人(保護者や地域)・政治(議員)・役所(施策)・学校(教職員や教育委員会)の都合というノイズをいかに排除するかが重要だと考えます。発言者それぞれの思いや立場などのノイズが入り込みやすいので、子ども参加に理念が置き去りにならないよう注意が必要です。</p>
A29	<p>(A-5について)          意見5:          声なき声と言い出したらキリがないが、Teens ムサカツに参加できなかった子どもや、意見を言いにくい子どももいると思うので、この骨子案はTeens ムサカツで出た意見の中から更に幅広い子どもの意見を聞いて決定してみたいかがでしょうか。市立学校でのChoromebook活用、市内市内幼・保・こども園・ハピットなどの子ども施設や私立・都立学校への協力依頼、クレスコーレ・みらいる・プレーパークむさしの・桜堤児童館・0123・すくすく泉・武蔵野プレイス・図書館・コミセン等での周知などでかなりカバーできると思います。</p>
A30	<p>p.3(A-1)          ・前文という条例の扉のため、各章に詳細があるのは理解できるが、【補足意見】に国内(地域)の子どもの課題を一行でも加えてほしい。          例:不登校、子どもの貧困、いじめ、すべての子どもの学習権保障、LGBTQ+、子どもの虐待など</p>
A31	<p>p.4(A-2)          ・憲法26条「すべての子どもの学習権を保障する。」を柱に加えてほしい。          ・上記内容を前文に加えることで、武蔵野市の基本姿勢が具体化するのでは？          例:学習権保障＝不登校、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒などにも「インクルーティブ教育」が適用される。          【意見】「インクルーティブ教育システム」や「地域の子ども支援システム」が広がると選択肢は増えるが、その分排除にもつながることを再考してほしい。          「～システム」の構築は、本質の解決にはなっていない。</p>
A32	<p>p.4(A-3)          ・国際化の武蔵野市として、在住権のある外国人児童生徒も地域社会の一員であることも【補足意見】に加えてほしい。</p>
A33	<p>p.5(A-4、A-5)          ・小さき声(不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQなど)も反映させていくことを【補足意見】として追記するなど、基本姿勢を具体化してほしい。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
A34	以下中間報告文についての意見です。 3 ページ A-1 多様性の時代を迎えた現代の子どもの権利 ① 条例の骨子6 項目の中に、「子どもには守られる権利があること」を入れてほしいと思います。
A35	② 骨子の基になる考え方に i 「家族の在り方についても多様になっています」という表記は、価値観の多様性にも読めるので、「保護者の経済的、精神的疲弊」とはっきり書いてはどうでしょうか。 ii 「子どもらしい生活」は精神面と物理面があり、衣食住(適当な栄養と住居と被服と医療)が困難になっている子どももいるでしょうから、はっきり書いた方がいいのではないのでしょうか。
A36	4ページ A-2 権利の保障方法 ① 条例の骨子 i 「…身近な人兼関係の中で保障されることが望ましい」を強くして「…身近な人兼関係の中で実現されることが必要」ではどうでしょうか。 ii 「日本国憲法をはじめとした」日本国憲法は最高法規なので「日本国憲法を基礎とした、あるいは基本とした」ではないのでしょうか。
A37	P-3 前文 前文あるいはあとがき?に、「権利を保障するからにはこういうおとなに育ってほしい」というおとなからのメッセージが入るとよい。(おとなの姿勢が問われます。コロナ給付金サギのように、若いおとなが犯罪をおかしています。教育にも責任があります。)
A38	1. 前文のA-1に、「子どもには、戦争に巻き込まれず、平和に生きる権利があること。」とあります。その通りと思いますが、戦争が起きれば子どもだけが巻き込まれないで済むと言うことはあり得ないでしょう。戦争を起ささないことが重要ですので、ここは「戦争のない平和な社会で生活する権利」とすべきと思います。
A39	2. A-2権利の保障方法に、「子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。」とありますが、これは、「子どもの権利は、---身近な人間関係の中でこそ補償されるべきであること。」とした方が市民生活の中で生きていくための権利というニュアンスが強化されると思います。また、B 総則のB-1 目的規定の骨子の2番目ともしっくりつながると思います。
A40	子ども・若者の自己肯定感が低いと言われて久しいですが、解決のためには「～ができる子ども」といった条件付きの評価を超えて、子どもの存在、尊厳が大切にされる文化、その文化を支える制度が必要になると思います。この条例案は、武蔵野市において、子どもの権利を確かなものにしていく素晴らしい指針になると感じました。また、高齢化が進む現在の社会において「Child Friendly City」を実現するということは、マイノリティに優しい地域を作る「Minority Friendly City」を目指すということとイコールです。誰もが暮らしやすい地域づくりにこの条例案はつながっていくと感じました。なので、案には基本的に賛成しますが、その中でも気になる点についてコメントさせていただきたいと思います。
A41	A-1 また、それらの権利が大人などによって無視されることのないこと。
A42	A-2 一つ目は「守られなくてはならない。」
A43	● 前文について 子どもの権利について大切な理念が書かれていると思いました。あえて意見を述べるなら、子どもの権利条約はこれまでの日本の法令にはなかった要素がいくつかあると思います。その1つが「子どもは権利の主体である」という理念です。そういう内容が盛り込まれていると思いました。が、ぜひ、「子どもが権利の主体」ということがみんなにはっきりわかるよう表現してほしいという願いを持っています。
A44	子どもの権利条例が武蔵野市で制定されることが、とても嬉しいです。 誠にありがとうございます。  先ず前文について、子どもが1番望んでいた「差別されない権利」を記載することは可能でしょうか。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
B1	<p>本市が策定する条例は、「日本国憲法」「児童の権利に関する条約」及び今国会で審議中で来年4月に施行予定の「こども基本法」他の法律法令条約の下での条例であるべきである。こども基本法他の法律法令条約と齟齬が生じないよう、本条例の用語は定義するようにお願いしたい。武蔵野市が勝手に、造語を条例に用いて、市政を混乱させるような無責任なふるまいは償っていただきたい。</p> <p>B-2条例上の用語の定義 「市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいうこと」については不明点が多すぎて条例の用語の定義としては極めて不適切である。</p> <p>こども基本法案の第7条(国民の努力)は以下のとおりである。 第七條 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>このこども基本法上の「国民」に該当する、武蔵野市条例上の用語は「武蔵野市に居住する国民」となる。どうしても市民という用語を用いたい願望を持つ方がいたとしても、その市民は、「武蔵野市民」としないと混乱が生じる。小金井市民でもなく府中市民でもなく杉並区民でもなく、武蔵野市民。こどもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。</p> <p>この点、市の見解を、憲法94条、地方自治法14条に照らしての見解を明確にしていきたい。</p>
B2	<p>B-1 「市としての基本的な考え方及び家庭…役割を明らかにする」市が各家庭がどうあるべきという方針を打ち出すと言うことなのか？市民の認識を高めるとしているが、子育てに関係が薄い市民からの協力を得られる見込みはあるのか？この条例は大人と子ども間の権利の約束などを記載しているが、子どもと子ども間での権利というのはどう考えているのか？大人が子どもの権利を守る義務があるなら、子どもは権利を得ることでどういう責任や義務が生じるのか？</p>
B3	<p>B-2 市内に在学する学生も対象となるならば、その人数はどれくらいになるのか？そしてその子ども達を面倒みるために市民の納めた税金が利用されることに違和感がある。</p>
B4	<p>(4) B-1目的規定については、書きぶりが武蔵野のまちの形成という観点が強く出ていますが、何よりも子どもの人権が尊重される社会を強調してほしい。</p>
B5	<p>(5) B-2 用語の定義について 子どもの定義「その他これらの者とひとしく権利を認めることが適当と認められる者」があいまい。条例によって、子どもには権利が認められるのだから明確である必要があります。18歳になっても高校在学中はふくむとか、はっきりさせておいた方がよい。18歳以上の問題はこの条例に入れなくても、施策段階のプランとして実現できるのではないのでしょうか。 用語の定義については、この他に事業所など他にもきちんとしたほうが良いと思います。余計な疑義をうまないように。</p>
B6	<p>②乳幼児にも意見表明・参加の権利がある！ ・そこであらためて「条例骨子案」全体を通して読んだときに、乳幼児のとらえ方や位置づけがかなり弱いということに気づきます。「この条例がめざす方向性」や「前文」には「学校」という言葉は頻繁に出てきますが、乳幼児または乳幼児施設の言葉は見当たりません。唯一「A-4 条例制定のプロセス」の「上記骨子の基となる考え方」に「学校等」が一か所出てくるだけです。乳幼児施設の立場から見るととても異様に感じます。</p>
B7	<p>・「A-5 前文への子どもの声・言葉の反映」には「中高世代のワークショップ「Teensムサカツ2022春」における子どもの言葉を含めること」とあります。これはこれでとても良いことですが、乳幼児の声もぜひ反映する工夫をしていただきたいです。実践の中から大人が代弁すれば可能です。</p>
B8	<p>・「B 総則」の「B1 目的規定」においても「家庭、学校、地域の役割を明確にすることを目的とする」と限定しています。その後の「B-2 条例上の用語の定義」には「育ち学ぶ施設」として幼稚園、保育所、児童養護施設等を入れているのですから、「学校」と並べて、せめて「乳幼児施設等」または「育ち学ぶ施設」などと併記することを望みます。</p>
B9	<p>・乳幼児の意見表明・参加の権利は、先に引用した国連子どもの権利委員会が指摘するように、乳幼児施設における法的手続、政策の策定、及びサービスの開発などがしっかりと根づいたものとされるべきことを要望します。</p>
B10	<p>・要するに、「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことかを条例の中でもう少し具体的に明らかにし、位置づけておくことがどうしても必要だと考えます。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加の状況」が見えなくなってしまう、「子ども計画」のなかで検証もされなくなってしまうからです。</p>
B11	<p>pp.8-9 B 総則 について (B-1について) 意見6: 補足意見で「特にこの条例では、武蔵野市で進めてきた子どもの居場所施策の継続的な推進を目指すことが重要です。」とあるが、そこまで記載するのなら何の施策を指すのかを載せたほうが余計な邪推を生むことなくスッキリすると思います。</p>
B12	<p>(B-2について) 意見7: 「子ども＝18歳以下」と年齢だけで足切りしない定義になっていて、とても良いと思います。</p>
B13	<p>意見8: 市民についての定義に「市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行うもの又は団体」が含まれているのは違うという意見を聞いたが、武蔵野市自治基本条例に定められているとおりなので全く問題ないと思う。しかし日常的には市民＝市内在住・在勤・在学のみ印象が強いので、自治基本条例で定められていることを記載してはいかがでしょうか。</p>
B14	<p>p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考えます。 その議論を深めてほしい。</p>
B15	<p>加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけではなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。</p>
B16	<p>8 ページ B 総則 補足意見に居場所が出てきますが、子どもの命と人格を守るために、「逃げ場所、シェルターの設置」の検討を入れていただきたいです。</p>
B17	<p>2. A-2権利の保障方法に、「子どもの権利は、国の法律などのほか、家庭や学校など子どもにとって身近な生活の場、身近な人間関係の中で保障されることが望ましいこと。」とありますが、これは、「子どもの権利は、---身近な人間関係の中でこそ補償されるべきであること。」とした方が市民生活の中で生きていくための権利というニュアンスが強化されると思います。また、B 総則のB-1 目的規定の骨子の2番目ともしっかりつながると思います。</p>
B18	<p>B 総則に乳幼児の施設 幼稚園、保育所などの施設の役割を加えてください。</p>

C 誰が保障するのか

カテゴリー番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
C1	武蔵野市には、憲法94条及び地方自治法14条に定めのある通り、「法律法令の範囲内」で「地域の事務に限り」条例を制定できることを肝に銘じてほしい。本市が策定する条例は、「日本国憲法」「児童の権利に関する条約」及び今国会で審議中で来年4月に施行予定の「子ども基本法」他の法律法令条約の下での条例であるべきである。子ども基本法他の法律法令条約と齟齬が生じないよう、本条例の用語は定義するようにお願いしたい。市政を混乱させるような無責任なふるまいは慎んでいただきたい。
C2	C-5事業者の役割について、「事業者」について。 ここでいう「事業者」とは、子ども基本法案第6条(事業主の努力)に記載の「事業主」と同義と認識してよいのか。市の見解を明確に示していただきたい。
C3	(子ども基本法案第六条) 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。 この子ども基本法上の「事業主」に該当する、武蔵野市条例上の用語は「武蔵野市内で事業を行う事業主」となる。武蔵野市の権能が及ぶのは武蔵市内の事業主であって、市域外の事業主ではないと考えられる。 子どもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。 この点、憲法94条、地方自治法14条に照らしての市の見解を明確にしていきたい。
C4	C-2 市民のサポートは強制的であってはいけないと思う。子どもの権利もあるが大人にも権利があり自由があるべきではないか？子どもの権利に拘らず、老若男女の権利を忘れては同等であるべきでは？
C5	C-4 これは学校や教職員の理解を得れるのか？武蔵野市の教職員をやりたがらないなどということにはならない？
C6	<sup>(6)</sup> C-3 2文目の「保護者は…精神的暴力に寄らない養育をめざすこと」の記述は一貫性がないし、児童虐待防止法の虐待には、ネグレクトや性的虐待が含まれるし、その虐待は絶対してはいけないというメッセージが弱い、と思います。
C7	pp.10-12 C 誰が保障するのか について (C-3について) 意見9: 補足意見だけでなく、骨子案の部分にしっかりと「保護者は子どもがヤングケアラーにならないよう行政等の支援を得るよう努力する」旨の記載がほしい。
C8	意見10: 「保護者・家庭の子育てにおける第一義的責任」について、≪上記骨子の基となる考え≫にあるように、養育困難な状況に陥る保護者・家庭がある以上、その状況から速やかに子どもを救い、子どもの最善の利益を実現するためにも、保護者・家庭の責任を強調しない現在の骨子案のままがよいと考えます。
C9	(C-4について) 意見11: 育ち学ぶ施設の設置者・管理者・職員だけでなく、出入り業者・地域の人・部活 指導者など施設やその活動に関わる人たちすべてに認識が必要な内容だと思います。
C10	意見12: 「育ち学ぶ施設のルールが子どもの権利を侵害してはなりません」という考えは 本当にその通りで、残念ながら市立学校に不足している考えだと思う(『子ども の権利と義務はセット』という誤った考えは根深いです)。現状の改善を求めます。
C11	p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考え。 その議論を深めてほしい。
C12	加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。
C13	10 ページ C 誰が保障するのか C-1 市の役割 条例の骨子に追加として「〇市は、この条例実現のため必要な法制度の制定については、国または都に働きかけること」当たり前のことですが、入れてはどうでしょうか。
C14	C-2 市民の役割 条例の骨子に追加として「あらゆる場で、子どもの権利条例を学ぶ機会を工夫する」と入れてはどうでしょうか。
C15	C-3 保護者の役割 条例の骨子に追加として「保護者は子どもの養育の困難に面したときには、抱え込まずに相談する姿勢をもつこと。」を入れてはどうでしょうか。
C16	C-4 育ち学ぶ施設のやくわり 条例の骨子に追加として「〇指導の名のもとに、人権侵害を起こしてはならない」 追加として「〇施設とは独立した第三者機関による相談窓口を子どもに公開する。」を入れた方がいいと思います。
C17	P-12 C4 施設の役割 「居場所」にかかわる「人」が大事です。 例えば学校に行きたくない子がコミセンに来た時、普通に受け入れて見守るなど。そろそろ給食だから学校に行ってみれば・・・?とか声をかけてやるなど。その子に合った対応で。
C18	子どもの権利に関する条例のご検討をありがとうございます。 8.9pに「子ども」は、18歳未満のすべての者として、乳幼児も含めての対象としてくださっていると思います。しかし、12p<C-4育ち学ぶ施設の役割>の骨子の基となる考えに、乳幼児教育施設・保育施設が書かれていません。
C19	3. C-1 市の役割・責務(公民連携等を含む)の骨子の1番目に、「市は、---環境整備および支援を行うこと。」とありますが、市自体の役割をより明確にするため、「市は、---環境整備を行うこと。」として、市民や関係諸組織・諸団体への支援とは独立した記述とすべきともいます。
C20	4. C-3 保護者の役割の骨子の基となる考えに、【保護者は、子育てにおける「第一義的責任」があります。】とありますが、「第一義的」は削除すべきと思います。補足意見の一つにある「家庭」が除かれていることは評価できますが、第一義的という言い方をすると、保護者以外の関係すべき人々の責任逃れをもたらしかねません。役割に順位を付けるような表現は止め、「重要な責任」とでもしたらどうでしょうか。

C 誰が保障するのか

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
Q21	5. C-5 事業者の役割の骨子の一つに、SDGs 8にある児童労働に関する言及を追加すべきと思います。発展途上国などで問題になっている児童労働は、日本ではあまり問題ではないのかもしれませんが（実体については知りません）、ヤングケアラーについてどこかで触れた方が良いと思います。これはD-2 に関係づけた方が良くもありません。
Q22	「E 保障すべき子どもの権利」がおとなに関する条項（C, D）の後に置かれているが、条例では「子どもの権利とは何か」という内容の項目Eを先に置き、それを支えるプレイヤーは誰かという項目（C, D）、そのプレイヤーがどのような仕組みの中に位置づけられるかという項目（F）につなげると、子ども主体の条例であることがより明確になると思う。（日本国憲法も人権に関する条項が前、統治機構に関する条項は後に置かれていて、この並び順に違和感はないと思う。）
Q23	「誰が保障するのか」（C）「保障すべき」（E）という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。Cは、Dで使っている「支える」という言葉に置き換えたほうがいい。Eは単に「子どもの権利」でよいと思う。
Q24	C-4の育ち学ぶ施設の中に入っているのかとも思いますが、現在の就学前の子どもの育ちに欠かす事の出来ない役割を担っていると考え きちんと表現して欲しいです。ムサカツの内容は素晴らしい話し合いです。自分の思いや考えをしっかりと伝える力は学校に入ってつくのではなく、乳幼児期の育ちが大切です。どの子にも発達する芽があり、力があります。是非保育所等の声を聞いてください。

D 子どもを支える人びとへの支援

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
D1	1. 保育園 幼稚園 小学校の身近な教育者が保護者を支えて、子どもの成長を見守れるようにしてほしい。 朝、夕方など職員の数も手薄い所もあるので職員の数を増やせるように予算が欲しいです。 そこを解決しないと、保護者が心と体健康じゃないと、子どもの心と体が維持出来なくなるので。 職員の数もギリギリな所に、子ども権利条約を始めると、職員の負担になるので子どもに負担になるので、子ども権利条約を大切にすれば。まずはそこから予算が欲しいです。
D2	・D-2 保護者、家庭への支援 では、子どもに必要な家庭環境を確保していこうとする努力に対して支援するとしているが、外国にルーツのある家庭では、文化的背景からも子どもの教育、進学などについて無理解、無関心の保護者も存在する。子どもの権利について、国を超えて理解されるよう、周知、情報提供が徹底されるべき。
D3	D-1 子どもを支えてくれる人とは具体的に誰ですか？
D4	D-2 支援をする前に予防するような政策の方が大事ではないか？
D5	D-4 支援する団体をどうやって決めるのか？
D6	⑤学校等について P15「教職員、保育士等に特段の重きを置いた支援に取り組む必要」との記述があります。 ならば教職員・保育士・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの数を増やし、少人数学級の実現が必要です。また、保育士の給料を上げることも必要です。
D7	(3)保育者の処遇、配置基準の見直しは子どもの権利保障に欠かせない！ ・「D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援」は子どもの権利保障をしていくうえでとても重要なことが次のように述べられてあります。 ○市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、学校等の学び育つ施設の主体的努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。 ○市は、子どもの権利保障に欠かせない『育ち学ぶ』環境を確保していくために、施設の職員の尊厳を配慮し専門性を高める研修を行うとともに、必要な心理的、福祉的支援に努めること。 ・子どもの権利保障のためには、保育園など「育ち学ぶ施設」に対する市の人的・物的・財政的支援や研修及び心理的、福祉的な支援が欠かせないと指摘されています。まったく同感です。 ・本意見書の前半(2)で、私たちが子どもの権利条約を保育に生かそうと考えた背景の四番目に、保育者の処遇と配置基準の見直しが不可欠であると述べました。その趣旨と同じものと理解しています。
D8	pp.13-15 D 子どもを支える人びとへの支援 について (D-2について) 意見13: この骨子案に、子どもをヤングケアラーにさせないために市の役割や保護者の努力について書き込めないでしょうか。
D9	(D-3について) 意見14: 職務上の悩みをもった教職員や保育士が「上司や管理職を通さず直接相談できる」環境をぜひ整えてください。子どもの権利侵害を相談したくても、管理職を恐れ、理解がないため相談できないという事例はあると思います。
D10	(D-4について) 意見15: 育ち学ぶ施設・保護者・地域の子どもの支援者が合同で子どもの権利についての学習を行ったり、共通認識を持つように努めるという考え方は大変素晴らしいと思う。実現を望みます。
D11	p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考えている。 その議論を深めてほしい。
D12	加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。
D13	P-15 学校への支援 学校は子どもにとって一番楽しい居場所の筈です。「主体的な努力を尊重・・・」ということで踏みこめない。市として工夫して、少人数学級、先生の加配、地域との連携など、予算をつけて実行するべきです。 ※P-1に、学校の疲弊状況をふまえて・・・とありますが、このことばは使ってほしくないです。困難な中で努力に毎日子どもと向き合っている先生方に失礼です。
D14	15p<D-3 学校等、育ち学ぶ施設の役割>の骨子の基となる考えには保育士等とは入っていますが、タイトルでは学校等でまとめられてしまっている印象があります。乳児から学びは始まり、乳幼児期に作られた育ちと学びの土台が小学校以上の育ち・学習につながるのではないかと思います。命を守る点では乳児からの視点が必要ですし、意見表明についても乳幼児も様々な表出・表現でその思いを表すことはできます。乳幼児が生涯にわたる土台であることを踏まえ、乳幼児に関する視点をもう少し入れていただけましたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。
D15	子育てで奮闘した時期は遠くに過ぎたものの、子どもの虐待やいじめの報道に接するたびに心を痛めています。同じ市内に娘夫婦が住んでおり、時として小学校に入ったばかりの孫を預かることがあります。この子やその友だちたちが少しでも幸せになれる社会にすることは、私たち年寄りの仕事でもあるんだなと思っています。 今回、子どもの権利条例に関する中間報告を拝読しましたが、この条例を制定すれば、子どもの権利が守れるようになるのは、正直なところピンときませんでした。しかし、昨日スイングで行われた意見交換会に参加し、喜多先生の、「子どもの権利を保障するために、国の課題もあるでしょうし、都の課題もあるでしょうが、子ども自身の声が届くのは基礎自治体です。ここの取り組みを通して、子どもたちに、あなたたちは権利の主体であり、あなたたちの意見を私たち大人は受け止めますというメッセージが届くのです」というお話を聞いて、「本当にそうだ」と感銘を受けました。
D16	仮に、今回の条例が理念宣言型の条例に止まったとしても、そこで語られる、子どもは権利の主体であり、その意見を大人は受け止めるとのメッセージが、武蔵野市の施策の隅々に行き渡っていくのであれば、その意味は決して小さくないと思います。ましてや、喜多先生もおっしゃったように、どういう人が選ばれるのかに大きく左右されるとしても、適切な人を得て、オンブズパーソンが制度改善にまで力を発揮するようになれば、それはとても大きなことだと思います。

## D 子どもを支える人びとへの支援

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
D17	私の考えていたことを具体的に言えば、子どもを取りまく状況の中で、非常に大きなウェイトを持っているのは学校だと思うのです。私のもう一人の娘は別の地域で教員をしていますので、今の社会の中で学校がどれほど大切な役割を、教員たちの猛烈な負担の中で果たしているかは分かっているつもりです。それこそ子どもたちを見守るためには、家庭の中にまで入って行かざるをえない教員の仕事、その教員たちの悲惨な労働条件。その議論をしないで学校の改革を求めても机上の空論になることはよく承知していますが、それにしても、子どもたちが権利の主体として尊重されるためには、学校が変わらなければならないと思うのです。 意見交換会での喜多先生のお話から、検討委員会に校長先生がお一人入っていらっしやるだけでなく、検討委員会として教育委員会とも綿密に議論されていることが分かりました。今回の条例制定が一つの契機となって、学校が、一人一人の子どもが権利の主体であり、その意見が尊重されなければならないという方向に変わっていくことを期待しています。
D18	「E 保障すべき子どもの権利」がおとなに関する条項（C, D）の後に置かれているが、条例では「子どもの権利とは何か」という内容の項目Eを先に置き、それを支えるプレイヤーは誰かという項目（C, D）、そのプレイヤーがどのような仕組みの中に位置づけられるかという項目（F）につなげると、子ども主体の条例であることがより明確になると思う。（日本国憲法も人権に関する条項が前、統治機構に関する条項は後に置かれていて、この並び順に違和感はないと思う。）
D19	「誰が保障するのか」（C）「保障すべき」（E）という文言は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。Cは、Dで使っている「支える」という言葉に置き換えたほうがいい。Eは単に「子どもの権利」でよいと思う。
D20	子どもを支える人への支援の必要性が入っているのはとてもよいと思いました。保護者、家庭への支援が、当然のものとして（後ろめたいやずるいや恥ずかしいやあまえてるなどではなく）より進められたら、権利が守られる子どもたちがたくさんいます。また、学校や施設等で子ども達を支えているのに、まだまだ身分保障や賃金保障等が不十分なものがあります。子どもたちを支える専門職等、条例がバックアップするものになると思います。
D21	「D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援」の2つ目の○印および《上記骨子の基となる考え》の2つの○印に対する意見 2つの○印にある考えは教職員の実態とのズレが大きく違和感をおぼえる。とても観念的な見方であり、真に学校の支援にはならないと考える。 1つには、管理職と直接関わる教員とでは子どもの実態の捉え方も教育施策に対する立場も違うことである。教職員は、子どもと在校時間は共有しているが、多忙化の中では実際に子どもに向き合う時間は短い。直接子どもと向き合う教職員の意見がより多く反映され、十分に向き合う時間が確保できるような支援こそ必要である。専門性を高めるための研修は否定するものではないが、「研修の自由」を保証する点から強制を伴うものであっては決してならない。したがって、「研修に努めるとともに」の文面は「研修を奨励し」程度の表現にしてほしい。
D22	2つには、「学校の限界を自覚して、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの心理的福祉的支援を受け止め」の文についてである。 主語は「教職員は」となっているので、現状では自覚していないことになる。これは正しい実態なのだろうか。連携、協働しなければ解決できない実態があり、それぞれの事例が社会状況を反映して複雑化している今の状況では教職員の不十分さだけとは言えない。問題の捉え方が教職員の立場を反映していない。
D23	以上から、「学校等、育ち学ぶ施設への支援」には、教職員や保育士等、現場で働く人の労働環境向上への施策と、子どもに直接関わる人々の声を直接聞き取る機関や意見交換の場の設定こそが必要であると考えます。
D24	ざっと目を通した程度なので的外れでしたらすみません。子どもだけに関することだけではないのですが、豊かさとは選択肢の多さであり、正しさは変化しつづける不確定なものでもあると思っておりますので、細かくがちがちに定めて全てが連携して一体化して取り組む形を目指すのではなく、心や体のゆらぎも加味した柔軟なものであることが必要だと思います。具体的には、「参加する権利」と同時に「参加しない権利」も保障されると良いと思いますし、連携についても「それぞれのベストな距離感で」連携できる環境であることが良いと思います。
D25	条例は、まず足元の問題解決を追求してほしい。あと、学校に課す案件が多くなると教員・学童スタッフが疲弊するので、学校は施設提供に徹し、部活などソフト面は積極的に外部・民間に委託することで、子供と学校のかかわりを減らしていく方が、良いのではないだろうか。出席日数も減らしてよい。学校がすべてではないという体験が、もっと多い方がよい。
D26	● 子どもにかかわる仕事に携わる人たちの研究・研修と広報について（骨子案のD、E） 幼稚園・保育園・小中学校・学童保育・福祉施設などに働く方たちが、子どもの権利に関して幅広く研究・研修する機会を保障することが必要だと考えます。それは、子どもの権利条約はこれまでの日本の法令になかったことが含まれていると同時に、前近代的なジェンダーバイアスや家父長制的な人間観を拭い去れない感覚のようなものとは相いれない、子どもを真に人間として尊重する考え方が含まれていると思います。例えば、先に述べた権利の主体という考え方もそうだし、遊ぶ権利や休む権利があるということも労働者には労働法で規定されていましたが、子どもについてはここで初めて法令化されました。 そのようなことから、漫然とこれまでの研修を進めるだけでなく、その仕事にふさわしい自由な研究や学習機会を保障することが必要だと考えます。 このことは、子どもの権利を認める、見守る、理解する、保障する大人たちがいなくては実現されません。そういう点からも、上記のような仕事に就く人たちはもちろんのこと、すべての市民が学ぶ機会を作ることが必要と考えます。タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
D27	○子どもを支える人びとへの支援について ・「おとなが幸せでないと子どもは幸せになれません」は、まったくその通りだと思います。ただ、市のできるものが「研修機会」程度しかないのは残念です。 しかし、大人を幸せにできる環境や社会制度の改善については、市行政の及ばない範囲が大きいのも事実で、やむを得ない感はあるが。 ・学校や保育園等については市行政や教育委員会の及ぶ範囲なので、条例化すること自体には意義がある。ただし、努力義務で終わりでは意味ないので、今後の計画具体化を期待します。



## E 保障すべき子どもの権利

カテゴリー番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
E1	・E-1外国にルーツのある子どもたちの日本語の理解が進むと、話せない保護者がそれに依存するようになる。文化的に家族で助け合うことを重んじる文化であれば、子どもが生活全般の通訳の役割を担い、精神的、時間的にも負担を抱えていることも多い。介護・介助と同様、「ヤングケアラー」として通訳の役割を担う外国籍の子どもがいること、親の日本語教育の機会や公的な場面での通訳支援の充実が必要であることを共有すべき。
E2	E-1 「休む」権利は言葉をマイナスにとらえる児童や保護者もいるかもしれない。また、不登校児童の心の配慮も考え「子どもには自由に時間を過ごす権利があること」という文言を提案する。
E3	E-2 学校が疲弊しているというのに先生方へさらに研修や公衆を課するのは逆に負担になるのではないか？
E4	③子どもの学ぶ権利・休む権利について 学びから知識が得られ正しい判断が出来ます。が、時には休むことも必要です。 P14「子どものうちから親になるとはどういうことを学ぶ機会を持つこと」はぜひ実践していただきたい。 また、LGBTQ+の授業も学校でしてもらいたい。
E5	休む権利については地域の理解が重要だと私は思います。また、休む権利を子どもが知ること将来過労死が防げると思います。 P18「学校が子どもの休む理由を把握していることは、子どもの支援という観点からも重要である」との記述があります。 しかし、先生が原因の場合は地獄です。慎重な対応が必要だと思われる。
E6	P16「子どもには、その容姿、髪型、服装等の自己表現が尊重され、その個性を実現していく権利があります。」との記述。 ならば、ブラック校則の廃止が必要です。
E7	■子どもの居場所 ＜子どもに広い社会を＞ 学校に行く、行かないに関わらず、安心して過ごすことのできる場所がたくさんあること、また、学ぶ場所を選んだり、共に立ち止まる仲間と出会う、など社会から外れた気持ちにならないよう、過ごせる場所が当たり前、身近にあるといいと思う
E8	■子どもの意見表明 ＜子どもが参加するとは＞ 子どものことを決める際、検証していく際に、大人の会議ですが子どもの意見も聞きますよ、ということだけではなく、その意見を主として柱を立てていく大人の役割が問われていくように思います。
E9	＜構成員としての参加＞にあるように、 子どもたちの目の前から、実感していくことが何より重要だと感じました。 目の前の「学校」で実感できないものを、放課後の会議に位置づけても意味がないと思います。 学校が子どもたちの聞く耳を持って、共に改善していく。その中で、社会の仕組み や、その歴史を知って、次は、自治体や社会に声を挙げていく手伝いを学校の大人がしていくことが重要ではないでしょうか。
E10	■大人の学び 学校の取り組みとして、子どもたちが自分たちの権利をきちんと考える場を持つと共に、その保護者も取り組みを通して、学び、理解すること 妊娠中から、「子ども」というものを所有物でなく、1人の人として接することの大切さを学ぶこと 地域の大人が子どもの発達と権利を理解できる場があることが、大切だと思っています。 私たちが目の前の活動から、出来ることを意識して取り組んでいきたいと思っています。
E11	まとめなければいけないので難しいことではあると思いますが、「権利」は一方だけに保障されるものでなく、「参加する権利」があるなら「参加しない権利」もあると良いと思います。 難しい事ではありますが、制度や権利はある意味「正しさ」を意味しているもので、とても強いものでもあり、積極的であることが善となりやすく、そこから生まれる分断もありがちなので、諸刃の剣とならなければ良いと思います。 (私も結構切りつけられることもあり、正義の名の下に切り付けてきた当人も傷を負っているなあと思う事があるので(笑))  人は「わかっちゃいるけどねー」という事も多いですし、保護者の方も理想とされる形と現実の乖離に苦悩している方もとても多いように思います。 正しい事とできる事は違いますが、事実(現実)からしか未来はつながらないので、そんな人間のゆらぎも理解しながら、課題に対してフォローできることがあった場合に最大限で動ける環境があれば良いと思います。 これも理想ですけど(笑)  私もできること頑張ります
E12	pp.16-20 E 保障すべき子どもの権利 について (E-1について) 意見16: 子どもの休む権利について。「受験や塾で学校を休むことも含まれるのか」という意見や否定的な考えがありますが、理由は何であれ「学校を休むことが子どもにとって最善の利益」になるのであれば尊重すべきだと考えます。「登校すること」がしんどい事には変わらないからです。
E13	意見17: 子どもの休む権利について。特別休暇制度について委員会でも議論がありましたが、高校受験に内申点制度があり欠席の日数によって点数に影響が及ぶ限りは、普通の欠席とは違う“内申点に影響しない欠席”のカウントがあってもいいと思います。忌引きや感染症等による出席停止も含めて“特別出席”にしてしまうとか。
E14	意見18: 子どもの意見表明権・参加する権利についての考えに「育ち学ぶ施設の一員として運営参加することを目指すべき」とあるが、それには既存の児童会・生徒会だけでは代表児童生徒の意見しか反映されず不十分だと考えます。運営参加の機会や手段の充実を求めます。
E15	意見19: 子どもの意見表明権・参加する権利について。コミセンの利用規則などに対しても地域社会の一員として意見聴取されたり、意見を表明する権利があります。多くのコミセンでは中学生以下は子どもだけの個室利用や予約ができず、18歳以上にならないと運営委員になることができません。“地域の子ども”と大切に考えるのであれば、必要以上の子ども扱いはむしろ差別的で。
E16	意見20: 子どもの遊ぶ権利について。「教育、発達といったおとなの目線から子どもの遊びの意味(目的)を狭隘に捉えないことが大切です」という考え方に賛成です。

## E 保障すべき子どもの権利

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
E17	意見21: 子どもの学ぶ権利について。「義務教育なのだから必ず小/中学校に通学すべき、不登校で自宅学習をしたり、フリースクールに通うなどまかりならん」という考えが多くの大人や子ども、残念ながら学校関係者のなかにも存在します。
E18	意見22: 子どもが差別されない権利について。容姿・言葉・文化などわかり易い違いだけでなく、容姿や言葉・振る舞いなどの違いがないにも関わらず、外国籍というだけで差別を受ける子どもがいます(大人も同様ですが)。国籍差別についても考えが及んでおり素晴らしいことだと思います。
E19	意見23: 子どもが差別されない権利について。考え方の中に「出自で差別されない」事について触れられていなかったことは、子どもにも関係ある差別なので残念に思います。
E20	(E-2について) 意見24: 骨子案にあるとおり、市はあらゆる大人に対して子どもの権利の広報・普及、研修・学習をおこなってください。
E21	意見25: 「武蔵野市子どもの権利の日」について。記念日を制定することによって大きく広報・普及する活動の一助となるのであればいいと思います。ただし、お祭り騒ぎだけになってしまったり、広報が目的となり真の理解に至らないイベントになってしまつては困ります。
E22	(E-3について) 意見26: 「子どもには、子どもの権利を知る権利があること。」は骨子案の中でも本当に重要な事です。自分の権利を正しく知り理解できれば、一部の大人が心配するような「権利をふりかざす子ども」にはならないと考えます(相互尊重の原則も学べるため)。
E23	意見27: 子どもが子どもの権利を知ることにより、子どもが負わされる必要のない「義務」から正しく逃げることもできるようになります。
E24	意見28: 子どもが子どもの権利を知ろうとしたり、行使したりする邪魔をする大人に対しての罰則規定があってもいいぐらいです。
E25	P17 (6) 子どもには、自分の意思で学ぶ権利があること。 ↓ ・この○をいくつか読むと、学校外の学びの場を指していると思いますが、まずは今の学校そのものが、子どもを主体とした学びの場に変えることが必須だと思います。そしてその上で、どこで学んでも良いのだよ、としないと、今ある差別・いじめ・排除は今後もさまざまな形として続いてしまうと思います。他のページにそのような意味のことがいくつか書かれてありますが、どこかの項目で学校についての在り方をはっきりと明記しておき、方向性がわかりやすいといいと思います。
E26	○すべての子どもが、学校に通うか否かを問わず、その子どもの意思で学ぶ権利を行使することのできるインクルーシブ(包摂的な)教育システムを目指すことが望ましいと言えます。 ↓ この表記はわかりづらいのではと思いました。『インクルーシブ教育システム』というと、日本では通常学級・支援教室・支援学級・支援学校を含めて連続性のある多様なまなびの場としていますが、条約を批准している国々では、『インクルーシブ教育』(その地域の学校にある通常学級でインクルージョンされている)に転換や模索しているのが潮流ですが、そこでの差異があります。ですので、学校外の学びの場を指して『多様な学びの場』と指す表現と一緒にすることで、混同され、2つの課題が混在してしまいます。学校が通いづらくなならない環境を構築していくこと、そしてその上で、学校以外で学んでも大丈夫なシステム、休んでも安心してまた出で行ける環境をつくっていくひつようがあります、というように書き方を変える工夫が必要に思います。
E27	(7)子どもには、差別されない権利があること。 ○子どもは障がいによる差別を受けません。障がいのある子どもが、共に学び、共に生きていくために、その個別のニーズが配慮され、尊厳が確保されるとともに、社会的自立を促進し、地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していくことが必要です。 ↓ 今も継続されている差別が無くなるよう、すべての子どもにとってインクルーシブな学びの場や地域に転換していきましょう。障害のある子だけでなく、別の項目立てになっている、外国籍の子・性的マイノリティーの子・今は不登校と呼ばれている子など、すべての子ども達はいかなる場合でも差別されず、インクルーシブな学びの場(地域の学校や、その地域社会で)で参加できるサポート体制の整備と構築が必要です。障害の社会モデルと人権モデルを基本として考え、障害はその人にあるので無く社会の構造で起きているという主旨から、『障がい』を『障害』と変更を提案します。
E28	p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考え。その議論を深めてほしい。
E29	加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。
E30	16 ページ 補償すべき子どもの権利 条例の骨子の追加として、一番初めに「○子どもには基本的人権がある」を入れてはどうでしょうか
E31	17 ページ (6)子どもには、自分の意志で学ぶ権利があること 追加として7 番目に「能力、進度に合わせた学習支援が必要な子どもには、学習支援がなされる必要があります。」を入れてはどうでしょうか。
E32	19 ページ E-2 子どもの権利の広報・普及・研修・学習 条例の骨子に追加 本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報⇒本条例の普及、啓発のために、あらゆる場と機会での広報

## E 保障すべき子どもの権利

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
E33	<p>中間報告を読んで立派な内容に賛成する者ですが、私が特に賛成するのは次の項目です。 E-1 (3)子どもには休む権利があること これはとても重要な権利だと思います。 近年不登校児が増え大きな社会問題になっています。当事者である子ども、親がどれ程悩んでいるかを思う時、この権利が保障されていて、社会的通念になっていればこの様な社会問題も解決の糸口になるのではと思う次第です。 是非すすめていただきたいです。 以上</p>
E34	<p>P-16 「休む権利」（病欠とは意味が違うように思えます。） 「学校を休む」ということなら、「学校に通う権利の放棄」です。 休んだ分を先生が補う、という必要はないと思います。 「子ども特別休暇」はナンセンス。休みたければ休む。 学校に行かないなら違う方法を提供してあげる、どんなおとなになるか一緒に考えてあげる、それがおとなの義務かと思っています。</p>
E35	<p>P-17 インクルーシブ教育システム 武蔵野市ではインクルーシブ教育について特別支援、個別のニーズにこたえるという形で分離していく方向になっています。 小学校ではまず全員地域の公立小学校に入学するように、必要に応じて支援学級などを利用できるようにする。前提として、保育園、幼稚園がどこでもハンディのある子を受け入れる。早く実現してほしいです。東京パラリンピックの記憶がうすれないうちに「共生」の実現を。</p>
E36	<p>P-19 子どもの義務はない、というような表現について おとなになれば、権利に対して義務はついて来ます。これを教わらずに育つことは不幸です。表現を変えてでも、例えば「発言したことには責任をもつ」というようなことを表わしたいと思います。</p>
E37	<p>P-19 子どもの権利の日 5月5日 子どもの日 をあらためて強調することがよい。</p>
E38	<p>意見⑤ 主にE-2とE-3について 上記意見④とも関連しますが、E-2は大人への啓蒙活動が非常に重要になると思います。具体性への落とし込みをいかに図るか？ また、E-3は子どもに対する人権教育をいかに進めるか、この具体性。子ども自身がおのおの権利意識に敏感になることで、ほんの少しですがいじめ等が発生した場合の子ども同士の自浄作用が期待できるという側面もあると思います。しかし、これを教えるのはやっぱり大人なんですよ。大人(教職員)自身の意識改革のスイッチが入るか否か？</p>
E39	<p>「E 保障すべき子どもの権利」についての意見です。内容自体には賛同すべき点もありますが、(2)の2番目の○です。子どもは、社会で自立するために資質・能力・教養が必要です。まず、身に付けて、バランス感覚を養い、自己の意思で自分らしくということを理解しなくては権利とは言えないのではないと考えます。権利は責任を伴うと考えます。なので、この文の「～を身に付け、自己の意思で～」と「るとともに」をカットしてほしい。</p>
E40	<p>4番目の○も、同様です。「TPOの範囲内で」自己の表現が尊重され、と加筆する必要があります。</p>
E41	<p>子供の「特別休暇」については反対です。休暇をとっている児童の学習の保証について考えなくてはならず、多くの子供が異なる時期にまた、同時期であっても「特別休暇」をとることは教員の多忙化につながる懸念が懸念されます。</p>
E42	<p>6. E-2 子どもの権利の広報・普及、研修・学習の骨子の第3に、権利週間・月間などを定めることが言及されていますが、週間や月間ではなく「日」が良いように思います。交通安全週間など、決められた間だけ行えば良いような印象を与えているお祭りの行事は止め、日常的に実行していくためにインパクトのある一日を作る方が良いように思います。「子どもの権利」という言葉を少なくとも年に一度は耳にし目にするのが良いのではないのでしょうか。ところで、補足意見の1番目に【「子どもの権利の日」について、市は、すでに「平和の日」（11月24日）を定めており、それと同等の設置理由、歴史的背景等がないと制定が困難という意見】があったようですが、ここで言われている意味が分かりません。</p>
E43	<p>7. E-2の骨子となる考えに、【「子どもの権利と義務とは対」という発想から、「やるべきことをやれ」と義務を持ち出されることがあります。しかし、子どもの権利条約には、子どもの義務は規定されていません。】とありますが、規定されていないと言うことを理由に挙げるのではなく、子どもの権利の「権利」は、権利には義務を伴うと言うときの権利ではなく、人としての生存を保証する「人権」としてとらえるべきであるというような発想のてんかんが必要であると思います。</p>
E44	<p>この度、中間報告書を拝見させていただきました。 個人的に一つだけ改善したほうが良いと思う点があります。「子どもの権利条約」について、ユニセフなど国際機関が協力して作られてきていることは1ページ目でわかります。 ですが今、武蔵野市がどのような活動をしているのかというのが、あまりわからないと思います。 「子どもにとって大切な子供の権利」の欄にある7つの項目。それらについて武蔵野市がどのようなことをしているのか、その具体例を少し上げてみるのも良いのではないかと思います。 それ以外に関してはとても良い内容だったと思います。子どもがこのように社会の権利を知ることはとても重要なことだと思います。これからも頑張ってください。</p>
E45	<p>資料を拝見させていただきました。子どもたちのことについて考え、意見を形にしてくださってありがとうございます。僭越ながら何点が意見を述べさせていただきます。 ・「子ども特別休暇」について、現状では難しいかもしれませんが「子どもにも休む権利はある」ということを子どもたちが知っておくことはよいことだと思います。低学年ですと保護者の仕事の関係もあり気軽に休むことは難しいかもしれません。そういう家庭のために学童の存在がもう少し大きくなるというのかなと思います。</p>
E46	<p>・「子どもにとって大切なことは、どこで学ぶかではなく、何を学ぶかです」この視点はとても重要だと思います。子どもに携わる人すべての共通認識として大切にしたいと思います。</p>
E47	<p>・「性自認、性的志向等についての啓発に努め」とありますが、決してLGBTQと触れ合おう！のような見世物感覚ではなく、当事者が傷つかないよう最大限の配慮をお願いします。当事者達はマジョリティが理解するための教材ではないからです。長々と失礼しました。子どもの権利がより周知されることを願っています。携わる皆様、ありがとうございます。</p>
E48	<p>また、子どもの自由と権利を優先させ過ぎると 授業を受けない権利や学校へ行かない権利 性行為を低年齢で行う権利など、 子どもの健全な成長に害悪になってくる可能性があります。 子どもには、自由と権利以上に、成長段階に合わせた大人からの指導と保護が必要です。 その辺のバランスが取れる条例でなければいけないと思います。</p>

## E 保障すべき子どもの権利

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
E49	「E 保障すべき子どもの権利」がおとなに関する条項（C、D）の後に置かれているが、条例では「子どもの権利とは何か」という内容の項目Eを先に置き、それを支えるプレイヤーは誰かという項目（C、D）、そのプレイヤーがどのような仕組みの中に位置づけられるかという項目（F）につなげると、子ども主体の条例であることがより明確になると思う。（日本国憲法も人権に関する条項が前、統治機構に関する条項は後に置かれていて、この並び順に違和感はないと思う。）
E50	「誰が保障するのか」（C）「保障すべき」（E）という言葉は、子どもの権利のお墨付きをおとなが与えているような印象がある。Cは、Dで使っている「支える」という言葉に置き換えたほうがいい。Eは単に「子どもの権利」でよいと思う。
E51	○子どもには休む権利があること（健康・身体の回復のため以外に自分らしさを取り戻すための休み） 不登校の子にストレートに休んでいるのか行きたくないのか聞いてみてわかったこと。不登校児童は学校に行きたくても行けなく“結果的”に休んでいるだけ。自分らしさを取り戻すためではなく、らしさを貫きたいから“結果的”に休んでいる。骨子案は大人目線、大人主導で子どもに大事なことを取り上げているように感じる。現場や当事者の生々しい意見がこの「休み」という点から見ても条例に反映されているように思えない。アンケートの結果などが発表されているが、不登校児童や障害を持つ児童など、乳幼児などの具体的な意見が条例に反映されたのかが確認しにくい。児童アンケートやムサカツは年齢に制限あり登校児童やはっきりした意見を述べれ、述べたい児童の主たる意見にしかない。
E52	P1（2）条例による制度化～Aを基本に置きつつBの方向に進んでいくよう努力するといったときに、（1）めざす方向性はぜひめざしていきたいものなので、具体的な施策、改善につながる条例が遅くなりすぎずに条例となることを望みます。目指す方向性にある、市の子どもたちのアンケートで多く出されたという「平和に生きる権利、差別されない権利」重視とあります。本当に大事にさせていただきたいと思います。
E53	休む権利は学校を休む休まないだけではなく、家でゆっくり休息できているか（塾や習い事の問題もある）、文化活動やレクリエーションに取り組む時間を保証されているか、なども含まれていると思うので、学校を休むことに絞り込みすぎない方がいいように思います。ただ、学校を休む問題はあるので、休む権利の中の一つの部分の扱いでいいのではないかと思います。学校としてどう扱うかの制度化に踏み込むより、一番の問題は受験で使われことがあるから、欠席がつくのを気にすることになると思うので、（それがなければ、休みたくて欠席ついてもあまり気にしないのではと思います）受験で欠席を合否判断に使う部分が改善されていく世論形成につながっていくような、休む権利を周知、尊重していくような内容でいいのではないかと思います。
E54	①子どもの休む権利についてです。 有給はいらないと思いました。それよりも、休みたいと感じたときに、休ませる判断を保護者がしてほしいと思います。 ※有給という形は、職務に専念する義務があるので、有給が与えられるのだと思います。もし子どもが有給を取りたいとなったときに、保護者は仕事をその場で休みにできるのですか？
E55	17ページの、障がいのある子どもについて述べられている部分に対する意見です。 『地域社会に参加できるようにインクルーシブな学びの場が確保されるなどサポート体制を整備していくことが……』とありますが、細かいのですが、地域社会に参加『しやすい』インクルーシブな場所を増やしていく、として頂いた方がより良いと思いました。具体的には、障害があってもやむをえず地域の学校に進学できず、特別支援学校に通っている場合は、どうしても地域との繋がりが希薄になりがちです。なので、地域社会に『参加しやすい』、ウェルカムな雰囲気のある場所を障害がある子どもたちに向けて作るというのは、非常に重要な事なのではないかと考えています。そしてこれは結果的に、障害がある子どもたちだけでなく、外国籍の子どもや、家庭内で悩みのある子どもたちにとっても、優しい地域社会に繋がっていくのだと思います。
E56	また現在、市内で行われている障害理解教育も学校によって温度差があるのではないかと危惧しています。進学する学校によって、障害のある子どもや発達に配慮が必要な子どもが、不利益を被らない権利も必要だと考えています。
E57	ざっと目を通した程度なので的外れでしたらすみません。子どもだけに関することだけではなく、豊かさとは選択肢の多さであり、正しさは変化しつづける不確定なものでもあると思っておりますので、細かくがちがちに定めて全てが連携して一体化して取り組む形を目指すのではなく、心や体のゆらぎも加味した柔軟なものであることが必要だと思います。具体的には、「参加する権利」と同時に「参加しない権利」も保障されると良いと思いますし、連携についても「それぞれのベストな距離感で」連携できる環境であることが良いと思います。
E58	私は武蔵野市の小学校、中学校の卒業生です。中学生時代「責任ある自由」を自分たちで考えて過ごし、服装も制服ではなく私服でした。 子どもの権利に関する条例を作るにあたって、小学生や中学生の声を、小学校、中学校、私立学校の生徒、スクールソーシャルワーカーの方がヒアリング 学校外での聞き取りなど、多くの手立てをとって集めて条例にいかそうとしているということを引き、嬉しくうらやましくなりました。 私も中学生のときに関わりたかったなと思いました。私は気にしすぎて融通が利かない変にまじめすぎるところがあり、疲れてしまうことがあったので、休む権利、遊ぶ権利があるというのを見てとてもほっとしました。あの頃の自分に見せてあげたいと思う言葉でした。
E59	● 子どもにかかわる仕事に携わる人たちの研究・研修と広報について（骨子案のD、E） 幼稚園・保育園・小中学校・学童保育・福祉施設などに働く方たちが、子どもの権利に関して幅広く研究・研修する機会を保障することが必要だと考えます。それは、子どもの権利条約はこれまでの日本の法令になかったことが含まれていると同時に、前近代的なジェンダーバイアスや家父長制的な人間観を拭い去れない感覚のようなものとは相いれない、子どもを真に人間として尊重する考え方が含まれていると思います。例えば、先に述べた権利の主体という考え方もそうだし、遊ぶ権利や休む権利があるということも労働者には労働法で規定されていましたが、子どもについてはここで初めて法令化されました。 そのようなことから、漫然とこれまでの研修を進めるだけでなく、その仕事にふさわしい自由な研究や学習機会を保障することが必要だと考えます。 このことは、子どもの権利を認める、見守る、理解する、保障する大人たちがいなくては実現されません。そういう点からも、上記のような仕事に就く人たちはもちろんのこと、すべての市民が学ぶ機会を作ることが必要と考えます。タイトルとしては広報ということばを使っていますが、さらに踏み込んで「学ぶ機会の保障」だと思います。
E60	意見7 インクルーシブ教育は少人数学級でないといけない。インクルーシブ教育は障害者の権利に関する条約に日本が批准してからは推進しないといけない国際的な義務がある。そのためには、少人数学級を実現していかないといけない。少人数学級で学ぶのは子どもの権利の一つ。
E61	意見8 学校を休む権利は何で求められているかと言うと、学校がしんどいということと自己実現の時間確保の二点。後者はおいといて、前者についてのみ考えると、解法は二つしかない、学校がしんどくならないところに変身するか、しんどくならないために子どもが学校に行かないか。どちらかを選ばなければいけない。どっちも無い都合が良すぎる。
E62	意見9 パブコメ募集期間にも複数の人から権利と義務はセットだという意見を聞いた。目指している条例は侵害されている権利を保障するものであって義務については検討していない。どうしても義務を条例で課したいのであれば、子どもの権利条例とは別に子どもの義務条例でも提案すればいい。
E63	意見10 パブコメ募集期間にも複数の人から「権利を与える」という言葉を聞いた。権利は生まれながらに持っているもので誰かに与えられるものではない。
E64	意見15 産経新聞に「スクールカウンセラー配置3万件も不登校減少つながらず」という記事があった。武蔵野市でも今年度常駐の家庭と子どもの支援員を3名配置したり努力をしているが、配置だけで十分だろうか。

## E 保障すべき子どもの権利

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
E65	6-令和元年より教科武蔵野市民科で、シティズンシップ教育に取り組み、子どもの成長に合わせて段階的に人権・秩序・責任・自由など子どもの発達に合わせたカリキュラムとなっている。子どもへの意識啓発は、本科を基軸との理解でよいのかご所見をうかがう。
E66	7-表現の自由と校則について、学校現場との協議の経過が不明である。教育現場の混乱は厳に慎むべきと考える。
E67	○保障すべき権利について ・(条例の骨子)に掲げられた7つの権利を、特に「大切な権利」としているのか？(それとも例示なのか?)説明がないので、よく分からない。「子どもの権利条約」との関係でも不十分ではないか。
E68	まず『子ども権利条約』そのものについてよく知らない自分を恥ずかしいと思った。すでに1994年から日本もこの条約に加わっているとのこと。現在29才、34才になる娘たちを育てている間、この条約を知らずに子育てをしていたことに愕然とした。自分の勉強不足はもちろん反省しているが、社会的にもっと『子ども権利条約』の普及に努めて欲しかったと思う。 なので、中間報告骨子Eの ○市は、本条例の普及、啓発のために、あらゆる場での広報に努めること。 ○市は、市民が子どもの権利について理解を深め、～この条例のシンボリック行事として「武蔵野市子どもの権利の日」～もしくは子どもの権利週間・月間などを定めること。 が是非必要と思っている。
E69	骨子案Eの中で『これは?』と思ったのが ○子どもには、休む権利があること。 と言う一文である。 中学生、高校生が出席日数が足りなくて、進学の際に推薦が受けられない。また進級出来ないと言う問題を抱えている。 登校したくても登校できない子どもたち。事情は様々であろうが、この権利(休む権利)が認められたら救われる子どもも沢山いるに違いない。その権利があるだけで、気持ちが楽になる子もいるのではないか。
E70	(3)「子どもの自立する権利について」 あまり大きく取り上げられていませんが、子どもの「自立する権利」にも少し目を向けて頂ければと思いました。 家庭によっては経済的な自立を許さず、飼い殺しにする形で将来を奪われるお子さんがいる話が時おり耳に入ってきます。 身体的・精神的な虐待についてはお子さんを救う仕組みが整ってきたと思います。 ですが、身元保証人になることを許さないなど見えにくい形で「自立させない」虐待については世間でもあまり理解されておらず、誰にも助けてもらえず本当に苦しんでいるお子さんがいらっしやいます。 最低限のセーフティネット、救済手段が必要ではないかと考えております。 解決や改善は難しいと思いますが、問題提起だけはさせて下さい。
E71	子供には自分らしく育つ権利がある。 教えられて育つだけでなく自分で自分を育てる力がある。その力に気づき、信頼し、力を活かし自信をもって生きていくことは子供の権利。皆と同じでなくても自己表現が尊重されて個性を実現していく権利がある。 これは本当に必要な権利だと思う。

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F1	あそべえがつまらなくて、高学年 中学年から利用しないのであそべえ 放課後の充実を予算が欲しいです。毎回、どんなあそべえにしたいか子どもが決めて楽しくして欲しい。
F2	学童クラブのスタッフで、子どもの人権に関わるトラブルも解決しようとしていなかったので、活動内容の充実 子どもがやりたいこと 玩具など聞いて工夫して欲しい。子どもを力で押さえつけるので、環境見直し 子ども達が怒らない環境作りの見直しをして欲しい。
F3	幼稚園 保育園 小学校 日々活動内容の見直し 毎回、同じ玩具で 子ども達が楽しめるように工夫してない所もある 職員もコロコロ変わるなど子ども達に負担をかけている所もあるので、散歩も楽しくなるように工夫 食育も、もっと子ども達が食べたいと思うメニューに変更して欲しい。
F4	この度は、素晴らしい社会の未来をひらく子どもたちが、健康で生き生き生活するために必要な子供の権利に関する条例(中間報告)をまとめられ、大変お疲れさまでした。中間報告は、与えられた課題を整理され、包括的であり、かつ細部にわたり注意深く記述されており、感心させられました。さらに、検討委員会の趣旨として、「子どもの権利に関するのだから、おとなが一方的に決めるのではなく、子どもの意見を聴き、かつ意見を尊重するように努めなければならない」として、目的達成のための考え方を子どもを中心に置いており、とても素晴らしい中間報告が纏められたと思います。以下に述べる小生のコメントは、論点がランダムで、十分な推敲もしておりませんが、何か議論のタネにして頂ければ幸いです。<コメント> ①子供のはなしをできるだけ受け入れることは、子供にとって最も良いことであるはず。
F5	②情報化時代に生きる最近の子どもの持つ情報量は、おとなに匹敵する(時には大人を超える)。その子どもがもっている意見を実現させることこそが大切である。
F6	③子どもの発送は、おとな社会(現実社会)に存在しないものが少なくない。したがって、現存する子供に対するノーム(規範)に縛られない活動を認めるべきである。
F7	④子どもからの相談の受け方、課題の対処方法などを工夫して、子供の発想を具現化すべきである。
F8	⑤子どもがやりたいこと、やりたくてもやれないことなどを可能なかぎり、実現してゆく社会づくりを考える。また、子どもが言いたいこと、言いたくても言えないことなどを吸い上げる場所、制度、仕組みづくりが大切である。ワークショップなどで出てくる言葉(はなし)だけでなく、そうした場所に参加できない子どもや発言できないような子どもの真の思いを吸い上げること。
F9	現在、日本に在住する外国籍市民は約282万人、東京都内には54万人以上が在住しているが、近年の在留資格の要件緩和もあり家族の帯同や呼び寄せが増加しており、日本語指導が必要な児童生徒が増加している状況がみられる。2019年の文部科学省による外国人の子どもの就学調査では、不明も含め最大で2万人の学校につながらない外国にルーツをもつ子どもたちがいることがわかっている。当該報告案には、様々な環境に置かれている子どもたちへの配慮が盛り込まれてはいるが、実効性ある具体的な支援策の書き込みがない。「支援が必要な子ども」というひとくくりではなく、複合的な環境にあるが把握しにくい外国にルーツのある子どもたちについての支援を推進していくため、さらに議論を深めていただきたいと考える。
F10	・家庭の経済状況や保護者の考え方により教育の機会から遠ざかっている外国籍の子どもがいる。また、最近では無国籍や、日本国籍であっても保護者のどちらかが外国籍であったりと、母語が日本語でない多様な環境の子どもたちが存在する。そして義務教育の間はともかく、中学卒業後の就学や就業実態については把握が十分ではない。様々な事情で不就学になっている子どもたちの存在を調査し、必要な環境について保護者と子どもを支援していく制度が必要かと考える。
F11	・外国にルーツをもつことにより差別される原因には、言葉が不自由であることも挙げられる。言葉習得へのサポートや居場所作り、学校外や地域のなかで外国籍家庭が孤立しないようなサポートについて、帰国・外国人教育相談室、武蔵野市国際交流協会、あるいはコミセンなどの役割を位置づけたほうがよいのではないか。
F12	・外国にルーツをもつ子どもたちが、日々の生活や学校生活において、言葉の壁で苦しむことは珍しくない。生まれ育った母国を離れ、親の事情で日本の学校に入れられた子どもたちは、言葉や文化の異なる新しい環境で、本来持っている力を発揮できない場合が多い。意識調査のヒアリングなどからも、年齢や個人差はあれ、少なくとも数年間単位の寄り添った支援、特別な日本語教育課程が必要ではないだろうか。
F13	・子ども自身だけではなく、日本語を母語としない保護者も言葉の壁や習慣で子どもに関する情報を入手できずにいる。子どもの将来を左右する高校進学においても情報が得られない、母国と異なる入試制度にとまどうことも多い。自分に合わない学校に進学し高校段階で中退する外国にルーツをもつ子どもは年間1割、全生徒の7倍超、また大学の進学率は4割程度との調査結果もある(R3年5月文科省調査)。進学や受験について、早い段階から必要な情報が入手できるよう、また就学状況の継続的な把握、手厚い相談・サポート態勢が求められる。
F14	・F-2 すべての子どもに義務教育段階で無償の普通教育を保証するのに「日本国憲法第26条2項」を掲げているが、日本国憲法や学校教育法は原則、日本国民の教育の権利と義務を規定しており、根拠として明確であるのか。1994年に批准した「児童の権利に関する条約」にも根拠があることに言及しておくべきではないか。 「普通教育機会確保法第13条」を掲げて学校外の普通教育を選択した子どもに市として支援していくとしているが、第13条は不登校児童生徒に対する支援を規定したもので、フリースクールなどを想定していると推量される。同法第3条第4項にあるように「年齢や国籍その他の置かれている事情にかかわらず」支援するというのは外国籍の子どもが通っている外国学校についても想定しているということなのか。
F15	F-1 ・子どもの居場所についてかなり具体的な骨子が紹介されているが、この居場所づくりに多額の税金が利用されることが想定されるのだが？共働き家庭の子、専業主婦の子、幼稚園の子、保育園の子、などなど、特定の「子どもの層」にその予算が偏ることのないよう、平等に対応してもらいたい。 ・学校に行きたくない場合にオンラインを活用すると案が出ていますが、このコロナ禍でオンラインを全校で積極的に進めてこなかったことが悔やまれる。不登校児童へオンライン授業を提供している実績はどれくらいすでにあるのか？これは条例が出来ることを待たずにすぐやるべき。
F16	F-2 学校外の多様な学びの支援は武蔵野市は本当に遅れていて不登校児童などに寄り添っているとは感じられません。対面授業重視としている武蔵野市と武蔵野市教育委員会ですが、その方針がある以上は一に学校、2に学校になりかねません。
F17	私は子どもの権利に関する条例は「大人目線」ではなく『子ども目線』が最重要だと考えています。 ①子どもの意見表明・参加の権利について 今の子ども達は大変疲れています。自分を好きでいることや助けを求めることは大切だと思います。 子どもの意見を取り入れる為にも、ぜひ子ども会議は設置していただきたい。生徒会や児童会では同校の子達しかいません。しかし子ども会議ならば他校の子達と知り合え考え方の多様性が生まれます。
F18	②子どもの居場所について 現在武蔵野市にはあそべえがあります。あそべえは学校施設内にある場合が多く、学校に居辛い子どもにとっては居心地の良い場所ではありません。 桜堤児童館は乳幼児～中学生までが利用出来、また乳幼児の保護者もいます。 ぜひ検討委員の方々には桜堤児童館を視察してもらいたい。 そして市は0123を児童館に転用する事を検討していただきたい。ゾーニングすれば乳幼児の安全は保たれます。実際に桜堤児童館では出来ています。

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F19	<p>(1) F 子どもの権利保障の仕組みをつくる</p> <p>どこの箇所にかは別として、子どもが意見表明をしたり権利を行使したことについて、不利益を及ぼさないということを明確にしてほしい。権利があるとわれながら実社会では不利益を課せられることになっているのが、現実なので不利益や不当な扱いを受けないということを明記して欲しい。休む権利も進学などについて不利益扱いにならないように具体的な手立てを講じてほしい。そうでなければ保障したことにならない。</p>
F20	<p>■休む権利</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・何故「学校を」というだけの話になっているのか</li> <li>・特別休暇制、という発想(解決法)が、そもそも分からない。</li> <li>・「行けない」理由に学校全体で向き合い取り組んでいるのか</li> <li>・31条の内容の中で「休む」が切り取られているのは何故か</li> </ul> <p>&lt;休み、遊び、文化芸術的活動に参加する権利&gt;  「子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する権利を持っています」(日本ユニセフ協会抄訳)  この3点を切り離さないほうが、「権利」として分かりやすいのでは。</p> <p>学校はもちろん、家庭、地域の大人たちの意識の中に、「誰でも安心してリラックスした気持ちの中で、自分の気持ちを振り返ったり、好きな事に没頭する時間が(特に子どもたちが育っていく上で)大切である」という認識が薄くなっているように思う</p>
F21	<p>&lt;「普通に通える」「普通の子ども」の幅が狭くなっていないか&gt;  こぼれる、通えない、子どもが増えているのではないか。これから求められる、「互いに理解しあい、認め合う学校」にどうなっていくのが重要</p>
F22	<p>&lt;学校運営&gt;  「学び」と切り離さず、学校が「休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加する」場や時間の保障を大切にすることが、子どもたちが主体的にかつ負担なく学んでいく土台になっていくのでは。  遊びから学びが生まれる幼児教育で培った力を「どう繋ぐか」にもっと注目すべきではないか。</p>
F23	<p>■個別なニーズを持つ子どもへの支援  重要だと思います。  子育てひろばには、迷惑をかけるから行けない。一時預かり保育で、面接もされず、登録さえできなかった、などの声も聞きます。  当たり前地域で共に生きていくようなサポートは、保護者の対しても、きょうだい児に対しても厚く、見えやすいものになってほしいと思います。</p>
F24	<p>2. 保育実践の現場から見えてきた「子どもの権利条例 中間報告」の問題点  以上のような考え方を基にして、ここからは「中間報告」について意見を述べていきます。全体を逐条的に取り上げていくことは難しいので、できるかぎり私たちの保育実践の中で普段感じていることを中心に問題点を絞りながら述べていきたいと思います。準備不足のため、錯綜したり、重複したりと、整理できていない点はご容赦ください。  (1)「この条例がめざす方向性(子ども施策を方向づける基本的な考え方)」について  ①「意見表明・参加を支援する」とはどのようなことか  ・「条例」がめざす方向性は「前文」に示されています。基本的には子どもの権利条約の精神に基づいて「その子らしく、人間らしく生きる権利」を保障するという立場が示されており首肯できます。</p>
F25	<p>・そのためにも「子どもの意見表明・参加を支援する」と書かれてある点は大事です。具体的には「F-4 子供の意見表明・参加の支援」で述べられていますが、これは条約を構成する大事な原則の一つです。条約第12条の意見表明権は、意見を傾聴される権利として、あるいは「参加」の概念として国際社会の中で相当の進展が達成されてきたものです(子どもの権利委員会一般的意見12号、2009年)。</p>
F26	<p>・これを保育実践の中で考えると、この意見書前半の(4)でも触れましたが、子どものやろうとすること(関心、熱中、挑戦、コミュニケーション、相手の立場に立つこと等＝参加)には意味があり、保育者は耳を傾け、応答し、その意味をともに振り返りながら進むべき道筋を耕し、「参加」のレバートリーを広げ深めていくことがその子の成長発達につながるということになります。</p>
F27	<p>・つまり乳幼児の場合、私たちは子どもがやろうとすること(＝参加しようとする姿)に「気づき」「認め」「応答し」、「記録し」、「読み返し」ながら「振り返る」ことが参加を保障する保育実践の有効な方法の一つだと実践経験的に考えています。</p>
F28	<p>・したがって、乳幼児においても「意見表明・参加の権利」は欠かすことのできない大切な原則の一つであるということです。それは日常の保育や家庭の中でやられている子どもの行為主体性の尊重を意味します。</p>
F29	<p>・乳幼児の意見表明・参加の権利は、国連子どもの権利委員会も指摘するように、「乳幼児を対象とする保健、ケアおよび教育のための施設全般」において、「法的手続きや政策の策定及びサービスの開発において、しっかりと根づいたものとされるべきである」のです(一般的意見7号:2005年)。</p>
F30	<p>・こうした視点に立つならば、「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことを条例の中でもう少し丁寧に説明し、位置づけておくことが必要だと考えます。「骨子案」は「前文」と「総則」を踏まえ、子どもの諸権利を「誰が保障するのか」「子どもを支える人々への支援」「保障すべき子どもの権利」「子どもの権利保障の仕組みを創る」ことなどが順次述べられていますが、どのように保障するのかという具体的なプロセスが欠けているように思えます。特に乳幼児の場合は「意見表明・参加の支援」の仕方は小中高校生とは異なる部分が大きいので、保育の中の参加(学び)のプロセスで保障していくという視点が欠かせません。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加」の状況が見えなくなってしまう、検証もされなくなってしまう。</p>
F31	<p>・そのためにも「F-4 子どもの意見表明・参加の支援」に述べられている「ファシリテーター」の配置は重要です。保育園の各園に配置し、研修等で養成していくことを望みます。</p>
F32	<p>・さらにこの項目に関連して、「子ども市民としての参加」の対象をぜひとも乳幼児まで広げていただきたい。「(3)構成員(パートナー)としての参加」として、「育ち学ぶ施設」の「施設運営」に参加(参画)することは記載されてありますが、乳幼児はもっと広い世界を見えています。驚くような感性と探求心をもって世界をみつめ、参加しようとしているのです。</p>
F33	<p>pp.21-32 F 子どもの権利保障の仕組みを創る について  (F-1について)  意見29:  子どもが「休む権利を行使すること＝悪」と思われないう、あらゆる手段を使って広く市民に啓発してください。</p>
F34	<p>意見30:  武蔵野市は子どもの居場所となる公共施設が足りません。0～18歳まで使え、校区や年齢で分断されない、児童厚生施設である児童館を市内に増やしてください。桜堤児童館1館だけでは足りません。0123・あそべえ・プレイス青少年フロアではカバーしきれない機能が児童館にはあります。</p>
F35	<p>意見31:  居場所を新しく作るだけでなく、既存の桜堤児童館・0123・あそべえ・プレイス青少年フロア・プレーパーク・図書館など子どもの居場所の休館日については、幼稚園や学校が休日となる土日祝や早く帰宅できる水曜を避け、施設の性質や立地などを勘案し、休館日が重なる事がないよう配慮が必要です。居場所が無くて困る子どもや保護者を守ってください。</p>

F 子どもの権利保障の仕組みを創る

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F36	意見32: 子どもの居場所について。子どもが夜間安全に過ごせる場所がありません。塾や習い事に通う現代の子どもにとって、決して20時や21時は遅い時間ではありません。子どもが休息するため、ある程度遅い時間でも子どもが安全に過ごせる居場所が必要です。
F37	意見33: 子どもとおとな共用の居場所について。コミセンは「年寄りのための施設」と言っはばからない人が残念ながらいいます。子どもが安心できる居場所として選べるよう、コミュニティ協議会やコミセン利用者への啓発も必要です。
F38	意見34: 学校内の居場所についての考えで「Wi-Fi環境が整えられることが望ましい」とありますが、現状、Wi-Fiはあっても先生の許可がある時にしか学習用PCを使用できない状況です。学校への指導も同時をお願いします。
F39	意見35: 子どもの休む権利を保障するために、学校内にも授業を受けなくてもいい居場所スペースを確保するよう希望します。
F40	意見36: ここで言う学校内の子どもの居場所とは意味が違うかもしれないが、障害をもつ子どもが落ち着くことができるカームダウン・クールダウンスペースを学校内に必ず設置してください。
F41	(F-2について) 意見37: 学校外での普通教育を選択した子どもが経済面での配慮を受けられるよう骨子案に書かれたのは、単純に素晴らしい前進だと思います。
F42	意見38: 「学校外での普通教育」の「普通教育」とは何を指すのでしょうか。それぞれの子どもの状況や環境によって、「普通教育」の柔軟な判断をお願いします。
F43	意見39: 「学校外での普通教育」を選択した子どもが受験の際に不利益な扱いを受けないシステム作りが、骨子案記載の「将来の進路に不安を感じることなく、安心して学ぶことができるような環境を整える」ことにつながると考えます。
F44	(F-3について) 意見40: 個人情報なので詳しくは書けませんが、教育委員会に相談した内容が学校にストレートに伝わっているのではないかとしか思えない事件がありました。学校に相談しても無駄だったため、ある手段を通じて教育委員会に伝えることのできた相談です。当事者に直接関わるようなセンシティブな内容ではなかったのですが、子どもの権利保障に関する大切な相談であり、学校長から呼び出しを受けたことは大変衝撃的でした。このような個人的経験からも、子どもが本当に安心して相談することができ、トラブル解消に丁寧に導いてくれる相談窓口が早急に必要であると考えます。
F45	(F-4について) 意見41: 現在、学校改築計画やあそべえの教室縮小、総合体育館の屋外プール改修など、子ども自身に大きく関わる環境変化について当事者である子どもに説明し、意見を聞く機会や方法が少ないように思う。大人の義務として、骨子案にもっと強く書き込めないでしょうか。
F46	意見42: 「武蔵野市子ども会議の設置」をずっと待ちました。既に実施している他自治体を参考にしつつ、歴史的に市民参加が盛んである武蔵野市にふさわしい会議体となるよう期待します。
F47	意見43: 武蔵野市子ども会議が設置される際には、子ども会議で独自に行使できる予算もつけていただけるようお願いします(中立な立場の大人が予算行使についてアドバイスするのはあり)。
F48	意見44: 補足意見に「学校内の子ども参加のサポートは、児童会・生徒会顧問ほかの教職員のほか、(中略)、～職員を養成すべきです。」とあるが、本当にその通りで、現在の児童会・生徒会は児童生徒に“自治”の意識がないまま、学校の都合で運営されている面が少なくないと思います。児童生徒の自治を守りつつサポートができるよう、教職員に対し適切な研修が必要だと考えます。
F49	(F-5について) 意見45: 個別のニーズを持つ子どもへの配慮は大切です。学校生活においては特に、少しの配慮で子どもの学びの質やQOLが上がることについて「特別扱いはできない」とはねつけることのないよう、行政や第三者機関(子どもオンブズがそれにあたるのか?)の監視が必要です。
F50	意見46: 個別のニーズを持つ子どもへの配慮がなされず、不利益を被った際に相談できる窓口も必要であると考えます。
F51	(F-6について) 意見47: 18歳を超えても必要に応じて支援が途切れない仕組みづくりをお願いします。
F52	P31 F-5個別のニーズを持つ子どもへの支援 ○障がいのある子どもが、尊厳をもって生きること、社会的に自立できること、地域で共に生きていくことができるようにサポート体制を構築し、学びの場の自由な選択など教育、生活の場面における子どもへの合理的配慮の推進を図らなければなりません。 ↓ ここに書いてある『学びの場の自由な選択』は現在ありません。診断や行動観察等を元にして、障害の程度とし、その子に合った学びの場を判定されているのが現状です。まずは、すべての子どもがその地域の学校に通えたり学んだり生活できる環境を整備してから、その上で学びの場の自由な選択ができると思うので、その言及が必要です。
F53	p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考えます。 その議論を深めてほしい。
F54	加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。
F55	p.26(F-3) ・子どもの相談、相談窓口や手法の見直し。が必要なのではないか? ・子どもの相談には子どもの実態に合わせて再考してほしい。 →いじめられている子どもなどは親(や大人)に相談しにくい。親に心配をかけたくない! など、子どもの視点が欠けている。 →居場所を通して「子どもとの雑談からのサイン」をていねいに受け止めるが基本となる。
F56	・不登校児童生徒など、子どもには「大人全般への不信任」がある。 →子どもとの信頼関係のむすび直し。が、今の地域課題ではないか? →かつての子ども(大人達)のやり直し、本条例策定プロセスなのではないか?
F57	・「子どもとの雑談」が基本である。ことをサポートスタンスに加えてほしい。 →支援ではなく、大人は伴走型のスタンスであることが重要。



F 子どもの権利保障の仕組みを創る

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F58	今回の条例に「子どもに10日の休暇」とありますが、それが『子どもの将来にとって本当に最も良い事』なのでしょうか。通常の子どもたちは負荷がかかりながらも、未来に向けて日々努力し、成長しようと頑張っています。現在、様々な要因で100万人を超える引きこもりに苦しむ人がいますが、貴重な労働力が損失しています。厳しい社会や困難に立ち向かっていける忍耐力は、大人も子どもも社会のなかで生きていくために必ず必要な力であると信じています。学校では、雑巾がけをしたくないから箒しかやらない、係活動も面倒くさいからやらない、誰かがやってくれるからやらないと平気で言う子どもがいます。この子達が権利条例を逆手に取って大人になった時、どんな国になってしまうのだろうと未恐ろしくなります。そして、ますますひきこもる人が出てくるのではないかと危惧します。子どもたちには、厳しい社会を生き抜くしなやかな力や技能を身につけ、互いに助け合いながら生きていく力を持てるように育てることだと思います。今回読んでみて武蔵野市の子どもに何のための条例かが読み取れませんでした。(市では把握されているのかもしれませんが)
F59	21 ページ F 子どもの権利保障の仕組みを創る F-1 子どもの居場所 (2)子ども専用の居場所 一項目目に追加・・・子ども専用の居場所に、遊び場等の確保に努めること⇒ ・・・子ども専用の居場所に、遊び場等の確保を人材養成も含めて努めること。
F60	(4)学校内の子どもの居場所 3 項目目に追加○「開校時間中には常時子どもが逃げ込める安全な場所を設けること。」を入れてはどうでしょうか
F61	26 ページ F-3 子どもの相談 (2)学校における居場所と異種専門職による相談活動 ○「学校外にも子どもの相談場所を設けること。開設時間は実際に子どもが行くことのできる平日であれば開校時間外、および土日の開設が望まれる。」と追加していただきたく思います。
F62	P-21 子どもの居場所 武蔵野市は住民の徒歩5分のところにコミュニティセンターを作る、という方針で、児童館は1館のみ、公民館は作らない、ということで長年継続されています。コミュニティセンターが一番手近な子どもの居場所になる筈です。子どもたちの意見をとり入れて、いろいろな形で安心して楽しめる居場所になるように、市全体で取り組んでほしいです。
F63	松下市政になり、子育て支援に力を入れて下さり、又、今回も「子どもの権利」について、熱心に取り組んで下さって大変うれしく大いに評価しています。6/4西コミセンで中間報告の概要を聞くことが出来ました。「子どもの居場所」について以前からの思いを述べます。 ①武蔵野市に常時、中・高生も利用できる児童館または施設を東側にも増設してほしい(少なくとも1館は)。これまで、都区、近隣の市に比べ子ども施設対策では大変遅れている。 註、私の子育て時代、吉祥寺地域は遊び場は全くなく、校庭開放もなく、特に男の子は放課後、夏冬休みなど、行き場がなく、本当に困った。”一小PTAで西にある桜堤児童館は遠くて行かれないので、東側に児童館を作ってほしい”と署名請願したが、却下された(当時土屋市政豪華な「0123はらっぱ」は建設されたが。その後、「あそべえ」が各小学校に設置され、校庭も開放され良いことだが、一教室のこども室では高学年になると物足りず。又、中学生は利用できず、(幼児も)限界がある。 武蔵野市の中学生、小学高学年の子は、自転車でコミセンまわりをしてコミセンの空き場所でたむろしてテレビゲームで時間を過ごす。健全な居場所の児童館を知らずに育つ。大きな損失である。地方から来た友だち一家が、児童館のある杉並区に引越してしまつた例も。 近隣の市、都区の児童館設置状況 2022.5月調べ 児童館 三鷹市 2ヶ所+さつき子ども広場 西東京市 11ヶ所 小金井市 4ヶ所(小学校9校) 調布市 11ヶ所+中・高生向け1ヶ所(小学校20校) 練馬区 17ヶ所(小学校65校) 杉並区 27ヶ所(小学校40校) 0才～18才 日曜以外9:30～6:00 高・中・小・幼 タテの交流可能 何ヶ所か見学したが、学習室の他、工作、調理、運動、8月には平和への企画 学校とは違う、学びの場、健全な遊びの場があった。 又、建物も大きなマンションの1階部分とか、老人施設と併合とか、多目的な建物の中に存在している。武蔵野市と境目にある練馬区の関町児童館、杉並の松庵児童館などはむさしの子が利用させてもらっている。
F64	武蔵野市では保育園の待機児解消、また若い世代の誘致などで子どもの数が増加、大変喜ばしいことだが、今の乳児、幼児が小、中学生になった時、健全な居場所が「ない、足りない」ということでは心配である。現在プレイス中高、青少年フロア、桜堤児童館、境冒険遊び場などがあるが、市の西側に偏っている。これからの若い人達のためにも、工夫して東側にも居場所を作り、いつでも子どもたちを受け入れてほしい。
F65	子どもの意見が必要ならば、学校やネット、アンケートで集めれば良いと思う。その声を拾うのが市の役目なのではないか。条例を作って市で管理したいのなら、教育委員会もPTAも組織として不要になりますが、いかがお考えなのでしょうか。
F66	中間報告を市報で見ました 子供の権利を条例などにすべきではありません。 子供のために条例を作るのだとしたら、市政を担う市長や市議会議員に投票する権利を条例で作ってあげてください。
F67	子供の意見を聞きたいのなら、子供だけを対象にしたアンケートを取ってあげてください。
F68	「F 子どもの権利保障の仕組みを創る」では、「子どもの特別休暇」について意見があります。 前提として、社会の許容と周りの大人が休むことが寛容であれば、必要ないと考えます。
F69	学習をしないのであれば、欠席です。出席の権限は校長にあり、学習の保障がない出席はありあえないし、法的にも認められない。また、高校受験でも受け入れられない。 補足意見では、学校の宿題を出さない意見もあるが、学校は「良い納税者を育てる」使命がある。学習・生活の基礎基本を定着させるために必要なことを放棄させることになる。一部の方の主観で語られては困る。
F70	「F-3 子どもの相談」(2)学校における居場所と異種専門職による相談では、居場所のためにコミセンがあるのではないですか。今更の議論ですか。充実させましようでいいのではないですか。また、子どもの個人情報を関連機関ないで守っていては、守れる命も守れません。スピードある対応に子どもの意見を待っていて万が一があったときに、この条例のせいにしてほしいと考えているのか。
F71	気軽に相談できる場があるのはとても良いですが悩みをもっている子みんなが相談できる力があるわけではありません。 もちろん悩んでいる事がわからなければ救えないですが、誰にも相談できずに悩みを抱えダメージを受けている子はどうしたらいいのでしょうか。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F72	8. F 子どもの権利保障の仕組みを創るの補足意見の「第1に、子どもの特別休暇制度の導入は、現行の制度上では実施が困難であるという意見がありました。また、塾のための休暇申請など混乱をまねく恐れがあり、学校現場での対応を考えると、実施は困難との意見もありました。」、第2に、文部科学省の通知等で出席扱いにするのは、どのような場合においても何らかの教育活動を行っていることが条件となります。子どもたちの休息を保障するには、学習等の教育活動を求めないことが重要であり、出席扱いにすることは制度上だけではなく、子どもたちの休息を保障する観点からも難しい」とありますが、このような文科省の対応と、出席扱いをすることに関する議論の存在そのものが現在の子どもの教育についての考え方の問題点であると思います。第5にあるように、「保護者は、その保護下にある児童を就学させる義務があるが、子どもには休む権利があることを理解し、子ども自身が自分をとりもどす機会を保障する」と言う意見に賛成です
F73	また、第4に、「学校は休む理由を把握することで、家庭、学校外で、子どもの権利が侵害されていることに気づくことができることがあります。子どもの安全を確認する目的で、登校できない理由を学校が知って いるというのはとても大事であるとの指摘もありました、」とありますが、この指摘にも産生です。子どものプライバシーが問題になるとありますが、これについてはこれを保障する方法を考えるとと言う方向で考えれば良いことと思います。
F74	9. F-2 学校外の多様な学びの支援の補足意見に、「学校以外の普通教育を選択した子どもたちに対する経済的な助成を行うことについては、市が現金給付を行うための、厳密な公平性の確保が必要となります。仮に経済的支援を実施する場合、助成を受ける子ども・保護者の申請書に関して、これを認定、認証する仕組みが必要であるとの意見が出されました。」とありますが、学校以外の教育に必要な金額を支給するのではなく、そのような教育をする施設などを認定し、そこに支援をすることで、厳密な公平性の確保に必要な煩雑な書類や審査を個々の例で行う必要はなくなるのではないのでしょうか。多様な教育の在り方の実践としてとらえ、将来の学校教育の在り方を探ることにもなると思います。
F75	10. 子どもの意見表明、同意表明などには、十分な理解力や表現力のない子どもについて、助言したり代弁したりする年長者の存在が不可欠です。オンブズマン、アドボケーター、ファシリテーターなどがその役割を担うことになると思いますが、特に子どもの人権侵害に関わるような訴えについては公平性が重要です。F-4 子どもの意見表明・参加の支援の補足意見に「条例に依拠した子ども施策、計画だけでは、いま直面している子どもの権利侵害に対して十分に対応することはできません。子どもの権利目録で、日常的に子どもたちが行政、学校、社会に対して意見提言していくことが重要と思われる。」とありますが、この点は大変重要なことと思います。
F76	子どもの権利条約でも締約国は国内人権機関の設置を要求しています。我が国においても設置されているとの主張がありますが、実体は法務省にある人権擁護局であって、政府から独立していないため、人権委員会からは国内人権機関としては認定されていません。政策実現のための十分な人的、技術的資源および財源に裏付けられた、その政策のための包括的な実施戦略が策定される必要があります。地方自治体レベルであってもこのような点についての十分な違い呂画筆ようであると思われます。
F77	また、大抵の一般家庭の子どもたちは、それぞれの家庭の中できちんと子どもの権利を大切にしていると思います。子どもの為を思って様々な視点から日々勉強したり、最善を尽くそうと必死にしているし、大切に育てています。この条例が通ってしまったら、両親の言うことを聞かなくても良い権利などになりかねないですよね？小さくて自分でまだまだ判断ができない子どもたちなので、家でのルールも同じくらいに大切だと思います。ご飯しっかり食べようね たくさん寝て大きくなろうね 門限??時だよ などなど子どもの為を思っているのルールがあるのですから。学校に行かなくて良いと擁護しかねないと思います。学校に行く、行かないは、その子が決めても良いと思っていますが、最初から行かなくていいとしていたら、それはまた話が変わってくると思います。学校以外のフリースクールのようなところを作っていくたりするのも大切だと思います。そこには、反日団体が関与してはいけないと思います。
F78	子どもにとって学校は大事な場です。その学校の教員が授業の準備や子どものいじめ問題、子ども同士の問題に多くの時間をかけることが大事だと思います。現実的に教員の多忙化により授業の準備時間やいじめ問題に取り組む余力がないのであれば、教員の増員か子どものいじめ問題(友達関係)の悩みや家庭の悩みに十分に取り組むスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実が必要ではないかと思います。
F79	武蔵野市のコミュニティーセンターには幼稚園生用の遊ぶ部屋はありますが、小学校高学年や中学生が遊んで楽しめる部屋がありません。また、親がついていないと入れない部屋もあります。これでは、子供が自由に遊べません。なので、コミセンに小学校高学年や中学生が自由に出入りでき気軽に遊べる部屋や施設がほしいです。
F80	F-2 学校外の多様な学びの支援 に関して ・経済面での支援にも言及するなど、教育機会確保法の理念を具体化する本条例案に賛同します。いくら法律ができて、経済面が原因でフリースクール等を学びの場として選ぶことができれば、まさに「絵に描いた餅」になってしまいます。また、民間のフリースクール等もボランティアや支援者の持ち出しで活動が支えられているところが多くあります。多様な学びの場を子どもたちに保障し、その学びの質を担保するためには、多様な学びの場自体の「持続可能性」を経済的にも支えていくことが重要だと考えます。
F81	・【補足意見】でも触れられているように、財政面での公的補償を行うためにはその公平性、公共性をどのように確保するのかという議論が重要になります。何らかの認定・認証制度も必要かもしれません。しかし、認定・認証を厳密かつ機械的なものにしてしまうと、その「多様性」が損なわれる恐れがあります。多様なあり方を認めた上で、市民・教育関係者・多様な学びの場の関係者と共に、これなら子どもたちが育っていく場所として認められるという必要最低限の条件を考えていく機会も同時に必要となると思います。一方で、これらの議論が全て終わってから経済的支援を実現する、というのでは遅すぎるとも思います。目の前にいる子どもたちは「いま」を生きていますから、時間がかかればかかるだけ、今苦しむ子どもたちの学びの機会は失われてしまいます。
F82	F-3 子どもの相談 に関して ・F-1において、子どもの「休む権利」を認めるなど教育機会確保法の理念をさらに突っ込んだ形で実現させようとする姿勢は素晴らしいと思います。居場所も学校外、学校内、子ども専用、多世代交流など多様に構想されています。F-3では子どもの主な相談の場として相談窓口や学校が想定されているように思います。現状ではその通りだと思うのですが、F-1、F-2が実現されると、むしろ相談は居場所や学校外の多様な学びの場が相談現場の中心となるような気がしています。その時には専門職だけが相談されるというのは現実的ではありません。もちろん心理等の専門性も必要なシーンはありますが、居場所を支える市民がその「相談力を身につけていく」ことで、市が子どもにとって安心して生きていくことのできる地域になっていくと考えますが、いかがでしょうか？。例えば、静岡県で若者支援を行うNPO法人青少年就労支援ネットワーク静岡では、若者の相談にのり就労体験先まで伴走する担当サポーターは地域のボランティアさんで構成されているといえます。もちろんサポーター研修をしっかりと行うなど、ボランティアさんが子どもの困難を1人で抱え込まないような仕組みづくりは必要だと思います。
F83	F-4 子どもの意見表明・参加の支援 (2)子ども市民としての参加ー武蔵野市子ども会議の設置 に関して ・子どもが市民として意見表明・提言できる機会を設けること、必要な範囲で予算執行の権限が付与され具体的に意見が自分たちの生活に反映されることを通じて、子どもたちの社会参加への希望や市政への興味が育つことはとても重要なことだと思います。子ども会議の設置も実現できると素晴らしいと思います。一方で、体裁を整えることに優先しすぎると、いわゆる「お飾り参画」や「形式的参画」といった大人に子どもがコントロールされるような参画に終わってしまうかもしれません。そうなれば、逆に子どもは大人に不信感を持つことになりかねません。まずは子どもに関わる施策に関して、「あなたはどう思いますか？」と質問されるような機会が保障されることが必要だと思います。この時に、いわゆる「意識の高い子ども」だけでなく、どんな子でも聴き取られることが重要です。参加できる子とできない子が二分化されるのではなく、誰もが聴き取られる。そのような経験を通じて自分には関係がないと思っていた参加参画が自分ごとになっていくのだと思います。
F84	・【補足意見】で子どもの参加・参画の機会をつくることで学校現場の過重負担を生み出すことを懸念する意見がありました。確かに現状では学校の負担が増えることは想像できますので、できるだけそうならないような実施の工夫の必要だと思います。しかしこれはあくまでも、現状の「子どもたちの世界」が学校だけに偏っていることが原因だとも言えると思います。『F-1 子どもの居場所』でも触れられているように、子どもの遊ぶ権利、自分らしく育つ権利を保障するような地域の子どもの居場所が多様に生まれ、市民が子どもたちを支える、その活動の中に自然な形で子どもの参加・参加が支えられるようなそんな地域の形ができると素敵だなと思います。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F85	F-5 個別のニーズを持つ子どもへの支援 に関して ・ギガスクール構想で実現した1人一台端末は、新型コロナウイルス対策用のオンライン支援ツールとしても重要ですが、視覚支援や聴覚支援が必要な児童生徒にとっても有効な「外部脳」として活用できます。ワーキングメモリに弱さのある子どもは板書の代わりにカメラアプリを使う、書字に難しさがあるのならキーボード入力を認める、不注意な子にはリマインド機能…活用方法はたくさんあると思います。小中学生の頃から合理的な配慮が行われていることが証明できれば、高校入試や大学入試での代読・時間延長・キーボードの使用なども認められると聞きますので、学校での活用を進めていてもらいたいと思います。一方で、学校の先生方の荷重負担が増えていくと思われしますので、必要ならばクラスサポーターなど市独自の制度をつくり、担任以外の大人がクラスに常時配置され、必要がある児童生徒であれば誰でもサポートを受けられるような教室を実現できると学びに意欲的になれる子どもたちもたくさんいるのではないかと思います。
F86	F-6 おとなへの移行支援 に関して ・現状の多くの支援制度が18歳で途切れてしまう、いわゆる「18歳の壁」という課題を抱えています。その中で「18歳を超える若者支援へのつながりを重視し」とその連続性を強調しているのは重要だと思います。一方で、おとなへの移行支援の現場となり得る10代後半の子どもたちの居場所ほとんどありません。【補足意見】にあるように、「自立の力とは、1人で生きていくことではなく、人びとと共に支え合っている力であることを経験的に学ぶ機会」を保障する場が必要でしょう。武蔵野市の「みらいる」の拡充やF-1で触れられている杉並区の「ゆう杉並」、世田谷区の青少年交流センターのような地域のユースセンターを設置し、子ども・若者の育ち・福祉・社会参加の総合センターとして位置付けることができると良いのではないかと思います。
F87	居場所については、生徒からも要望が出ていて、いろいろな選択肢があるといいと思っています。放課後図書室を開放したら（コロナで開放できない期間もありましたが、そこが一つのいい居場所になり活用していた生徒がいました。居場所ひとつとっても、人の配置や居場所確保の支援など予算措置が必要であるので、条例があれば、具体化の心強い根拠となり予算措置もしっかりされることでしょうか。また条例に、整備等に努めることとあることで、市、学校、いろいろな立場、場所で課題りとし、必要なものを行政に要望もしやすくなり、具体化がいろいろな場で進むと思います。子どもたちを受けとめる様々な場が広がり、子どもたちが、自分を見つめたり、ふくらませたり、つながったりし、そこから子どもたちの新たな発信なども生まれてくるのではと可能性が広がっていくと思います。
F88	個別のニーズと配慮に基づく支援を受けることができる。そのとおりである。インクルーシブ教育も、特別支援教育も子どもにとっての最善の利益を考え選べることも必要だと思われる。武蔵野市に特別支援教室の情緒固定がなく、知的固定が少ないのは改善されるように願う。おとなへの移行支援の骨子に賛同する。中学、高校卒業後も、高校にいけなかったとしても、支援は必要である。
F89	F-1 大人と子どもが一定の距離を置く(基本的に干渉しない)場所や施設があるべき。
F90	●子どもの居場所について（骨子案のF） 子どもにとって生きづらい社会になっているといわれて久しくなります。そのような社会の中で生きる子どもにとって居場所といえる空間は大変重要だと考えます。その点を骨子案には取り上げられていることは大事な点だと考えます。あるいはそれは前提と考えられているかもしれませんが、まず、学校が・保育園が・幼稚園が、学童保育が、居場所になることが必要だと思います。子どもたちが長くいる場所、学びの場所であり、遊びの場所であり、生活の場所であるそれらが子どもたち一人ひとりの居場所になるような仕組みを作ること、考えることが大切だと思います。ぜひ、子どもたちが長く生活する場所を居場所になるということを検討していただきたいと思います。空間というより内容として、そこを居場所にするのはそこで直接子どもに関わる大人達だと思います。そのためには、人員を確保することと、研究・研修の機会の保障だと考えます。もう1つは、学校でいうなら、小規模少人数の学校と考えます。専門性を持った先生が10～20人程度の子どものと生活し学習するとしたら、その場所は学びや遊びの場所だけでなく居場所になっていくのだと考えます。
F91	●子どもの意見表明について（骨子案のF） 子どもの権利条約の中心の課題の1つですが、この条例の骨子案にも明記されていることは大切だと思います。うまく読み取れていないのかもしれませんが、乳幼児やうまく言葉にできない子どもやしょうがい等のために言葉として表現できない子どもたちもたくさんいるというより、18才未満の人口からいって十全に表現できる子どもの方がはるかに少数かもしれません。小学校の高学年でもうまく伝えられない子、中学生だから言いにくいこともあると思います。そういう子どもたちの意見表明は、その子に近い理解者である大人が代わって伝えることが必要です。子ども会議や権利擁護委員なども大切だと思いますが、保護者だけでなく保育士、幼稚園・小中学校教員など近い大人が子どもの大変さや苦しみ、悲しみ、希望、要望をくみ取れることが、子どもの意見表明を保障すると同時にいじめなどを防止する働きにもつながっていくのではないのでしょうか。
F92	意見11 パブコメ期間中複数の子どものから、オンブズ制度や休暇制度を作るのではなく、そうならない環境を作るべきという意見を聞いた。それでもすべての子どもを救えないからオンブズ制度や休暇制度を考えているのだと思うが、環境づくりのちから配分が少なすぎる。
F93	意見14 学校・行政の相談機能で「大人が秘密を守れず情報を共有してバラしてしまう」件があるようです。秘密をどう保証・保障するのでしょうか。秘密が漏れたときの救済はどうするのでしょうか。
F94	○子どもの居場所について ・「子ども特別休暇」が不登校のすすめのように取られかねず、もう少し意義や制度設計について討議を深めたほうが良いと思う。 学校に行くことが義務的で苦痛あるとすれば、そちらが問題であり、「特別休暇」では救われぬ。有意義な「休暇」制度なら意味がありそうだが、ここは子どもたちの意見を聞くべき大事なところではないか。
F95	・「子ども専用の居場所」について、現状肯定的で、努力義務の内容もよく見えない。地域コミュニティー構想のなかで、「児童館」などの子ども専用施設づくりを長く否定してきた方向性を変えてほしい。
F96	○こどもの相談について ・関係づくりや相談活動の大前提として、「子どもの尊厳を護る、子どものために大切な秘密は守る義務がある」ということを明示すべきではないか。
F97	○意見表明・参加について ・「子ども会議」の設置に異議はないが、選出・構成・運営などの詳細については、条例に書き込まず制定後に定める形でもよいのではないか。議論が尽くされないうで条例化されることを危惧します。 ・市立小中学校においては、児童会や生徒会その他の日常的活動を通じて、子どもたちの自治的活動を奨励し学校はそれを支援することを加えてはどうか。 ・そうした日常の自治的活動があれば、「子ども会議」に児童会・生徒会の代表が入ることが自然ではないか。
F98	骨子案Fにあるように、子どもには自分らしく居られる場所が必要だと思う。社会が多様性を認め、その人らしさを認めて動き出している今、当然子どもに対しても同様で、「学校」だけに縛られることなく、安心してその子らしく居られる居場所作りに大人は努めることが必要であると思う。  まだまだ考えがまとまっていない状態ではあるが、今後も条例の制定まで市民の一人として見守り続けていきたい。
F99	(2)「三重県東員町の先進事例」 三重県東員町では、(弁護士等の専門家の助けを借りるなど万全を期しながら)子どもの意見を実際に町政に反映させる取り組みを以前から続けてきているそうです。強い意志をもつ子どもの意見表明を待つような受け身の姿勢ではなく、学校生徒のほぼ全員(約95%)が回答しているアンケートから課題を拾うように力を入れているそうです。一部の関心の強い子どもだけでなく、幅広い子どもが参画できるように配慮されているのかもしれませんが。東員町の資料を読んでも、子ども向けの説明の書き方が非常によく練られていました。子どもに響く言葉の選び方、情報発信の工夫など学べる点は非常に多いと思います。意見表明に限らず全体的に、先進的な取り組みを行っている自治体の事例を参考にすることを検討していただければと思います。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
F100	子供には自分らしく育つ権利がある。教えられて育つだけでなく自分で自分を育てる力がある。その力に気づき、信頼し、力を活かし自信をもって生きていくことは子供の権利。皆と同じでなくても自己表現が尊重されて個性を実現していく権利がある。これは本当に必要な権利だと思う。
F101	案としまして、学校内の居場所として校内にフリースペースを作ることは可能でしょうか？フリースペースでは学校職員ではなく当法人などの団体が参加して児童の支援にあたりたいと考えております。また、不登校の児童生徒の支援も視野に入れて活動を推し進めていきたいので、学校側と情報を共有することは可能かも併せてお伺いしたいです。
F102	<p>以下の理由で「子どもの権利に関する条例」には反対です。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1：国連の「子どもの権利条約」はもともと発展途上国の子供を想定したもので、高度に経済が発達した日本にそぐわない。また、日本はすでに同条例に批准しており、東京都も子供基本条例をすでに制定している。あえて武蔵野市で制定する理由がない。</li><li>2：子供が抱える具体的な問題を解決するのであれば、条例ではなく、何が困っているのかを市民から聞いた上で、具体的な対策をとるべき。</li><li>3：小中学生のみを対象としているが、子供を対象とするのであれば、未就学児、高校生、あるいは妊婦のことまで想定すべき。</li><li>4：オンブズパーソンの選定方法に大きな不安がある。また、そのオンブズパーソンに毎年予算が配分されるのは大きな問題。</li><li>5：反戦教育など、イデオロギーの側面が強い。子供という思想的にまっさらな人間に対して、特定のイデオロギーを注ぎ込むのは許されない。オンブズパーソンという第三者が関わるのも、この点で大きな不安。</li><li>6：同条例が制定された自治体では、児童に対して教師が指導することができず（指導すると子供が求める権利を阻害するということになる）、学級崩壊につながるケースも伝わる。</li><li>7：6/4の意見交換会では、質問に対して市がしっかりと返答できず、喜多氏に返答を任せているような状態だった。喜多氏は川崎市でも同条例の検討委員会の座長を務めており、単に武蔵野市に同条例をコピーするように全てを任せているようにしか思えない。</li></ol>

G 子どもが安心、安全に生活していくために

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
G1	<p>中間報告P17。E-1、(7)子どもには差別されない権利があること、について。</p> <p>ここに「子どもは外国籍であることにより差別されません」との記載があるが、国籍を差別事由とすることは根本的に誤りであるので訂正すべきである。国際条約上「国籍」は「人種差別」とは全く異なる概念であることは、人種差別撤廃条約第1条2項において明らか。その他、国際条約上の「市民」とは条約締約国の国籍を持つ市民のことであるのが通例。特に、子ども向けの条令でもあり、大人が誤った概念を条例に持ち込むことは慎むべきです。</p> <p>人種差別撤廃条約 第1条は次の通り。            1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であつて、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。            2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。 ※ここでいう市民は、締約国の国籍を持つ市民と、そうでない市民のこと。            3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。</p> <p>子どもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。</p>
G2	<p>この点、国籍を差別事由とすることは根本的に誤りであるという点について、憲法94条、地方自治法14条、国際条約に照らしての、市の見解を明確にお伺いしたい。</p>
G3	<p>G-4いじめの防止、について、武蔵野市は、あらたに子どもの権利条例で定めようとしている。既にある、いじめ防止対策推進法 との関係整理はどのように行っているのか。いじめ防止対策推進法にも、第6条に、地方公共団体の責務が定められているが、具体的にどのような取り組みが及び教育委員会などで行われてきたのか。その取り組みの中での具体的な課題は何か。その課題を解決するために、あらたな条例が本当に必要なのか。もう少し有権者にわかるように、武蔵野市として説明いただきたい。憲法94条、地方自治法14条に照らしての市の見解を明確にしていきたい。</p> <p>(ご参考)いじめ防止対策推進法            (地方公共団体の責務)            第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。            (学校の設置者の責務)            第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。            (学校及び学校の教職員の責務)            第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>
G4	<p>この子ども条例で特に重要なものはオンブズパーソンが存在かと思いますが、選定の基準などもっとしっかり詰めていく必要があると思いますし、そもそもオンブズパーソンの話など全く知らない市民が殆どです。</p>
G5	<p>G-4            市長が重大と認めなくても必要な際はいじめの調査をする仕組みがいるのでは？寝屋川市のように。</p>
G6	<p>G-5            オンブズパーソンは何か起きたときに活動する方々であり、様々な問題を予防する解決策ではない。オンブズパーソンを選ぶときには市民全員が納得のできるような透明性と公平性を保ち、行政から独立しているべき。「別途」とから定めるのではなく素案で具体的な手続きなどの方法を公開するべき。後出しは危険です。</p>
G7	<p>④虐待について            児童虐待は身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクトに分類されます。しかし、この中間報告書には身体的虐待と心理的虐待しか記述されていません。ぜひとも性的虐待とネグレクトの記述も書き加えていただきたい。虐待親へのケアとケース会議は重要です。虐待親への支援として具体的に武蔵野市では何をしているかの記述も必要です。P35「必要な学びの場」とはどこなのでしょう？「立ち直り支援」とは何をしているのでしょうか？この記述だけでは不鮮明です。</p>
G8	<p>⑦オンブズパーソンと子ども計画実施結果の評価・検証について            P37「相談・調査専門員は必要に応じて内容をオンブズパーソンに報告」との記述があります。「オンブズパーソンを補佐するため相談・調査専門員を置く」とあるのに、何故全部報告ではないのでしょうか？子ども計画実施結果の評価・検証はとても重要と私は考えています。ところで、オンブズパーソンは市から独立しているのでしょうか？第三者的立場で物を申せるのでしょうか？</p>
G9	<p><sup>(8)</sup> G-5 子どもの権利侵害の相談・救済のしくみ            オンブズパーソンについては、複数の合議体として機能させるべきである。なぜならば、個別事案について調査や関係機関との調整、要請を行うという職務があり、職務を遂行するためには裏付けとなる権限が必要であり、きちんとした合議体が必要である。オンブズパーソンと相談員は別に考えるべきである。</p>
G10	<p>中間報告G-5に記載された子どもオンブズパーソンの選定方法が示されていない。また、子どもオンブズパーソンがどのような法的根拠によって問題に介入するのか不透明である。実効性に疑問符の付く仕組みであり、再考を求めます。</p>
G11	<p>pp.33-39 G 子どもが安心、安全に生活していくために について            (G-2について)            意見48:            子どもへの体罰は暴力であると広く認知されているが、精神的な暴力についての認知度や大人の自覚は低いように感じられる。すべての大人が精神的な暴力についての理解を深めることが必要だと考えます。</p>
G12	<p>意見49:            子どもに対し肉体的・精神的に暴力をふるってしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「暴力は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。</p>
G13	<p>(G-3について)            意見50:            子どもに対し虐待をしてしまった大人が、罰を受けるだけではなく、「虐待は子どもの権利侵害である」と自覚するための支援がないと、再び同じことが繰り返される可能性があります。支援策の充実も求めます。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
G14	(G-4について) 意見51: 子ども同士のいじめが起きた場合、何を置いても被害児童生徒の「安心して生きる権利」を優先するよう求めます。一時的に加害児童生徒の「学ぶ権利」を制限してでも、別室登校させる、登校停止とするなどの応急処置が必要であると考えます。いじめの詳細について調査したり、加害児童に対する支援を行うのはその後です。
G15	意見52: いじめの未然防止についても骨子案に書きこむよう希望します。
G16	(G-5について) 意見53: 第三者的相談救済機関の設置は必要です。子どもオンブズパーソンについては、何か事件があった時に設置するのではなく、常設で設置するよう要望します。
G17	意見54: 子どもオンブズパーソンや、重大事態が発生した際に設置される調査委員会のメンバーについては、第三者として中立な立場で冷静な判断ができる人選をお願いします。現在の教育委員会の構成ですら、学校に近すぎると感じることがあります。
G18	意見55: 子ども計画実施結果の評価・検証を行うのは大切であり、必要なことだと考えますが、その過程において「子どもの権利を大切に思うあまり」子ども計画等に関わる人たちのへの人格攻撃や人権侵害が起こらないよう配慮が必要です。また、意見を伝える私たち市民も、相手の人権を尊重する態度が不可欠であると考えます。
G19	p.8(B-1～各章)～以降 ・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考ええる。 その議論を深めてほしい。
G20	加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。 ・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。
G21	35 ページ G-3 虐待の防止 ≪上記の骨子の基となる考え≫ 4 行目「直ちに子どもを守る必要があり ⇒ 直ちに子どもを守る体制を作る必要があり」とした方が、より実効性があるように思います。
G22	36 ページ G-4 いじめ防止 ≪上記の骨子の基となる考え≫ 条例の骨子の追加○「学校は、日常活動の中で、子どもの人権感覚を向上させる運営や指導をさらに進めていく必要があります。」を入れていただきたく思います。 以上です。
G23	また、旭川市のいじめ自殺問題があった際、当時の校長教頭市長が事実確認をせずに責任を逃れをしていました。もしこの条例が市の責任逃れのために作る条例なのだとしたらやめていただきたい。 特に元旭川市長は立憲民主党の方だったようですので、現市長も同党からの支持を得て当選しておられますので、元旭川市長のような事をしてもらっては困ります。  子供の権利を守ると謳い、子どもに責任を被せて市が責任から逃げるために作る条例だとしたら、あってはならない条例案なので、断固反対します。
G24	子供のいじめを防止したいのなら学校を管理する教育委員会の改革をしてください。 子供の権利がなくなっているのなら親から虐げられている子供を守るために児童相談所を改革してください。
G25	「G-4 いじめの防止」上記骨子の基となる考え、最後の○のオンブズパーソンが人選とありますが、本当に良いのでしょうか。過去の事例では、第三者性が保てるかが疑問です。仮に被害児童・生徒の保護者が第三者委員会の判断に不服のとき、市が指名した子どもの権利擁護委員が指名した第三者委員会の第三者性はないと言われかねない。私がいじめの第三者委員会の対応をしたときは、被害児童・生徒の保護者が雇った弁護士が指名した人で第三者委員会を設置しました。
G26	熟読すればまだあると思います。 「権利は責任を伴う」が大原則です。本校の生徒スローガンも「責任ある自由」です。本校生徒もスローガンをもとに「自主・自律」を体現し、行動しています。条例として定めるのであれば、子どもたちのスローガン、行動規範となるようにしていただければと思います。
G27	いじめはどんな理由であってもいじめた側に問題があると私は思っています。いじめた側に対して対処する仕組みを作った方がいいと思います。また、「いじめ」という言葉に重みを感じません。罪になるという認識をもてる言い回しを考えた方がいいのではよく思います。
G28	オンブズパーソンに反対します。 子どもの権利といえば聞こえはいいですが、日本の子どもは学ぶ権利も遊ぶ権利も十分に確保されており、これ以上は逆にみわがまを許す形になると思います。嫌いな授業を受けない権利、嫌いな食べ物を食べない権利、授業中にスマホでゲームをする権利、権利権利といえば歯止めがきかず、外部団体のオンブズパーソンが学校や親を指導できるとなると誰が子供に注意できるのでしょうか？ 深刻な事態である虐待などについてはすでに報告できる場所があります。このような制度は逆に子供をダメにする結果になるでしょう。
G29	1 1. G-4 いじめの防止の骨子の基となる考え方の第6に「市長がその報告に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の重大事態の発生を防止するため必要があると認める場合は、第三者的な立場の調査委員会を設置すること。」補足の第5に「いじめに関する重大事態について、市長が第三者的な立場の調査委員会を設置する際は、その第三者性の確保が重要となります。たとえば、子どもの権利を守る専門機関である子どもオンブズパーソンが、調査委員会の人選を行うことも考えられます。」とありますが、調査委員会が第三者的な立場であることが重要です。現在は、自己点検を行い、その結論に不満な声が発せられる場合に第三者委員会が設置されることが多いようですが、これは好ましいことではありません。はじめから第三者委員会で調査をすべきです。事故やいじめの発生の都度市長の判断で調査委員会を設置するのではその段階で既に断三者的ではなくなっています。また、既存の組織の組み合わせで済ませたりするのではなく、そのような事態に備えた第三者機関を設けておくことが重要であると思います。当事者や直接の関係者を含まない調査委員会であることが必要で、このことにより被害者や受傷者に同情することによって新たな「いじめ」が発生することも防ぐことが出来るのではないのでしょうか。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
G30	G-4子供のいじめについて ・いじめを受けた子供だけでなく、いじめた子供へカウンセリングを受けさせるなど、根本的支援が必要。
G31	・いじめを受けた子供は、学校に来られないなどの理由で学習権を侵害されてはいけない。サポート体制の強化。
G32	子どもにとって学校は大事な場です。その学校の教員が授業の準備や子どものいじめ問題、子ども同士の問題に多くの時間をかけることが大事だと思います。現実的に教員の多忙化により授業の準備時間やいじめ問題に取り組む余力がないのであれば、教員の増員か子どものいじめ問題(友達関係)の悩みや家庭の悩みに十分に取り組むスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの充実が必要ではないかと思います。
G33	・いじめについて、そもそも「いじめ」というふんわりした言い方をいい加減やめてほしいと思っています。学校に内における暴力・暴言・窃盗等、該当する犯罪名を使い加害者に犯している罪の重大さを自覚してほしいです。そういった名称に変更することによって「いじめ」に対して武蔵野市は厳しい姿勢を示す、と表明してほしいと思います。(もし、そういった名称を使うことによっていじめが悪化するという科学的検証がある場合には現状通りでよいかと思います。)また、いじめが起きた場合に被害者が学校を追われるという事態を無くしてほしいです。被害者にもケアが必要ですが、真にケアが必要なのは加害者の方です。そしてスクールロイヤーの存在を子どもたちに周知してほしいです。スクールカウンセラーだけでなくスクールロイヤーもいつでも頼れるようにしてほしいです。
G34	この子ども条例で特に重要なものはオンブズパーソンが存在かと思いますが、選定の基準などもっとしっかり詰めていく必要があると思えますし、そもそもオンブズパーソンなど全く知らない市民が殆どです。
G35	オンブズパーソンはいりません。 子どもがなにか言えば、それに合わせて親や教師を指導する。これでは子どもが我儘を言いたい放題で誰も止められません。これで健全な大人に育つのでしょうか?とてもそうは思えません。虐待などの通報窓口は別にありますし、やはり必要とは思えません。
G36	G-4 いじめの対策が後手後手になってしまうと良くないので、児童生徒などにロールプレイング形式などのいじめについての学習をさせるべき。
G37	いじめについて。被害者生徒を救えなかった旭川市のような悲劇は招きたくない。行政および教育委員会の不作為は避けたい。かつてのような、被害者側が引越しを強いられるような事態は、今後は変えたい。今後は、被害者側が学校や地域でこれまで通りの日常を過ごし、むしろ加害者側に変化を求める形にしたい。この点で、加害者側に分離措置を行うという、自民党作業部会による提言は評価できる。 <a href="https://www.yomiuri.co.jp/national/20220513-OYT1T50122/">https://www.yomiuri.co.jp/national/20220513-OYT1T50122/</a> ただ、武蔵野市では、「隔離・懲戒制度」というよりは、加害者側への「治療」に重点を置いた条例制定に期待したい。ハームリダクション政策に期待したい。愚かな例としては、香川県の「ネット・ゲーム依存症対策条例」のような、ステレオタイプな「禁止と罰」行動コントロールを強いる条例だ。旭川市や香川県のような悪い先例を避け、分離措置を伴うハームリダクションを主眼に置くことで、たとえいじめが起こったとしても、被害者側は平穏な日常を約束され、加害者側は治療を受けたのちに社会復帰ができる。つまり、子供がどちら側であっても、学校・社会への平穏な復帰を目指せるという仕組みを構築してほしい。そうすれば、日本国籍・外国籍にかかわらず、我が子に全うな環境を整えてあげたいという、武蔵野住民の親心を充足することができるのではないか。 ◆ハームリダクションに関する参考文献：『〈叱る依存〉がとまらない』（村中直人・2022年2月・紀伊國屋書店刊）
G38	意見11 パブコメ期間中複数の子どもから、オンブズ制度や休暇制度を作るのではなく、そうならない環境を作るべきという意見を聞いた。それでもすべての子どもを救えないからオンブズ制度や休暇制度を考えているのだと思うが、環境づくりのちから配分が少なすぎる。
G39	意見12 意見交換会でいじめ授業についていくつか意見があった。以前の委員会中、ある委員からイギリスの人種差別教育プログラムの紹介があったとおり、ロールプレイで実際に感じて理解するような内容のものがある。意見交換会で出た演劇的教育がそれかもしれない。ロールプレイで検索すると既に導入している例が日本でもある。もっと研究すべきだと思う。
G40	意見13 いじめ加害者のケアはどう考えるか。映画「みんなの学校」の元校長先生は「困った子は困っている子」と言います。いじめはある日突然にして起こるわけではなく、日常の結果としていじめということになる。困っている子のケアだけでなく困った子のケアは大事。これも環境づくりの一貫。
G41	4-いじめについては、平成26年に「武蔵野市いじめ防止基本方針」を定めた以降、対応マニュアルさえも策定されていない。 まずは、教育委員会の責任の下で、教育的見地から学校が果たすべき役割を明確にしていきたい。
G42	○オンブズパーソンの設置について ・設置については大賛成です。 ・「議会の承認」とかの形式はあるにしても、これだけの権限を与えられて、行使できる専門家をどう選ぶのか、中間報告では分かりません。
G43	市民意見交換会に参加させて頂いた際、条例検討委員会の喜多委員長がこのような発言をされました。 「学校の先生は子どもの面倒をみるのは第一だが、今の先生方には力がない」 (いじめについて)「子ども自身の力で解決するのがいい」 理想としては子ども自身の力を見守りたいところですが、そんな状況ではないから命を絶つ子を救えない、真剣に向合って頂きたいと思います。先生方に力がないと言う前に、厳しい勤務体制、本来の仕事に向合う時間を確保できる体制をお願いしたいです。教育に掛けられる予算が少ないと思います。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
H1	<p>H-1</p> <p>・結局具体的な政策は条例後に「子どもプラン武蔵野」「子ども施策推進本部(市長本部長の庁内組織)」で決まるとされているが、プランが道筋だとするとその方向性を決めるのは市長を本部長とした庁内組織で決まってしまうということか？</p> <p>・計画などの評価は子どもプラン推進地域協議会とのことだが市長の人選影響のある組織でどのように公平に評価するのか？</p>
H2	<p>今回の「武蔵野市子ども人権条例」制定への検討は、松下市長の思いで始められたことが第1回委員会の市長挨拶と委員長説明でわかったが、子どもの権利条例に関しては、第5期こどもプラン「基本施策第4章 子ども・子育て支援の具体的な展開 基本施策1 子どもたちが希望を持ち健やかに過ごせるまちづくり 1-1 子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制の整備の中で重点事業の下の個別事業の欄に、他と並列で(25p)注記「子どもの権利条約に定められた子どもの権利の理念に基づき、子どもの尊厳と権利が尊重されるよう、行政や家庭、学校など地域における各々の役割を明確化する、子どもの権利条例(仮称)の制定について、検討を行います」初めて記された。</p> <p>長期に亘り特に根拠条例なしに、長期計画に基づいてたてられ、議会の承認も受けて行われている「子どもプラン」ではどうしてだめなのか。市長が代わっただけで、議会の承認もいる基本計画は簡単に変えられるのか。</p>
H3	<p>p.8(B-1～各章)～以降</p> <p>・条例を具体化するために、家庭、学校以外にも第三の居場所(地域)の必要性が保障されることが、本条例の基本スタンスであると考えます。</p> <p>その議論を深めてほしい。</p>
H4	<p>加えて、公立学校(内から外へ)を地域に解放していく、ハード面のオープン化の流れを再考してほしい。</p> <p>・現公立学校のスタンスを見直すことが重要と考える。チャレンジルームの拡充だけでなく、各公立学校に一室、フリースペース(不登校児童生徒などの経済的負担が減る。)を作るなど、学校のオープン化も本条例検討の両輪に再考してほしい。</p>
H5	<p>意見⑥ 本条例の評価検証(H-3)</p> <p>あまり細部の内容にコメントする予定ではなかったのですが、ここだけはどうしても疑問です。せっかく既存の「子どもプラン」の上位規範となるべき条例を制定するのだから、その評価検証機関は刷新して設けるべきと思います。「子どもプラン推進地域協議会」はあくまでも「子どもプラン」を推進し評価検証する機関であり、その上位規範である本条例を評価検証する機関は別途設置し(例えば、「子どもの権利条例推進評価委員」との名称)、むしろ「子どもプラン推進地域協議会」を監視する役割もあるはずです。</p> <p>また、子ども会議及びオンズパーソンはその性格上、本条例の遂行者であり、遂行者が自ら自律的にチェック機能を働かせることがいかに難しいか、世の中でたくさん起きている不祥事が事実として証明しています。</p> <p>ここだけは、純粋に遂行者と検証者を切り分けて、公正中立な第三者を置くべきと考えます。喜多さんのオブザーバー意見も同様だったものと理解しております(6月1日の市民意見交換会)。</p>
H6	<p>子供オンズパーソンについてもいじめの第三者委員会とどのように関わるのか見えづらいです。</p>
H7	<p>子どもの権利も大切だが、オンズパーソン、コミッショナーは必要ないと思います。国連でも必要とは言われてないですよ。</p>
H8	<p>意見16</p> <p>オンズ制度の第三者機関の設置要件に市長が必要と認めるときとあるが、市長の判断が不適当なときも想定しておかないといけない。</p>
H9	<p>意見17</p> <p>オンズ制度の第三者機関の設置が求められるときは速やかに設置できるように制度づくりをしたほうがいい。</p>
H10	<p>意見18</p> <p>オンズ制度の中で第三者機関の調査委員の人選を行える人に、被害者及び被害者家族も加えてはいかがだろうか。</p>
H11	<p>意見19</p> <p>オンズ制度の救済機能と警察との関係はどうなるのでしょうか。</p>
H12	<p>意見20</p> <p>条例化する際はオンズ制度の実効性はしっかり保証したほうがいい。</p>
H13	<p>○評価、検証について</p> <p>・一般企業や最近では行政で実施されているPDCA手法には馴染まない。個別の事業や業務に落としこんで定形化し、その進捗を評価するようなやり方で行えるのは、ごく一部であると思われるから。</p> <p>ぜひ、国連やユニセフから学んで独自の検証方法を作り出すことを目指してほしい。</p>
H14	<p>・この条例は他の条例とは異なる性格のものであるため、制定後も実践をふまえながら更新されていくような、改正の柔軟性、運用の柔軟性をもつような仕組みにできるよう工夫してほしい。</p>



カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他1	<p>検討委員会中間報告について、異議があります。          なお、私は『むさしの』第2194号の記事を情報源としています。          次の3点には大きな問題がありますので、「子供の権利に関する条例」案の撤回を強く求めます。          ①「子供に関係のあることを決めるときは、子供の意見を聴き、意見を尊重する」          ②「条例に定められた子供の権利が侵害された場合の救済を行うため、子供の権利擁護委員を置く」          ③「権利擁護委員は、子供の権利を守り・促進するため、必要な制度改善の提案や普及啓発も行う」          未成年は、一人前の国民とは認められません          国民としての権利を持つのは、成人のみです。          子供は、成人によって保護されるべき存在であり、成人と同等の権利を与えるべきではありません。          ①の「子供の意見を聴き」は、あくまでも成人が必要と感じた時だけ与えられる恩恵であり、権利ではありません。          条例で保護されるべき権利でもありません。          従って、①は条例の内容としては不適切です。          ②の「子供の権利」も、不適當な内容です。          子供は保護されるべきものであり、成人と同等に権利を主張することはできません。          未成年は法的に未熟な存在であるゆえに、保護者の同意なく結ばれた契約を無効にすることができます。          したがって、同様の精神から、条例において子供に成人と同等の「権利」を与えるべきではありません。          ③の「子供の権利を守り」は、ますますもって不適切です。          総じて、武蔵野市の現市長とその支持者は、あまりにも行き過ぎた考えを持っているとしか、言いようがありません。          子供の意志をなるべく尊重したいという精神は、よく理解できます。          しかしこれは、法律である「条例」によって定めるべきことではありません。          市長やその支持者は、理念と法律を混同しています。非常に危険な動きです。          私は、以上のような理由で、「子供の権利に関する条例」に強く反対します。</p>
他2	<p>学童クラブの父母会の強制参加は辞めて欲しい。父母会が大変で、保護者が子ども達と関わる時間がなく、子ども達が保護者と関わる時間が減ると子ども達が逆に荒れる事もあるので、父母会活動は、先生と保護者と子ども達の交流に変更して欲しいです。学童クラブの活動内容に、子ども達がなにをやりたいか決めて、やりたい子ども達だけ先生と準備をして、先生と子どもと保護者のお楽しみ会に、変更して欲しいです。          さまざまな家庭があり、毎年ハードな父母会活動に保護者が疲れて、ので、父母会活動の見直しをして欲しいです。</p>
他3	<p>PTAの負担が多くて、保護者が子ども達と関わる時間がないので、保護者と先生の負担を減らす、事務スタッフが欲しいです。          PTAがハードで、子ども達が荒れた過去があります。保護者にPTA活動が子ども達に負担となって、学級崩壊まで起きたので PTA活動を助ける事務スタッフが欲しいです。</p>
他4	<p>保育園 幼稚園 小学校 学童クラブの時間が朝や夕方など、色々保護者が気軽に子どもの相談出来る環境を整えて欲しいです。日々、子育ての相談が出来る環境 保護者の心のケアー トラブルの解決が大切だと感じております。虐待と厳しくなるなら、武蔵野市は予算を増やして頂き、日々の保護者の心ケアーして頂き、子どもの心と体の健康維持出来るように整えて欲しいです。          現場は、予算がない所があるので改善して欲しいです。          息子が通ってる保育園 幼稚園のみ、とても出来ているので、すべての子ども達の幸せを願って書きました。学童クラブ 小学校は、そこはまだ不十分なので、解決をお願いします。 息子達が通ってる幼稚園 保育園も、予算がギリギリでやってる可能性があるので、全国で予算を増やして欲しいです。</p>
他5	<p>父母会活動も、学童クラブの保護者と先生と子どもの交流会に改善して下さい。          父母会が卒業式のアルバムも作るではなく、先生と子ども達が1年で、少しずつアルバムも作るなど、子どもと先生が色々な事を見つめ直し 思いやりの心を育てたり 先生も子どもの活動内容を子どもと見直し 学童クラブがどのようにすれば楽しくなるか 子どもと先生 色々考えるきっかけを作ってもよいと思いました。          すべて、父母会に任せるよりも、保護者と子ども 先生の交流に力をいれて、先生の人数などを増やして、保護者に負担をかけない形で改善して欲しいです。          これも お願いします。</p>
他6	<p>PTA革命 先生の人数や事務など増やして、先生 カウンセラー あそべえの先生 心理士さん子育て相談スタッフなど 子育て相談などの交流会中に入り、子育て相談なども気軽に相談が出来る環境を整えて下さい。          保護者に負担をかけても、子どもと関わる時間もなく、準備に追われてすべての家庭が、祖父 祖母などの手伝いがあるわけでない。          これからは、どんと焼きなどは先生がメインで、学校の授業の中で子ども達となにをしてたらよいか、お正月遊びなど考えて、学校のお正月お楽しみ会にして、放課後に作りたい子ども達がやる 休み時間に作りたい子ども達が作る あそべえでも子ども達が、作れるようになど工夫して カウンセラー 相談スタッフ など入り 一緒に企画して子どもをより見守る環境を整えて欲しいです。          後にPTAのイベントをいれてくれると保護者も手伝いやすいです。          子ども達も、先生が楽しんでいて 沢山の子ども達が楽しんでいれば、子ども達も心が満たされ、沢山の子ども達が自主的にやり 活動を楽しみ 放課後の充実 休み時間の充実になると思います。子ども達も楽しくなれば、子ども達も心がみたされて落ち着いてくると思います。          夏休みのラジオ体操も保護者ではなく、先生 子ども 保護者 心理士さん 保健師 相談センター などの交流会イベントに改善して、手伝い保護者だけ手伝うのに改善して欲しい。          夏休み中にやるのではなく、朝あそべえにいて学校が始まってからの楽しみにして欲しいです。          あそべえの先生も、利用が少ない時間に準備が出来ると思います。また、先生 あそべえのスタッフ カウンセラー 相談スタッフなど連携が強くなると、子どもの様子も分かり、適切な指導 先生のコミュニケーション能力も上がり、より子どもにとってもプラスになると思います。指導者に相談しても、過去に子ども達の問題よくなるよりも、子ども達が廊下に出されてしまう結果に終わりました。          カウンセラー 心理士 先生 保健師などの連携が大切であり 適切な指導をするのが大切だと思いました。</p>
他7	<p>相談センターのスタッフ 心理士 カウンセラー 保健師 先生 などの連携が大切です。指導課と同等のあつかいでも心理士 カウンセラー 子ども家庭支援センターのスタッフを含めて、一緒に色々考える事が大切だと思いました。          妊娠中 出産も、2人目出産から子どもと一緒に休める宿泊施設も格安で、武蔵野市から作るなど、子どものケアー 出産した後の、兄弟のフォローなど職員に研修をより強化して、子ども達を支えて欲しいです。          保護者の心と体が健康ではないと、子ども達の心と体の健康は維持は出来ません。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他8	<p>1.保育園 幼稚園 小学校 中学校 の職員の空間的雰囲気を大切にしたいです。 関前南小学校では、以前、空間的雰囲気を作れなくて、いつもどっぴりしてました。そしたら、やはり子ども達の問題も解決出来ず、職員もやる気がなく、保護者対応も虐待をうながす対応でした。空間的雰囲気を作れない職員は、子どもの権利条約の維持ができないので、そこにも力を入れて下さい。</p> <p>2.幼稚園 保育園 小学校 中学校 子どもの権利条約を作るなら、職員の人数の配置もしっかりして欲しいです。 規定人数よりも、やはり多くて配置しないと事務作業 ノート クレーム処理などの、子どもとゆっくり過ごす時間すらなく、職員も人数なので余裕がなくなると教育 保育が出来なくなり 関前南小学校では、先生が子どもに廊下を出してしまったり 大きな声で怒鳴るなど子ども達が辛い思いをしました。 職員が規定の人数よりも、多くしていると安全配置 食育もより丁寧に保育園 幼稚園もできると思います。 ギリギリの人数配置だと、形だけの子ども権利条約になります。保護者にPTA 父母会 地区班など負担をかけても、形だけの権利条約です。</p>
他9	<p>あそべえがつまらないと子ども達が言っており、夏休みも全学年が楽しめる、利用出来るようにして欲しい。 スタッフも、あそべえは低学年向きと言っているのでは非改善して予算が欲しいです。 レゴも、沢山置いて 1つの町を作れたり むさしのプレイパークのスタッフが来たり 楽しく鬼ごっこ 楽しく楽器に触れ合うなど 専門のスタッフを呼んだり、子どもがあそべえを楽しく出来るように、子どもと色々決めて、子ども達がイベントでどんな感じが良いなどアイデアを子ども達と決めて欲しい。 学校の朝の会で、子ども達と簡単に決めるのも楽しいと思います。 関前南小学校は、自転車で他校の子ども達と、自転車で追いかけて、スピードを出して交通事故に巻き込まれそうになったり、R4 5月17日は、関前前公園で他校の子ども達にあおられて喧嘩をうられて、口喧嘩が進みました。子ども達が友達の家で、怖いから外遊びからゲームに変わってしました。 武蔵野市は、全体で活動の見直しが必要だと思います。 夏休みも長いので、子どもの居場所作り まなべえなど力を入れて欲しいです。</p> <p>コロナが5類になったら、子ども食堂も気軽さがなかなかないので、もっと気軽な場所や参加しやすい場所 もっと身近な学校や子育て広場 保育園などもっと気軽な場所でやって欲しいです。そこにも予算が欲しいです。 コロナで、沢山の保護者が孤立しているので、コロナで沢山の子どもが傷つき活動に制限があるので、保護者も濃厚接触者など色々疲れてる方が多く。そこにも力を入れて、日々のケアに力を入れて、子ども達の心のケアが出来る環境を整えて下さい。 働くお母さん達が、利用しやすいように参加しやすいように、夕方など仕事帰りに、子育て相談 心理士さん 相談センター 保育士さんなど置いて、保護者を孤立させないような工夫をして欲しいです。お金を少し払っても、そんな施設があると保護者は助かるし、保護者も元気になるので、子ども達にとってもメリットが沢山あると思います。 その施設の中に、勉強を見てくれるスタッフなどいると保護者の負担も減ると思います。 虐待だけ厳しくするなら、トラブル防止対策として、虐待を防ぐ事に力不足です。 働くお母さん達の、ケアが不足しています。 働くお母さん達も、保育園 幼稚園 学校 中学校 子育て広場 など、身近な大人が支えるように、人数 環境を整える所に予算に力を入れて欲しいです。規定人数よりも、人数を増やして、職員にも余裕が出来る環境を整えて下さい。全体で予算を下さい。コロナで、孤立してる家庭 子どもも傷つき マスクをしているので子ども達が大人や友達の間で 顔色や表情を見る見る事が出来なくて、より子ども達の発達が難しく感じてる保護者が多いので、全体で予算を増やして頂き完全が必要です。 保育園 幼稚園 小学校子育て広場に、玩具貸し出しサービスを作り 公園にも大型遊具の貸し出し 三輪車などの貸し出し むさしのプレイパークが色々な公園に来て楽しめるように工夫して、子どもも落ち着かせて、楽しめる環境を整えて欲しいです。 息子達が通ってる幼稚園 保育園は、めっちゃめっちゃ出来るので問題はないです。他の保育園の散歩を見ると、ただ公園で遊んでるだけなので、もっと活動が楽しくなるように工夫が必要だと感じました。</p>
他10	<p>子どもだから、出さない家庭など色々なトラブルがあると思うので、運動会のチケットの再発行などして欲しいです。子どもは、保護者に頑張りを見てたい子もいるので、失敗してなくて保護者に見せてもらえないのは、子どもにとっては悲しいと思います。 思いやりの心を育てると決めているなら、やはり大人が思いやりの心すらないので、思いやりの心すら育たないと思う。 子どもの権利条約作るなら、子どもも保護者に頑張ると所見て欲しいので改善して欲しいです。</p>
他11	<p>関前南小学校の学童クラブから、怒鳴り声が聞こえてきました。 コロナが5類になり、マスクを外して大人の表情を見るのが慣れてない子ども達はもの凄く不安と恐怖になると思います。 やはり、怒られないように工夫して、環境改善 声掛け問題 遊具の工夫 ストレス発散 お楽しみ会の充実 保護者会交流会に力を入れる 保護者の負担減らす 父母会の負担を減らすなど改善が必要です。予算を下さい。</p>
他12	<p>子どもの権利条例を検討するなら、同様に子どもの社会に対しての義務も発生することを議論されてしかるべきだと思います。 また、保護者や家族の権利より、市の条例が優先されるなら反対です。</p>
他13	<p>先生達の心のカウンセリングも武蔵野市は力を入れて欲しいです。関前南小学校は、保護者対応も酷い時もありました。先生や保護者が落ち着かないと子どもにより良い教育 環境を整えることは難しいと思います。 日々関わる先生達が研修で学び、保護者を励まし 子どもも励まし 虐待防止と子ども達の心と体の健康を維持出来るようにして欲しいです努めてです。 子どもの命を守る為には、子どもと関わる大人達の心と体の健康です。 まず子ども達が、外で悪さを始めたら活動充実の見直し 声掛けの見直し 道徳の見直しが大切です。 保護者が伝えてもダメな時は、先生が伝えてトラブル防止をするべきだと思います。 指導課に相談しても、対応が酷く逆に疲れました。子ども達に解決して欲しいです。 指導課に相談しても、問題を隠す 解決すらしようとしないので、教育相談センター 心理士 カウンセラー 健康課 子ども家庭支援センターも入り、一緒に教育を考えて環境を整えて欲しいです。 指導課 あそべえ 学童クラブの児童青少年課は、適切な環境を昔から整えられないので、沢山の子ども達が傷ついています。 保護者と子ども対策をした方が良いと思います。指導課は、保護者を不安にさせる対応 先生達の指導も出来なくて、廊下に出しても正しい対応みたいな感じでした。指導課が、環境改善もしないので、沢山の子ども達が私の子ども頃から傷つけられています。子どものフォローで家庭の負担になってます。 私が、子どもの頃の武蔵野市2中の時から卒業式の前に窓ガラスを割ったり 殴り合いの喧嘩で救急車がきたり 性教育もしないので、先生と子どもが産婦人科に行くトラブルも沢山ありました。 いじめなどありました。武蔵野市は私の子ども頃から、さくらの小学校で先生に顔がたぬきみたいと言われました。他の子に子ども達に言いふらす。音楽の授業でも、先生が授業をボイコットしたり、調理実習中に男の子が先生のご飯に洗剤を入れたり 消しゴムを入れたり 関前南小学校は、母親の悪口を子どもの目の前で言われたり、子ども達廊下に出す ハサミを振り回す。担任の先生は、ウクライナに言って、戦争に巻き込まれて死ぬと子ども達が悪口が言っていました。指導課は昔からなにも改善しません。 指導課は、真面目に昔から指導すらしません。 指導課は、保護者を不安にさせてなにも解決改善すらしません。 5小の子ども達が関前南小学校の子どもを自転車で追いかけて 口喧嘩で、殴り合いの喧嘩がおきそうなのに、指導課に相談したら、なにも環境改善もしないみたいです。トラブル防止対策もしないそうです。 学校では、子ども達は廊下に出される 怒鳴り声 先生が力でおさえつけてる声掛けを外でも聞こえてきて。 子ども達が落ちつく環境も不十分です。 関前南小学校は、青少年協の方が係が出来ない家庭をいじめしてる方もありました。 学校の校庭を貸してる クラブチームの保護者 が、子ども達の目の前でも保護者をいじめをして、学校行事でもいじめをして、激しい差別 噂話 子ども達が見てる前でも平気でやります。子ども達が真似をして、他校の子ども達にも喧嘩など激しいです。 子ども達は、大人の行動も見てます。 なにも改善しないなら、もう学校の校庭はあそべえのみ利用して欲しいです。 学校は、注意すらないです。そんな酷いクラブチームなどは、学校にチラシなど宣伝はやめて欲しいです。あそべえの利用者の子ども達がいる前でも平気でやってる保護者もいました。子ども達に悪影響です。あそべえの利用者の子ども達が、保護者の自転車がありあそべえないです。 個人情報も、指導課は平気で漏らします。 問題も注意ではなく、ご意見があったと、逆に子ども 保護者が心と体の健康でいれない 逆にいじめを促す報告 対応でした。学童クラブも先生達も、子ども達が荒れても、父母会問題すら解決しない。子ども達が荒れても無関心でした。 子どもの目に入る 耳に入る事は、子どもにとって大きな刺激です。あそべえ 校庭開放 クラブチームの保護者いじめ 噂話 嘘の噂話 あそべえ中 学校行事などで保護者がしています。そんなチームには、あそべえの利用者の子ども達に配慮もない 学校行事の子ども達にも配慮もない 子ども達が真似をして悪影響なので、校庭の貸し出しは控える 注意 チラシ 宣伝 は控えて欲しいです。 保護者 チーム伝える時はいじめを促す対応もあります。 個人情報を慎重にして、子どもの目の前 下校中 学校行事 あそべえでおきてる事などで、保護者会 クラブチームなどにも学校が注意して下さい。 個人情報がいじめに充分配慮をして。 逆に不安になる対応でした。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他14	<p>中学校によって部活が種類に差があります。 二中と比べると5中の部活が少ないので、子ども達にやりたい部活を聞いて 子ども達の放課後の充実を希望しています。子どもは、平等に部活の充実を希望しています。あまりにも、5中は少ないのでこれは差別です。武蔵野5中 男の子 バドミントン部 野球 美術部 陸上部 これは差がありすぎます。子ども達が熱中出来る事に予算を下さい。子ども達の部活の数を平等にして欲しい。先生達や外部の講師 先生達が部活やって頂けるように残業代金が欲しいです。虐待と厳しくするなら放課後の充実を希望します。子ども達が熱中出来る事に予算出して家庭の負担を減らして欲しい。あまりにも、差があるのでこれは教育の差別ではないでしょうか？子どもは平等にして欲しい。</p>
他15	<p>子ども達が放課後、ゲームばかりにならないように放課後学校でクラブ活動の充実を希望します。色々なスポーツが出来るクラブ活動を吹奏楽部以外に作って、不登校の子ども達も放課後登園出来るように促すようにして欲しい。 学校のパソコンが、配られて5小から喧嘩に巻き込まれて、子ども達が放課後友達の家でゲームになってしまい公園ですら遊ばないです。指導課が指導と環境を整える事が出来なかったで、子ども達がゲームばかりで不健康になってしまいました。 子どもの脳に影響でしまい、次の日学校でどうなってしまうか心配です。 学校の先生も、子ども達がゲームばかりで脳に悪影響で運動不足で、先生達も廊下に出したりされないか心配です！子ども達も、放課後運動させてストレス発散させて、廊下に出したり 力で押さえつけたりするよりか、心と体の維持出来る環境を整えた方がいいのではないのでしょうか？ どうやって、子どもと心と体の維持をすればいいのでしょうか？</p>
他16	<p>一部の保護者が焦ってイベント盛りだくさんで他の保護者も休む暇すらない環境です。先生達も分かって認めているのに、なぜ無関心 解決すらないのでしょうか？ コロナ前は、イベントが多くて、子ども達が荒れて、殴れて帰ってくるわ 泥水もかけられるわ かなり酷い状況なのに、父母会問題で保護者が忙しくなり 負担がかかり 他の課も分かっているが無関心なのでしょうか？ 関前南小学校は学校崩壊 子どもが保護者と関わる時間が減り荒れてしまいました。子ども権利条約と厳しくするなら、保護者の負担を環境 子ども達の落ちつく環境に予算を力を入れて欲しいです。武蔵野市市役所の内の無駄な残業に力を入れるなら、まずは保護者の負担を減らして、子ども達を落ちつかせて、学校のストレスを家庭に持ち帰らないように促して欲しい。 幼稚園 保育園 小学校 中学校の日頃の保護者と関わる子どもと関わる先生達が日々 保護者と子どものフォロー 虐待に繋がらないように促し 先生達の負担にならない人数に予算を力を入れて頂き 研修の充実 先生達の働きやすい環境 先生達のカウンセリ ングなどに力を入れないと子どもの権利条約は形だけで終わります。 子どもの権利条約だけ厳しくなり 先生達が労働環境を整えて、心と体の維持をしないと子ども権利条約は、先生達の負担になりより子ども達に悪影響になります。沢山の問題を伝えても、子ども達を落ちつかせる環境を整えてないので、子ども達がストレスが溜まっています。なぜ、放課後の充実をしないで、子ども達をよりストレスをあたえて、先生達にも負担をかけるのでしょうか。</p>
他17	<p>権利条約だけ先に決まり、人数など決まっていなくて先生達の負担になりよりよい教育も難しいと思います。 子どもの権利条約を進めるなら、日々子ども達を支える保護者を、先生達が支えて虐待を防ぎ 子ども権利条約を維持できるようにして、子どもと保護者を支える先生達の人数 予算を出してから進めて欲しいです。それをしないで、先生達に子ども権利条約だけ進むと、大変なことになります。逆に、保護者が負担になり先生達もより負担になりより子ども達に負担になってしまおうと思います。 また、関前南小学校では指導がパソコンだけ渡して、一部の子どもの放課後の充実しかしておらず、吹奏楽以外の全体に配慮もしていなかった為に、他校のトラブルから 喧嘩に巻き込まれて、子どもが友達の家で集まり避難して騒ぎ おふざけをする子どもは、出禁などいじめが発生してしまい、学校でもいじめなどのトラブルがあります。 学校のパソコンは没収出来ないなので、子どもの脳影響を伝えていても、指導は解決しません。パソコンを配ったんだったら、スポーツ部などの環境を整えてから始めるべきだと思います。一部の子どもの、放課後の配慮しかなしな為に、子どもの脳影響が凄いです。パソコンを配るなら、子どもの脳影響を考えて、放課後の充実を進めてから始めるべきだと思います。学校のパソコンは、夏休みなどしか募集ができません。家庭の負担が大きいです。虐待と厳しくするなら、環境を整えてから始めて欲しいです。</p>
他18	<p>まず、武蔵野市には、憲法94条及び地方自治法14条に定めのある通り、「法律法令の範囲内」で「地域の事務に限り」条例を制定できることを肝に銘じてほしい。</p>
他19	<p>今国会でこども基本法案が審議中であるが、この法律の下での条例であるべきである。 こども基本法と齟齬が生じないよう、本市の条例の前文に、子ども基本法案の基本理念をのせていただきたい。</p>
他20	<p>武蔵野市が勝手に、国の定める子ども基本法と異なる基本理念を条例に定めることには反対である。 (こども基本法案第三条の基本理念) こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な権利が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有すると認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。 以下の個人情報については個人情報保護法27条における目的外使用は一切認めません。厳格な取り扱いを要請します。</p>
他21	<p>今国会でこども基本法案が審議中であるが、この法律の下での条例であるべきである。 こども基本法と齟齬が生じないよう、本市の条例の定義には、子ども基本法案の定義をのせていただきたい。 武蔵野市が勝手に、国の定める子ども基本法と異なる定義を条例に定めることには反対である。 (こども基本法案第二条の定義) この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。 2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの 心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備</p>

カテゴリー番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他22	<p>今国会で子ども基本法案が審議中であるが、この法律の下での条例であるべきである。 子ども基本法案5条に、地方公共団体の責務があるが、この条項と決して齟齬が生じることのないよう条令を策定いただきたい。</p> <p>本市条例の前文の最初に、 「この条例は、日本国憲法、児童の権利に関する条約、子ども基本法にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことを目的とする」旨記載していただきたい。</p> <p>武蔵野市が勝手に、国の定める子ども基本法と不整合な条例に定めることは、混乱をきたすこととなるので反対である。</p>
他23	<p>本市が策定する条例は、「日本国憲法」「児童の権利に関する条約」及び今国会で審議中で来年4月に施行予定の「子ども基本法」他の法律法令条約の下での条例であるべきである。 子ども基本法他の法律法令条約と齟齬が生じないよう、本条例の用語は定義するようにお願いしたい。 武蔵野市が勝手に、造語を条例に用いて、市政を混乱させるような無責任なふるまいは慎んでいただきたい。</p> <p>B-2条例上の用語の定義 「市民とは、武蔵野市の区域内に住所を有する者、市内に存する学校に在籍する者、市内に存する事業所に勤務する者及び市内に存する事務所又は事業所において事業活動その他の活動を行う者又は団体をいうこと」については不明点が多すぎて条例の用語の定義としては極めて不適切である。</p> <p>子ども基本法案の第7条(国民の努力)は以下のとおりである。 第七條 国民は、基本理念にのっとり、子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>この子ども基本法上の「国民」に該当する、武蔵野市条例上の用語は「武蔵野市に居住する国民」となる。どうしても市民という用語を用いたい願望を持つ方がいたとしても、その市民は、「武蔵野市民」としないと混乱が生じる。小金井市民でもなく府中市民でもなく杉並区民でもなく、武蔵野市民。子どもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。</p> <p>この点、市の見解を、憲法94条、地方自治法14条に照らしての見解を明確にしていきたい。</p>
他24	<p>武蔵野市には、憲法94条及び地方自治法14条に定めのある通り、「法律法令の範囲内」で「地域の事務に限り」条例を制定できることを肝に銘じてほしい。 本市が策定する条例は、「日本国憲法」「児童の権利に関する条約」及び今国会で審議中で来年4月に施行予定の「子ども基本法」他の法律法令条約の下での条例であるべきである。 子ども基本法他の法律法令条約と齟齬が生じないよう、本条例の用語は定義するようにお願いしたい。市政を混乱させるような無責任なふるまいは慎んでいただきたい。</p>
他25	<p>C-5事業者の役割について、の「事業者」について。 ここでいう「事業者」とは、子ども基本法案第6条(事業主の努力)に記載の「事業主」と同義と認識してよいのか。市の見解を明確に示していただきたい。</p>
他26	<p>(子ども基本法案第六条) 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。</p> <p>この子ども基本法上の「事業主」に該当する、武蔵野市条例上の用語は「武蔵野市内で事業を行う事業主」となる。武蔵野市の権能が及ぶのは武蔵市内の事業主であって、市域外の事業主ではないと考えられる。 子どもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。 この点、憲法94条、地方自治法14条に照らしての市の見解を明確にしていきたい。</p>
他27	<p>D-4地域・市民活動への支援、について。 「市は、市民や市民団体による子どもの権利保障の諸活動を支援するとともに、子どもの権利保障の活動を行う者・団体との連携、協働に努めること」</p> <p>ここでいう「市民や市民団体」とは、武蔵野市民＝武蔵野市に居住する者で間違いはないか。 武蔵野市民の税金は、武蔵野市民＝住民の福祉のために活用されるのが、地方自治の本旨である。 武蔵野市域外の居住者は、それぞれの居住先に税金を納めてその居住地域の地方自治体の施す福祉の恩恵を受けることが原則。</p> <p>資金支出が伴う「支援」には、武蔵野市民に対して説明責任を果たすべく、透明性、公正さが確保されるようお願いしたい。</p>
他28	<p>また、業務委託先業者選定に際しては、入札制度により選定するようお願いしたい。 市役所関係者が勝手に随意契約による取引を行うのは、やめてほしい。本条例において資金支出が伴う場合には事前の入札、事後的な公表を義務付けてほしい。</p> <p>市の所管課の見解を伺いたい。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他29	<p>中間報告P17。E-1、(7)子どもには差別されない権利があること、について。</p> <p>ここに「子どもは外国籍であることにより差別されません」との記載があるが、国籍を差別事由とすることは根本的に誤りであるので訂正すべきである。国際条約上「国籍」は「人種差別」とは全く異なる概念であることは、人種差別撤廃条約第1条2項において明らか。その他、国際条約上の「市民」とは条約締約国の国籍を持つ市民のことであるのが通例。特に、子ども向けの条令でもあり、大人が誤った概念を条例に持ち込むことは慎しむべきです。</p> <p>人種差別撤廃条約 第1条は次の通り。  1 この条約において、「人種差別」とは、人種、皮膚の色、世系又は民族的若しくは種族的出身に基づくあらゆる区別、排除、制限又は優先であって、政治的、経済的、社会的、文化的その他のあらゆる公的生活の分野における平等の立場での人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを妨げ又は害する目的又は効果を有するものをいう。  2 この条約は、締約国が市民と市民でない者との間に設ける区別、排除、制限又は優先については、適用しない。 ※ここでいう市民は、締約国の国籍を持つ市民と、そうでない市民のこと。  3 この条約のいかなる規定も、国籍、市民権又は帰化に関する締約国の法規に何ら影響を及ぼすものと解してはならない。ただし、これらに関する法規は、いかなる特定の民族に対しても差別を設けていないことを条件とする。</p> <p>子どもにも大人にも誤解が生じるような用語使いは、子どもに関する条例では、特にやめていただきたい。</p>
他30	この点、国籍を差別事由とすることは根本的に誤りであるという点について、憲法94条、地方自治法14条、国際条約に照らしての、市の見解を明確にお伺いしたい。
他31	<p>G-4いじめの防止、について、武蔵野市は、あらたに子どもの権利条例で定めようとしている。</p> <p>既にある、いじめ防止対策推進法 との関係整理はどのように行っているのか。いじめ防止対策推進法にも、第6条に、地方公共団体の責務が定められているが、具体的にどのような取り組みが及び教育委員会などで行われてきたのか。その取り組みの中での具体的な課題は何か。その課題を解決するために、あらたな条例が本当に必要なのか。もう少し有権者にわかるように、武蔵野市として説明いただきたい。憲法94条、地方自治法14条に照らしての市の見解を明確にいただきたい。</p> <p>(ご参考)いじめ防止対策推進法  (地方公共団体の責務)  第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。  (学校の設置者の責務)  第七条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。  (学校及び学校の教職員の責務)  第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>
他32	今国会で子ども基本法案が審議中であるが、この法律の下での条例であるべきであるにもかかわらず、子ども基本法が来年4月施行を目指して国会で審議されているのに、武蔵野市が来年の2月に、条例案の完成と議会への議案提出を予定してスケジュールを組み、極めて拙速に事を進めているのは何故なのか。理由を明確にいただきたい。
他33	こども基本法と齟齬が生じることで、武蔵野市以外の自治体の条例と差異が生じて混乱するのは、絶対に避けていただきたい。
他34	武蔵野市が勝手に、国の定める子ども基本法と異なる定義を条例に定めることには反対である。国のこども基本法が確定した後に、不整合が生じないように、武蔵野市独自の課題を明確にしたうえで、もっと多数の武蔵野市民が参加する形で討議をして条例づくりをしていくべきと考える。この点についての、市としての見解を伺いたい。
他35	こども基本法との整合性がとれていない、武蔵野市独自の本当の課題が不明確なままである、ただ単に他市の条例制定者を連れてきてその市の条例をまねるだけ、では、武蔵野市の子どものための条例なので困ります。
他36	<p>子どもの権利条例ですが、議会では長期的に話し合われていたかもしれませんが市民への周知から制定までが短すぎます。</p> <p>武蔵野市は、昨年の住民投票条例でも市民への周知がまぼできていない状態で強行し、市内に大変な混乱を招きました。</p>
他37	<p>また、子どもの自由と権利を優先させ過ぎると 授業を受けない権利や学校へ行かない権利、性行為を低年齢で行う権利など、子どもの健全な成長に害悪になってくる可能性があります。</p> <p>子どもには、自由と権利以上に、成長段階に合わせた大人からの指導と保護が必要です。</p> <p>その辺のバランスが取れる条例でなければいけないと思います。</p>
他38	<p>これは、LGBT(性的マイノリティ)を口実に、教育を通して、同性愛者への権利拡大を推進させられる恐れがあり、男女平等とは言っても、トイレを中性のトイレを用意したり、本当は男性なのに女性と言い張って女子トイレや女子風呂に入る人が出てくる恐れもあり、実際社会問題化しております。</p> <p>「ジェンダー平等」を口実に男性がいかかわしい目的で女風呂や女子トイレに入り、性犯罪が増加する懸念もあります。</p> <p>この条例は男女平等を口実に夫婦別姓になる懸念もあり、夫婦別姓は戸籍制度の廃止が目的で、戸籍制度が廃止され、有権者に外国人が入りやすくなり外国人参政権につながりかねないとても恐ろしい制度です。</p> <p><a href="https://ameblo.jp/sapporo-mmm/entry-12660700920.html">https://ameblo.jp/sapporo-mmm/entry-12660700920.html</a></p> <p>最悪、同性婚合法化につながる恐れがあり、同性愛者への権利を図々しく主張されたり、少子化が加速する恐れがあります。</p> <p>他にも、  自分の性別は自分で決められる  同性愛や同性婚を推奨される  日本はアジアの国々を侵略したといった間違った歴史認識を植え付けられる  といった懸念があります。</p> <p>ですので、私はやめた方がいいと思います。</p>
他39	<p>⑥個々の記述等について</p> <p>・武蔵野市立学校アンケート結果に中2病がはっきり出ているのは大変興味深かった。</p>
他40	・ヤングケアラー問題は今後増えることが予想されるので、市として注視していただきたい。
他41	・武蔵野市子どもの権利の日と月間の併記にしていきたい。
他42	・P20「マンガ(子どもの権利副教材)」とはどんなものがあるのでしょうか？

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他43	・P31基となる考えにLGBTQ+の記述も必要です。
他44	・P32「自立の力とは、一人で生きていくことではなく、人びとと共に支えあっていける力」との記述はとても良い。
他45	・P36いじめをした側への対処やケアの記述がありません。とても必要であり重要なことです。
他46	・P38「子どもの権利文化の醸成」との記述は素晴らしい。
他47	⑥次回素案の際には武蔵野市でしている具体例を下記に記述して欲しい！ そしてこの条例が絵に描いた餅にならず、通り一遍でもなく、骨太の条例になることを私は望みます。
他48	1 武蔵野市が子どもの権利に関する条例を制定することに大賛成です。 ユニセフ日本型子どもにやさしいまちの構成要素(参考資料2)の4に「…地方自治体の中に優先すべきことを保障する永続的仕組みを構築すること」とありますが、この地方自治体とは市民生活を直接具体的に支えている一番身近な基礎自治体である武蔵野市であると思います。 子どもプランで足りているから子どもの条例は不要という意見があると聞いていますが、子どもプランは永続的仕組みではなく、子どもの権利の理念は条例の制定によって普遍的な価値があるものとして確認されることが、今後の子どもプランなど具体的施策の策定や実施の裏付け、支えになると思います。 世界は、日本も、大変困難な時代を迎えています。私にとっては孫の世代ですが、子どもたちが平和に安心して暮らせる社会を願っています。子どもの権利を大人たちが社会が改めて考えることで、子どもたちの未来を守ることになると思います。
他49	3 ランダムに思いつくままの意見ですので、他の意見も聞いてまたの機会に意見を述べたいと思います。 最後に、これは市への意見ですが、大事な条例ですから、もっと広報して欲しいと思います。特にアンケート結果など。インターネットで中間報告書にたどり着くのに難儀しました(私の力量不足ですが)。議会への提案については、今のスケジュールに拘ることなく、令和5年度中であれば良いと思います。
他50	武蔵野市の子どもの権利に関する条例が制定されることは、子どもの権利条約の理念のもとで、市の様々な施策が子どもの権利の視点から問い直され改善されるという点からも、子ども関連の諸機関の職員や市民の「子どもの権利」についての意識の向上につながるという点からも、子どもたちの人権を保障するうえで非常に大きな意味を持つと考え、市内の子どもの施設に関わる一人として条例の制定を心より願っています。 そして、そのために幅広い観点から検討を進められている委員会の皆様のご尽力に、心からの敬意と感謝を申し上げます。  条例化によって、子どもの権利条約の理念がより深く広く浸透していくようお願い、主に未就学の児童の福祉と教育に関わる立場から、「中間報告」についての意見を述べさせていただきます。  保育園の職員は、毎日の子どもたちとの関わりの中で、言語では自らの願いを十分に伝えられない、あるいはまだ言語そのものを獲得していない発達段階にある未就学の子どもたちの代弁者として、子どもたちの権利を守る役割を果たしています。ただたどしい言葉、言葉にならない行動、表情や泣き声さえ、彼らの願い(意見)の表明として受け止め、それらを日々の豊かな生活や遊びにつなげるような、あるいは子ども自身が豊かな生活や遊びをつくる主体として参加するような、子どもの願いから出発する保育実践が保育園にはあふれています。 就学前の子どもの権利を保障するためには、自らの言葉では十分伝えられない年齢の子どものそれらを、応答的な関わりを通して受け止め、言語化し、実践(実現)するという点で、子どもの権利についてのより深い理解と専門性が必要です。逆に言えば、そうした視点から子どもの権利を捉えることは、自らの願いを言語化できる学齢期の子どもたちの権利も、より本質的な意味で保障することにつながるのではないかと考えます。 そうした視点で中間報告を読んだとき、本来の意図は決してそうでないかと理解しつつも、どうしても学齢期の子どもたちに焦点を当てた内容になっている印象を受けてしまうため、そのような誤解を招かないような記述や内容の変更が必要なのではないかと感じます。 具体的には、～B-2 条例上の用語の定義について～で「○子どもとは、18歳未満のすべての者、…」 「○育ち学ぶ施設とは、市内の学校や幼稚園、保育所、児童養護施設や地域子育て支援拠点施設等の児童福祉施設、その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいうこと。」と定義する一方で、他の部分では、「家庭、学校…」などのように、学校を抽出した表現がいくつかの項目で記述されている点についてです(A-2 権利の保障方法「家庭、学校の疲弊と限界を自覚しつつ」 B-1 目的規定について「家庭、学校、地域の役割を明らかにすることを目的とすること。」 C-4 育ち学ぶ施設の役割 <上記骨子のもととなる考え> 「○学校での学びや生活についていけない子どもに対して…」 D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援 <上記骨子のもととなる考え> 「○学校教職員は、学校の限界を自覚して…」)。 これらの記述により「学校」が特段にクローズアップされている印象を受け、子どもの権利についても「=学齢期の子どもに関するもの」という認識につながってしまわないよう配慮した表現が必要だと考えます。
他51	学校が個別に抱えている課題を独自の課題として指摘し、支援や改善の必要性を明記することを否定するものではありません。けれど、P.1(1)この条例が目指す方向性 や A-2 権利の保障方法 で前提とされている「家庭、学校の疲弊状況」が何に起因するものを指しているのかについての具体的な記述は見受けられませんが、それがコロナ禍によるものであれば、エッセンシャルワークとして感染の不安と向き合いながら、感染や濃厚接触者の特定などによる限界を超える職員体制の中でも事業を継続している保育園をはじめ、他の育ち学ぶ施設においても疲弊しながら子どもたちの権利保障のために支援が必要な状況は共通しています。また、それが社会的な役割の高まりなどに対応できていないそもそもの制度に関わる課題であるとしても、70年にわたり大きな見直しはされず、国際的に比較しても非常に不十分な日本の保育の配置基準をはじめ、やはり学校だけでなく、その他にも共通している課題だと思います。もし、学校の課題を個別に明記するのであれば、その点を読み取れるような説明が必要だと考えます。
他52	今回の条例の検討にあたっては、検討委員会の構成員として就学前の子どもに関わる施設の関係者などが含まれていませんが、ぜひ、パブリックコメントや直接ヒアリングを行うなどの対応により、就学前の子どもの権利の視点を補っていただきたいと思います。
他53	P.2(4)の子どもにとって活用しやすい条例であることをはじめ、「中間報告」全体を通じて、子どもを権利の主体として捉え、子ども自身の参加を位置づけるなど、子どもの権利条約の理念を大きく反映した内容として条例が検討されていることを心強く感じています。
他54	子どもの権利を広い意味での人権保障の文脈の中でとらえ、個人として人権を尊重されることを通して子ども自身が人権を保障する主体として育つことが、全ての人の人権が守られる社会をつくることにつながっていく、そんな自治体づくりを展望し、条約の理念をより反映したのとして制定できるよう、委員の皆様の引き続きご尽力をお願いいたします。
他55	【条例全般について】 国会では子ども基本法が審議されており、同法と条例は整合する必要がある、齟齬があれば市民に混乱を招きかねない。武蔵野市の子どもに関する条例は子ども基本法の成立後に定めるのが妥当であり、スケジュールありきではなく慎重な審議を求めます。
他56	権利条約の発効から28年。 「国が決めたよ」ではなく、武蔵野市が自分たちの言葉として子どもの人権を語るようになる、というのは、大きな意味のあることだと思っています。 他自治体より遅めではありますが、条例を作ることがゴールではなく、きっかけとしたスタートになるように、「こどもをまんまかに置いた取り組み」が、今後子どもたちの目にも、大人たちの目にもきちんとわかりやすく見えるような具体策の柱となり、子どもをとりまく環境が変わっていくことを期待しています。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他57	<p>新聞やテレビで、子どもが阻害され悲惨な目に遭っていることを目にします。世界でも子どもの権利条約が出され多くの国が批准しています。私は、どの子どもたち皆が生命の危険や、抑圧された環境でなく、幸せに、成長することを願ってやみません。平和な中で、子どもたちもお互いに助け合い、成長し、大人たちもその子どもたちの成長をよりよく伸ばしていくことができるよう、環境を整え、支援していくことが大切だと思っております。今回の子どもの権利条約に関し、身近な自治体でも考えられていることはとても大切なことだと思います。しかも、子どもたち自身も一緒に考え、話し合ってきたということも聞いております。大人ももちろんですが、子どもたちの参画により、より良い「子どもの権利条約」が作られることを願っております。ぜひ、進めていただくようお願いいたします。そして、「子どもの権利条約」を待っています。</p> <p>以上</p>
他58	<p>「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告」について感想と意見を述べます。前半は「1. 保育実践の現場から見てきた「子どもの権利条例 中間報告」の感想」として、後半は同じく「2. 保育実践の現場から見てきた「子どもの権利条例 中間報告」の問題点」について述べます。特に前半では感想を含めて私たちの子ども観・保育観の一端を含めて述べます。そうすることで後半の問題点をより「可視化」していきたいという考えです。全体を通して、あくまでも私たちの保育実践の現場から見てきた「子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告」の感想と意見です。（以下、「条例」「検討委員会」「中間報告」「骨子案」と文脈によってそれぞれ省略して使い分けます）。</p>
他59	<p>1. 保育実践の現場から見てきた「子どもの権利条例 中間報告」の感想            (1) やっと子どもの権利条約の言葉で保育が語れる！            ・私たちは主としてこの10年間、日本国憲法とともに子どもの権利条約の理念を保育に生かそう！と法人が先頭に立って研修会などを行い、実践的にも取り組んできました。それだけに2020年度の市長の施政方針で、「武蔵野市子どもの権利条例」をつくと発表があった時にはとても嬉しく、心から歓迎しました。            ・それ以来、私たちは毎年度の「法人事業計画」や法人機関紙などにおいて、「子どもの権利条例づくりに貢献する」という目標を掲げ、職員とともに考え合ってきました。            ・このような経過のなかで、このほど「中間報告」ができたことはとても嬉しいことであり、もう手を挙げて歓迎するものです。私たち自身は直接「条例づくり」に参加し、貢献する機会を得ることができずとも残念ですが、現場の保育者からは、「やっと子どもの権利条約の言葉で保育が語れるようになるんだ！」という率直な思いが感想として出されており、喜んでるところです。</p>
他60	<p>(2) 保育実践の中から「子どもの権利条例」を考える            ・私たちが子どもの権利条約を保育に生かそうと取り組んできた背景には次のような理由 があります。            ・第一は、日本政府やユニセフなどの調査で、日本の子どもたちの「自己肯定感」や「精神的幸福度(ウェルビーイング)」などが世界の中でも著しく低いという現実があることです。保育や学校教育が大きく影響しているのではないかと考えています。</p>
他61	<p>・第二は、子どもの権利条約が批准されて長い年月が経つのに、なぜ日本では根づいていかないのかという疑問にぶつかったことです。2006年に教育基本法が改定され、その影響は保育にまで及んでいます。条約の精神と保育現場に示されるガイドライン等とのギャップを痛感しています。</p>
他62	<p>・第三は、理念(入口)がどんなに立派であっても、途中で大人や行政がコントロールしてしまえば実践(出口)は違ったものになるということです。大事なことは子どもたちの声を聴き、尊重し、応答しながらともに生きる道筋を耕していく保育実践とその仕組みが求められていると考えています。</p>
他63	<p>・第四は、そのためにも保育者の処遇や配置基準の見直しを行い、保育の質を高める基盤づくりが急がれているということです。保育所保育指針などでは「保育の質」の定義もされず、言葉のみが先行し流布しています。その傾向は益々強まっているように思います。子どもの権利を保障し、保育の質を向上させるためには、保育環境や保育を支える保育者の労働条件の質を合わせて改善していくことが必須の条件です。            ・これらの四つのことは一体のものとして考えられなければなりません。それが子どもの「最善の利益(もっともよいこと)」を保障することの第一歩であり、私たちが武蔵野市の「条例」づくりのなかで検討していただきたい中心的な考えでもあります。</p>
他64	<p>(3) 理念と保育制度の現状とのギャップのなかで            ・こうして、私たちは「子どもの権利条約の理念を保育に生かそう！」と実践的に取り組んできましたが、一方で自分たちは「マイノリティ？」という感覚をずっと抱いてきました。            ・それはおそらく日本の保育制度の現状に由来するものです。児童福祉法第一条の冒頭で「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と、その諸権利の原則につながる言葉が簡略にのべられています。そして第二条においては、子どもの「意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮」されなければならないと書かれてあります。</p>
他65	<p>・ところがこうした理念の実現を委任したはずの保育所保育指針では、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」(以下「育ってほしい姿」)というように、大人の期待が前面に押し出された目標が設定されており、子ども評価もPDCAサイクル(結果評価)の中で行う仕組みになっています。いったい子どもの権利条約の理念はどこへ行ってしまったのかという思いです。            ・「育ってほしい姿」は「到達目標ではない」と言われるものの、監査や第三者評価などでは必ず保育計画のあり方などに関連づけて取り上げられ、時には担当者や評価をめぐって平行線の議論が続くこともあります。そうしていつの間にか設定された目標が当たり前のこととして浸透してきているように思えます。</p>
他66	<p>・たとえば「自立心」という目標があります。そこには自分が「しなければいけないことを自覚」してやり、「諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる」と期待が書いてあります。「しなければならないこと」とは、散歩や降園準備など与えられた課題を大人に言われなくとも自覚的にやることなどを指していると考えられますが、こうしたやり方で本当に「自立心」が身につくのでしょうか。あまりにも大人目線で立派すぎます。それが過度な自己責任や競争に駆り立てられれば「自立心」どころか、「自己肯定感」さえ失いかねません。こうしたことが原因で、無念にも自死に追い込まれた忘れられない事件も記憶に新しいところ です。</p>
他67	<p>・私たちの保育経験からすれば、乳幼児の場合、(大人が期待する)外から与えられたきまりとしての「しなければならないこと」に重きを置くよりも、その子が「やりたいこと、やろうとしていること」こそが尊重され、認められ、その意味とともに振り返りながら深められ、さらに挑戦したり探求を繰り返す中で自立心も育っていくように思えます。</p>
他68	<p>(4) 大切なことは「その時、その場で、その子の気持ち」に応答する保育が求められている            ・大切なのは、「その時の、その場で、その子の気持ち」に気づき、応答し、やろうとしていることの意味をともに振り返り、次に進む道筋を子どもと大人が情報共有し、対話しながら耕していくことではないでしょうか。</p>
他69	<p>・このような保育観・子ども観は、子どものやろうとすることを子ども目線で形成的に評価することであり、あらかじめ目標を立ててPDCAサイクルで評価するやり方(結果評価)とは大きく異なるものです。子どもの内発的な動機を尊重し応援していく保育です。子どもの権利保障とはそのようなことではないでしょうか。</p>
他70	<p>・こうした実践事例の一つとしてドキュメンテーションやラーニングストーリーなどを使った保育が広がってきています。私たち自身も模索しながらではありますがこの10年来挑戦し続けています。</p>
他71	<p>・ところが現行の保育所保育指針のもとでは、大人の期待による「育ってほしい姿」が存在感を示しており、到達目標ではないといいながらもそれがいつの間にかあたりまえになってきているように感じています。しかもその傾向は今後ますます強くなっていくことが懸念されます。</p>
他72	<p>・文科省は「5歳児教育プログラム」の開発を進めています。そのために「保幼小架け橋特別委員会」をつくって「架け橋プログラム」を推進するとしています。これが実施されるようになれば「しなければならないこと」を自覚し、学校に問題なく適応できる子どもを育てることなどが目標とされることでしょう。「育ってほしい姿」が現行では「十分に機能していない」という認識のもとで、新たに「スタートカリキュラム」としてその機能強化を図るという意図が見えてきます。そうなればますます子どもの権利の尊重というよりも、大人の期待する「育ってほしい姿」の目標が保育実践の中で求められるようになるのではないのでしょうか。</p>
他73	<p>・そんなふうに「育ちなさい、育てなさい」となってしまえば、私たちがつくりたい「条例」では、どのように歯止めをかけていけばよいのでしょうか。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他74	(5)理念に近づける努力が民主主義の要件の一つ ・果たして子どもの権利条約はこのような保育を期待しているのでしょうか。私たちの中には常にそうした葛藤があります。つまり条約の理念と保育制度の現状とのギャップです。 ・どんなに立派な理念(入口)であっても、その途中で大人や行政がコントロールしてしまえば実践(出口)は違った形のものになってしまいます。 ・理念はあればあったで良いというものではなく、そこに近づけていく努力が大切であり、それが民主主義であることの大切な要件の一つであると考えています。子どもの権利条約の理念はそのような人々の思いや努力を地球規模でつないでいく力をもっています。このことは私たちが武蔵野市で「子どもの権利条例」をつくるにあたって声高に強調したい点です。
他75	・この点で条例検討委員会が「パブリックコメントによる市民参加と条例骨子案との関係」のなかで「マジョリティの意見だけでなく、各分野のマイノリティ層の意見も尊重する」と書かれてある点をとても心強く受け止めています。この視点はパブリックコメントのみならず、「条例」の施策全体に貫いていただきたいと願っています。マジョリティもマイノリティも、それぞれの意見を傾聴し、考え方や立場の違いを理解し合い、尊重し合いながら対話を続ける姿勢を貫いてほしいと願っています。そこからは必ず新しいものが生まれてくるはずで。子どもの諸権利を大切にすることはそういうことではないでしょうか。
他76	2. 保育実践の現場から見えてきた「子どもの権利条例 中間報告」の問題点 以上のような考え方を基にして、ここからは「中間報告」について意見を述べていきます。全体を逐条的に取り上げていくことは難しいので、できるかぎり私たちの保育実践の中で普段感じていることを中心に問題点を絞りながら述べていきたいと思います。準備不足のため、錯綜したり、重複したりと、整理できていない点をご容赦ください。 (1)「この条例がめざす方向性(子ども施策を方向づける基本的な考え方)」について ①「意見表明・参加を支援する」とはどのようなことか ・「条例」がめざす方向性は「前文」に示されています。基本的には子どもの権利条約の精神に基づいて「その子らしく、人間らしく生きる権利」を保障するという立場が示されており首肯できます。
他77	・そのためにも「子どもの意見表明・参加を支援する」と書かれてある点は大事です。具体的には「F-4 子供の意見表明・参加の支援」で述べられていますが、これは条約を構成する大事な原則の一つです。条約第12条の意見表明権は、意見を傾聴される権利として、あるいは「参加」の概念として国際社会の中で相当の進展が達成されてきたものです(子どもの権利委員会 一般的意見12号、2009年)。
他78	・これを保育実践の中で考えると、この意見書前半の(4)でも触れましたが、子どものやろうとすること(関心、熱中、挑戦、コミュニケーション、相手の立場に立つこと等＝参加)には意味があり、保育者は耳を傾け、応答し、その意味をともに振り返りながら進むべき道筋を耕し、「参加」のレバートリーを広げ深めていくことがその子の成長発達につながるということになります。
他79	・つまり乳幼児の場合、私たちは子どもがやろうとすること(＝参加しようとする姿)に「気づき」「認め」「応答し」、「記録し」、「読み返し」ながら「振り返る」ことが参加を保障する保育実践の有効な方法の一つだと実践経験的に考えています。
他80	・したがって、乳幼児においても「意見表明・参加の権利」は欠かすことのできない大切な原則の一つであるということです。それは日常の保育や家庭の中でやられている子どもの行為主体性の尊重を意味します。
他81	・乳幼児の意見表明・参加の権利は、国連子どもの権利委員会も指摘するように、「乳幼児を対象とする保健、ケアおよび教育のための施設全般」において、「法的手続きや政策の策定及びサービスの開発において、しっかりと根づいたものとされるべきである」のです(一般的意見7号:2005年)。
他82	・こうした視点に立つならば、「乳幼児の意見表明、参加」とはどのようなことを条例の中でもう少し丁寧に説明し、位置づけておくことが必要だと考えます。「骨子案」は「前文」と「総則」を踏まえ、子どもの諸権利を「誰が保障するのか」「子どもを支える人々への支援」「保障すべき子どもの権利」「子どもの権利保障の仕組みを創る」ことなどが順次述べられていますが、どのように保障するのかという具体的なプロセスが欠けているように思えます。特に乳幼児の場合は「意見表明・参加の支援」の仕方は小中高生とは異なる部分が大きいため、保育の中の参加(学び)のプロセスで保障していくという視点が欠かせません。そうしないと乳幼児の「意見表明・参加」の状況が見えなくなってしまう、検証もされなくなってしまう。
他83	・そのためにも「F-4 子どもの意見表明・参加の支援」に述べられている「ファシリテーター」の配置は重要です。保育園の各園に配置し、研修等で養成していくことを望みます。
他84	・さらにこの項目に関連して、「子ども市民としての参加」の対象をぜひとも乳幼児まで拡げていただきたい。「(3)構成員(パートナー)としての参加」として、「育ち学ぶ施設」の「施設運営」に参加(参画)することは記載されてありますが、乳幼児はもっと広い世界を見えています。驚くような感性と探求心をもって世界をみつめ、参加しようとしているのです。
他85	③乳幼児施設の代表が「条例検討委員会」に入っていないのはなぜ？ ・なぜこのようなことになっているのか。それは乳幼児施設の代表が「条例検討委員会」に入っていないことが理由の一つとして考えられます。私たちは代表者を入れて欲しいと要望してきましたが残念ながら実現しませんでした。いまからは無理でしょうから、せめて独自に乳幼児の「ワークショップ」に代わるものとして、「保育実践の中から子どもの権利条約を考える・・・子どもの意見表明、参加の権利ってなあに？」(仮称)といった実践研修会などを今後計画し、子どもの声を発信していきたいと考えています。
他86	・いうまでもなく、子どもたちは有能な一人の市民です。「A 前文」には「A-3 Child Friendly City(こどもにやさしいまち)」を掲げています。そこには「子どもの権利条約を地方自治により実現していくこと。そのために、地域社会の一員としての子どもの参加のもとで子どもにやさしいまちを目指すこと」と書かれてあり、とても素晴らしい視点だと共感できます。 ・そうであるならば、乳幼児もその一員にすべきでしょう。私たちは、子どもは「一人の市民」として位置づけています。その子どもたちがすばらしいアイデアを出し合い、「子どもにやさしいまちづくり」に参加する姿などの実践例をたくさんみてきています。
他87	・残念ながら「A 前文」では「A-4 条例制定のプロセス」においても、「A-5 前文への子どもの声・言葉の反映」においても、「子ども参加・市民参加」といいながらも乳幼児の声を聴く体制が感じられず、実際は限定参加になっていると言わざるをえません。
他88	(2)条例による制度化―「既存の制度と新規の制度との関係」について ①骨子案の二つの考え方の交錯について 骨子案の作成過程において、既存の制度と新規の制度という2つの考え方が交錯したと書いてあります。 * A案は既存の制度、今実施している取り組みを条例に位置づける * B案は既存の制度では限界があり、抜本的な制度、仕組みをつくる * 中間報告ではA案に基づき、限りなくB案に近づけると述べています。 ・とても苦勞されていることがうかがえます。 ・そこで検討委員会が選択した方向性について、次にいくつか意見を申し上げます。



カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他89	<p>②理念(入り口)がどんなにすばらしくても、途中でコントロールしてしまえば実践(出口)は異なったものになる！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・A案に基づき、限りなくB案に近づけることは容易なことではないと率直に受け止めています。もちろん「近づける努力」は私たちも含めてみんなで力を合わせてやらなければならないことはいうまでもありません。</li> <li>・そこで私たちの覚悟も含めて留意していきたいと考えていることを述べておきます。</li> <li>・これは前半でも述べてきたことですが、理念等(入り口)がどんなにすばらしくても、途中で大人や行政がコントロールしてしまえば実践(出口)は異なったものになる！ということです。私たちは理念と現状のギャップをたくさん経験し、苦しんできました。</li> <li>・そうならないためには、常に理念に立ち返り、それを具体化する法的手続き、施策、サービスのプロセスなどを検証する場が日常的につくられている必要があります。その場(組織)には一定の権限を与え、あえていえば監査などとは異なり、議論自体が楽しい雰囲気にも包まれていて、広く意見の聴取や勧告ができるような開かれた学び合える組織であることが望ましいです。つまり、上から目線で「できたか/できなかったか」と結果で評価するのではなく、信頼を基礎に学び合い、ともに前進できる場が必要です。</li> <li>・それがどのようなものかは議論が必要ですが、「骨子案」の最後の「H 子どもの権利を保障する市の施策づくりとその水準維持・発展」の内容はさらに議論を深めることが重要だと考えます。</li> <li>・「H-1 子ども計画の策定方法」には、「この条例に基づく子ども計画の策定方法について、既存の『子どもプラン武蔵野』をもとにする」とあります。その策定主体は、既存の「子ども施策推進本部(市長を本部長とする庁内組織)」となっています。「子どもプラン武蔵野」の上位計画は「基本構想・基本計画」ですし、それぞれには上位法もあります。ということは、これだけでは体系上は従来と何ら変わらない計画ということになってしまいます。</li> </ul>
他90	<p>③理念に近づける民主主義的な方法とは？</p> <p>この壁をどのように破って子どもの権利条約の精神を前提とした法的手続きや政策策定過程を民主主義的につくりかえていくのか、そこが実現できれば「条例」は真に実効性を持ったものとして大きく期待ができます。つまり理念(入口)と実践(出口)がより近づくことになります。</p>
他91	<p>・結局、現時点であれこれ考えても名案は浮かんできませんが、唯一確かなこととしていえることは、「子どもの声を聴き、応答する仕組み」をつくるということです。どのような保育プロセスも、仕組みも、すべては「傾聴する」ところから始めなければなりません。それが子どもの権利を保障する第一歩です。</p>
他92	<p>・保育や保育の計画とは、その園の子どもたち、保護者、保育者、さらには地域の人々の積み上げてきた環境をもとにして、人と人との関係のなかでつくっていくものです。</p> <p>・そう考えれば、どのような法的手続きや政策やサービスが求められるのか、あるいは検証する場の機能とはどのようなものかの手がかりが徐々に見えてくるのではないのでしょうか。私たちは子どもの権利条約の精神にふさわしく、信頼を基礎として、ともに楽しく学び合えるような組織であってほしいとイメージしています。それは計画策定の場(組織)とは独立した機関であることが望ましいでしょう。</p>
他93	<p>・そのような「傾聴の場」として最も近い組織をあえて挙げるとすれば「武蔵野市保育のガイドライン策定委員会」かもしれません。この委員会は「子どもプラン武蔵野」のなかで位置づけられたものであり、そういう意味では既存の制度の枠内にあります。ただ、その特徴として、市内の保育関係者を広く結集しており、各園の実践報告も行いながら、ガイドラインの検証とまではいかなくても、参加者が学び合う場になっています。</p> <p>つまり、子どもの声に一番近い組織です。この組織を独立させて「条例」の主旨に沿い大胆に改組することも一つの案としては考えられます。子どもの権利や保育を語り実践するということは、ワクワクするような人生の魅力を子どもたちとともに語るということです。いずれにせよ、それらはあらためて柔軟に楽しく検討すべき課題でしょう。</p>
他94	<p>(3)保育者の処遇、配置基準の見直しは子どもの権利保障に欠かせない！</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「D-3 学校等、育ち学ぶ施設への支援」は子どもの権利保障をしていくうえでとても重要なことが次のように述べられてあります。</li> <li>○市は、子どもの権利保障に欠かせない「育ち学ぶ」環境を確保していくために、学校等の学び育つ施設の主体的努力を尊重しつつ、人的、物的、財政的な支援に努めること。</li> <li>○市は、子どもの権利保障に欠かせない『育ち学ぶ』環境を確保していくために、施設の職員の尊厳を配慮し専門性を高める研修を行うとともに、必要な心理的、福祉的支援に努めること。</li> <li>・子どもの権利保障のためには、保育園など「育ち学ぶ施設」に対する市の人的・物的・財政的支援や研修及び心理的、福祉的な支援が欠かせないと指摘されています。まったく同感です。</li> <li>・本意見書の前半(2)で、私たちが子どもの権利条約を保育に生かそうと考えた背景の四番目に、保育者の処遇と配置基準の見直しが不可欠であると述べました。その趣旨と同じものと理解しています。</li> </ul>
他95	<p>①保育の質とはなにか？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針などでも「保育の質の向上」という言葉が何度も出てきますが、その定義は探してみてもみつきりません。定義がなされないままに「保育の質を向上させなさい」と言っているのです。これはかなり乱暴と言わざるをえません。</li> <li>・今日では保育の質は、子どもたちが保育園などで経験する生活や遊びなどの「プロセスの質」、保育者の配置基準や専門性などの「条件の質」、保育者賃金や労働時間などの「労働環境の質」という三つの要素から語られることが一般的になってきています。つまり「保育の質」はこれらの三つの要素が密接に関連し合って決まっていくものです。</li> <li>・そのことは「骨子案」が示している内容と共通するもので、その充実支援は子どもの権利保障に欠かせないものであるという認識は大いに共感できます。子どもの権利条例を支える土台となるものです。</li> </ul>
他96	<p>②保育者賃金・配置基準はなぜ改善されないのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で保育はエッセンシャルワークであると言われました。社会と子どもの育ちを支える重要な仕事であるにも関わらず、保育者賃金は統計の取り方で異なりますが、全産業平均よりも10万円近くも低いのです。それは何故でしょうか。</li> <li>・制度的には子ども一人当たりの単価＝公定価格が低く、保育士配置基準が実態に見合っていないため各園では約2倍の職員を配置していることなどが原因です。制度的にはそういうことですが、ではなぜ公定価格や配置基準が低く抑えられているのでしょうか。</li> <li>・その根底にあるのが女性差別賃金です。非正規雇用を含む年間給与の男女差は約250万円(2020年)です。仮に40年働けば1億円の差が出ることになるのです。これがジェンダーギャップです。主要先進国で日本のギャップ指数は一番高いのです。</li> </ul>
他97	<p>ここに注目すべき資料があります。政府の「公的価格評価検討委員会」が昨年12月に発表した「中間整理」です。その中で保育士賃金が低い理由として、これまで「女性の全産業平均を目指してきたことにより、女性の保育士(役職者含む)と女性の全産業平均(役職者含む)との賃金差は0.8万円(令和2年)になっている」と述べています。(傍点は筆者)</p>
他98	<p>・保育士賃金が低い理由は①「女性の全産業平均」を目指してきたこと、②その差は0.8万円である」と述べている点に注目してください。つまり、保育士賃金は男女を含む全産業平均ではなく、最初から女性の差別的賃金を目標にしてきたということがここには書かれてあるのです。しかもその差別賃金と比べてもおお0.8万円低い。だから岸田政権は今回とりあえず3%(9,000円)の賃金改善を行ったとも考えられます。3%の賃上げを行ったとしても、やっと差別的な「女性の全産業平均並み賃金」になるに過ぎないのです。</p>
他99	<p>・ジェンダー平等を実現できなければ、子どもの権利保障など十分にできるわけがありません。子どもの幸せは大人の幸せと一つのものであります。保育者賃金の改善を直ちに図るべきです。</p>
他100	<p>・もう一つ忘れてはならないのが保育士等の配置基準です。保育園の配置基準は全く実態に合いません。私たちの法人のある保育園で言えば基準の2.0倍、ある保育園では2.1倍の職員を配置してやっているのです。そのことも保育者賃金を引き下げている要因の一つです。</p>
他101	<p>・一人ひとりの子どもを尊重し、その権利保障を行っていくためには現行の配置基準は直ちに改善されなければなりません。「意見表明、参加を支援する」という視点を中心に縷々述べてきましたが、そのプロセスを考えれば現状の配置基準がいかに子どもの権利保障のレベルからかけ離れたものであるかご理解いただけると思います。</p>
他102	<p>・保育者の処遇、配置基準の見直しは子どもの権利保障に欠かせないということをあらためて強調しておきます。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他103	<p>◆ワクワドキドキするような楽しい「権利条例」を！                      以上、「武蔵野市子どもの権利に関する条例検討委員会 中間報告」について、保育現場の視点から感じていることを中心に感想と意見を述べてきました。この「武蔵野市子どもの権利条例」が制定され、子どもたちのワクワドキドキするような希望と魅力にあふれる人生を耕していく力になることを心から願っています。平和で豊かな社会的自治は保育・教育によって完成されると信じ、私たちはともに子どもの権利条例づくりに参加していきたいと思います。</p>
他104	<p>結論から言いますと、中間報告で示された内容の「こどもの権利に関する条例」を制定することは「百害あって一利なし」と言うよりほかなく、設置根拠について疑義のある検討委員会は早急に解散すべきと史料致します。</p> <p>(理由1)大人と子どもとの不和を助長する虞がある                      「子どもの権利」を守らねばならぬという点について異論のあるものは居ないでしょう。けれども、検討委員会の委員長である喜多明人氏(早稲田大学名誉教授)が主張する如く、子どもたちが社会におけるマイノリティとなり、さらには自己肯定感が低いから守るべきだという主張は正しいでしょうか。                      確かに、少子化が進んだ結果、今や15歳以下の世代は全人口の11%(約1400万人)に過ぎないマイノリティとなってしまったことは事実ですが、「人権」はマジョリティかマイノリティかを問わず全ての人間に保障されるべきものであって、マイノリティであるから特段に保護されるべきという議論は成立しません。                      また、5月19日に西部コミュニティセンターで行われた講演において、喜多氏は日本の青少年(13～29歳)の自己肯定感が諸外国に比べて低いという内閣府『令和元年版 子供・若者白書』のデータを挙げ、「おとな社会が極端に強い時代＝子どものおとな忖度社会」があると主張し、「今の中高生は、学校の中で『すべきことに気づき、それに応える』という振る舞い方に慣れすぎています。だから『自分で好きにしてみよう』と言われるとどうしていいかわからず困ってしまいます。そんな状態の子どもを引っ張り出して、『さあ何でもいいからあなたのしたいことをしなさい』と言われても、私たち高校生には助けになるどころか苦痛でしかない」という発言を引きますが、先に述べた『令和元年版 子供・若者白書』には青少年の約80%は自分の親から大切にされていると感じているとのデータもあり、一つの発言を以て全体的な風潮を既定するのは拡大解釈ではないでしょうか。                      喜多氏は、サッカー部に入りたかったにもかかわらず高校受験に差し支えがあると親に反対された中学生が自らの主張を認めてもらう、つまり、身近な親や教師に対して自分の意思を主張することを「子どもの権利」を巡る一例として挙げますが、大人と子どもとの信頼関係が確立していれば多少の諍いがあったところで双方が納得する解決に至るはずで、そこに「権利」という概念を持ち出すことは却って不和を助長する結果をもたらすのではないのでしょうか。</p>
他105	<p>(理由2)子どもオンブズパーソン制度を設けても「いじめ」の解決は期待できない                      中間報告は、市内在住の子どもの意見や「平和に生きる権利」や「差別されない権利」を条文案に盛り込む方向性が示されています。これらの権利は、子どもに限らず全ての人に保障されるべきことは言うまでもありません。                      では、子どもたちの日常生活において、それらは具体的に如何なる形で損なわれるのでしょうか。                      最近、「スクールカースト」という言葉を耳にするようになりました。これは、学校において見られる生徒間の人気に基づく階層的な序列のことです。自己主張が巧みで運動部などで活躍し、異性からの受けも良い「陽キャ」と呼ばれる生徒がクラスの主導権を握る一方、自己主張が苦手で文化部で自分の世界に籠り、異性からの受けの悪い「陰キャ」はクラスのお荷物的存在となりがちです。単に序列が生ずるだけでなく、「陰キャ」は「陽キャ」から嘲笑され、ひいては「いじめ」の対象となります。これは、生徒どうしの関係に止まりません。学校行事においてもリーダーシップを取る「陽キャ」たちは教師たちとも良好な関係を築いていることが多いのです。「陰キャ」からすれば、学校という場こそ自らの「平和に生きる権利」や「差別されない権利」を損なう忌むべき存在と言わねばなりません。                      つまり、学校という場に潜む「差別」的構造を直視することなしに「平和に生きる権利」や「差別されない権利」を唱えたところで実効性はないのです。                      「いじめ」は、第一義的には子どもどうしの関係で一方の「権利」が侵害される事態です。加えて、「いじめ」が表沙汰にならぬ背景には、教員による黙認・見逃しが存在します。中間報告には、第三者的相談救済機関として「子どもオンブズパーソン(子どもの権利擁護委員)」を創設するとありますが、そうした複雑な構造を有する「いじめ」を解決できるでしょうか。                      令和3年に北海道旭川市で女子中学生が「いじめ」を苦にして自殺するという事件が起こりました。彼女は中学校に入学した直後の2019年から「性犯罪」に等しい「いじめ」を受け、警察沙汰にもなっています。にもかかわらず、彼女が通っていた中学校は事態を隠蔽し続け、教員組合の支援を受けて当選した西川将人市長(当時)も調査には消極的でした。その後、西川市長は世論に押される形で第三者委員会を設置しましたものの、なかなか結果が出ず、新しく就任した今津寛介市長が「いじめ」の存在を認定するまで事態は動きませんでした。これに対して立憲民主党や共産党の市議会議員からは「いじめ問題の政治利用だ」と批判の声があったといえます。形式的には第三者的機関であっても、市の機関である以上は任命権者である市長に対する忖度が働きかねません。                      加えて、市外の学校に通う市内在住の子どもが「いじめ」の被害者となった場合、市内の学校に通う市外在住の子どもが「いじめ」の加害者となった場合、オンブズマンの権限は及ぶのかについても法的な検討がなされているようには見えません。</p>
他106	<p>(理由3)未熟な制度設計                      「第一次子どもプラン武蔵野」が平成12年度に制定されて以来、武蔵野市は5年ごとに制定される「子どもプラン」に基づいて子ども政策を進めてきました。そこに市長の思想が少なからず反映されるわけですが、時限的であるために数十年先を縛ることはありません。現に、その遣り方で大過なく運営されてきたにもかかわらず、オンブズパーソンや子供の居場所といった予算措置を伴う制度までも盛り込んだ「子どもの権利条例」をすることは、現市長の思想に基づいて数十年先を縛ることに成り、政策決定のフレキシビリティを損なう可能性があります。                      先ほど、「いじめ」に関連してオンブズパーソンの権限を巡る問題点を指摘しましたが、権限を巡って、もう一つ気になることがあります。それは、学習指導要領との関係です。                      具体例を挙げましょう。学習指導要領・第6章「特別活動」の「指導計画の作成と内容の取扱い」には「入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする」とあり、これに基づいて学校では国旗・国歌に関する教育を行っていますが、これに対して外国籍児童が「差別されない権利」と訴え出た場合、オンブズマンは主張を認めるのでしょうか。                      さらに言えば、オンブズパーソンや相談・調査専門員の定員や任期あるいは選考基準について方向性が定められておらず、そうした未熟な段階で条例によって制度を創設することは恣意的な行政の温床となりかねません。                      制度設計の未熟さは、「子どもの居場所」についても同様のことが言えます。                      条例制定にはデメリットもあり、制度に関する具体的な議論もないにもかかわらず、条例の制定を急ぐ背景には政治的思惑や経済的利権が絡んでいるのではないかと疑いを持たざるを得ません。</p>
他107	<p>(理由4)検討委員会は附属機関ではないのか                      6月1日に行われた市民意見交換会に出席した際、オブザーバーに過ぎないはずの喜多氏が種々の質問に対して回答を行っていました。市当局によれば、中間報告の取りまとめも喜多氏が行ったとも聞きます。今回のパブリックコメントを受けて素案の策定に進むと思われませんが、如何なる形で条文に反映されるかも検討委員会で整理されるのであれば、それは附属機関としての役割を果たしているのではないのでしょうか。                      そうだとすれば、その設置に当たっては条例の制定すなわち市議会の議決を経る必要がなければなりません。本検討委員会は要綱によって設置されており、地方自治法138条の4第3項違反の可能性がありますが、現在、本市では自治基本条例を巡る懇談会を巡って同様の指摘があり、東京地裁において係争中です。こうした状況下で、検討委員会を継続することは不適切ではないでしょうか。                      以上</p>
他108	<p>※その他、意見交換会や地域フォーラムについての意見                      意見56:                      この間開催された意見交換会や地域フォーラムでは、住民投票条例の代理戦争であるかのような意見・姿勢が見受けられました。参加者はともかく、ある意図を持ってフォーラムを主催しているように感じられる会があったことは残念に思います。地域フォーラムについて、担当課である市民活動推進課はどの程度内容を把握しているのでしょうか。</p>
他109	<p>意見57:                      素案の意見募集の際には、もっと多くのコミセンで地域フォーラムを開催してほしい。事情はあると思うが、コミセン16館に対して3館だけしか対応していないのはどういう事なのか。子どもの権利に関する条例については市民活動推進課も庁内調整部会の部会員で無関係ではないのだから協力してほしい。</p>
他110	<p>意見58:                      三駅圏の市民意見交換会だけではなく、市民が運営している子育て支援団体・教育関係団体・障害を持つ子どもを持つ保護者の会などと共催で意見交換会を開くことはできないのでしょうか。素案の意見募集の際にはご一考をお願いします。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他111	<p>市が独自に「武蔵野市の子ども権利条約」を制定する立て付けがわからないというか、すわりが悪いです。工場での作業10債に満たないような子どもの「子どもの権利条例」を日本政府も批准し、条例化した。東京都も条例化した。それより下位の市が「武蔵野市の子ども権利条約」を制定するのは、武蔵野市の子どもが、国、都の条例でもカバーできない独自のかつ緊急の対応が必要な困難な状況を抱えているということか。市民から条例制定の強い要望があったか。</p> <p>武蔵野市は、長期計画に基づき「こどもプラン」を作ってきた。子供プランは、武蔵野の子どもの(当然子どもの権利も守り)支援を、行政が責任もって行う施作の根拠で、当然であるが、「子どもの権利条約にいう 子供の最善の利益のために」作られている。</p> <p>茅野市は、「茅野市子供条例」を持つが、これは市民の人権条例(自治基本条例と同列に思える)のもと、子どもの権利も保障し、支援するための条例で、武蔵野市が長計に基づき、「子供プラン」を作り、各時代の状況下、求められる問題解決に向け策定し、実現したものと残された課題を検証しつつ改訂しつつ引き継いでいくあり方と似通うものを感じる。</p> <p>まず、「子どもの権利条約」で保障する *生命、生存及び発達に対する権利 *子どもの最善の利益 *子どもの意見の尊重 *差別の禁止の4つの原則を、子どもたち自身が保障されていることを自覚し、世界を見れば、そうでない子どももたくさんいることを理解できるよう、教育の場、市の広報など可能な手段を使って理解させること、子どもからの発言を真摯に受け止めることを約束するのが市の役割なのではないか。 市は責任持って、そのことを子供達に伝えることと、それ以前に、0歳から18歳まで対象の子どもプランを、全面的に支え実施するのが義務ではないのか。</p>
他112	<p>平成3年(1991)湾岸戦争の真っ最中、吉祥寺東コミュニティセンター九浦の家の「つどい」(毎月第一土曜8時から)で子どもの権利条約をみんなで読んで。コミュニティ通信「九浦の家だより27号」に、「TVにかじりついて始まった3年。湾岸戦争は速攻と大量の砲弾で、多国籍軍の圧勝に終わりました。記憶の底から爆撃下の女子供のあの日々が甦ります。正義も大義も殺しあわねば実現できないのでしょうか。なんでも話し合う『つどい』は今『子どもの権利条約』を読んでいます。1・2月は辛い思いで読みました」とあります。動画はまだ少ない頃なので、参考資料は写真ではありましたが、ヨーロッパを除く世界で、水汲みは女の、特に女の子の仕事でした。織物工場で10歳に満たないような子どもが働く。内戦と少年兵、労働力兼妻として売られる少女など、途上国の子供は過酷な環境に置かれていました。</p> <p>私は敗戦(終戦)の日を、小学校1年生で迎え、それまでの学校や先生たちが一転したのを見てきた。また、同級生と共に真から民主主義の子どもだと思っている。その戦中の体験(命の危険、灯火制限、警察、憲兵、特高警察、ひもじさ、親と離れて暮らすことなど)と、終戦後、武蔵大和市(現東大和市)では、村山、横田基地の黒人米兵との接触。戦中にも勝る食糧難、価値観の激変、配給生活、住宅難を経験し、のち武蔵野市にきた。武蔵野市は農家が多い近隣自治体があるため、戦後の疎開から東京帰還を目指す人たちで、激増する人口というより学童増が激しくて小学校が不足し、市民債で第四小学校以降のナンバー校、地名付きの小学校を続々建て、新制中学の建設に苦労した自治体であったことを知った。また、中島飛行機製作所があったため爆撃を受け、記念して11月に平和の日が定められているが、戦争遺構、戦争の記憶の収集などに比べて、戦後に続く朝鮮半島から来ていた人たちのその後については触れられることが少ないが、戦後も武蔵野市の屎尿処理やゴミ処理には半島出身者が当たり、当時、市役所の職員にはそれに対してなんの抵抗感もなかった。こうした在日の子供の権利は配慮されているのか。また東南アジアや友好都市ルーマニアからの子供たちにも、十分な配慮が行われているのか。子供プランでも、そこまで行き届いていない現実言葉のボランティアなどから聞いている。</p>
他113	<p>武蔵野市は、昭和46年に長期計画に基づく市政を選択し、以降現6期。個別の施策はこの長計に基づいて組み立てられてきた。子ども・子育て分野についても、施策は長計を根拠にしており、「子どもプラン」はそういうものとして受け取っており、「武蔵野市子どもの人権条例」を根拠にしなくとも、今回貴委員会で検討されている課題の多くは具体的な施策として入れられている。</p>
他114	<p>将来、武蔵野市「子どもの権利条例」があっても良いと思う。 しかし、この一年の検討委員会の議事でも、明確なイメージと枠組みをお持ちの委員長は別として、多くに委員の皆さんの意見からは、まだ十分詰められていない、あるいはもっと実情を知りたいという想いが伝わってくる。 なぜこれだけ大事な子供を取り巻く事象に関する条例を、短期間の、しかもコロナ禍下でオンライン会議で作らなければならないのか。 投げ掛ければ、市民も勉強して話し合えると思う。うまく場を作れば子どもたちも話し合いに参加してくると思う。なぜあと数年待てないのか。 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」は、何年もかけ、市民の働きかけと研究で武蔵野市に働きかけ、20年はかかったのではないか。</p>
他115	<p>「子どもの権利を保障する条例」はあったほうがいいのかもというような生やさしい条例ではないように思う。 今、武蔵野市で、条例以外では実現しえないことを教えてください。</p>
他116	<p>子どもの権利条約が1989年11月20日国連で採択され、1994年に日本が批准してから30年近くが経ち、ようやく武蔵野市で、子どもの権利に関する条例の検討が始まったことをとても嬉しく思っています。来年2月の市議会で、条例化できることを心から望んでいます。</p> <p>地域フォーラムや意見交換会では、失礼なことを多々発言してしまったかと思いますが、喜多委員長始め、委員の方々、職員の皆様が、子どもの権利について真摯に検討され、子どもも大人も意見が出しやすいように、広報等工夫されていて、努力されていると思っています。ありがとうございます。</p> <p>ただ、今回の中間報告の意見募集で、住民投票条例制定問題と混同している方や、子どもの権利を曲解されている方がいて、とても残念に思いました。 特に、市民同士が自由に意見交換ができる場のはずである「地域フォーラム」に、新聞記者が来ていることに驚き、参加者への事前が説明なく、記者の方が一参加者なのか、取材なのか、立場がよくわからず、困惑しました。 12月の意見募集では、市の主導で、発言する市民の安全が守られ、安心して発言できるよう望まれます。</p>
他117	<p>市民意見交換会は、その場で意見が書けるようにアンケート用紙があると良いと思いました。</p>
他118	<p>条例案が策定され、12月に意見募集する際も、また様々な混乱が起こり、条例制定に影響を及ぼすのではないかと懸念もやや感じます。</p>
他119	<p>それでも、武蔵野市の市民参加は、多様な意見が交わされることが大事です。 その中から、子どもにとってより良い条例ができると思っています。</p>
他120	<p>基礎自治体である武蔵野市で、子どもの権利を守るために出来ることを条文にしていくことは必要です。</p>
他121	<p>条例が出来ることで、法的根拠や予算の根拠が出来、子どもプランや学校教育計画も充実できると思います。</p>
他122	<p>武蔵野市の子どもたちは一見困っていないように見えますが、家庭環境の格差は大きく、受験競争に追われる子もいれば、ネグレクト状況の子どももいます。過度な愛情に押しつぶされそうな子もいれば、親・妹弟・祖父母の世話に追われる子もいます。 乳幼児期の子どもたちの代弁者としての保育士、幼稚園教諭の役割も大きく、学童期は教職員、スクールソーシャルワーカー、あそべえ職員、学童クラブ指導員等、様々な大人が関わっています。子どもたちの思い、困り、願いを大人もともに考えていくことができるような環境が作れるよう、条例で保障されることが大事です。</p>
他123	<p>武蔵野市の子どもが、乳幼児期から大事にされ、どの子も健やかに育ち成長していくことが保障されるような条例、安心して安全に生きていく、暮らしていくことができるような条例化を望みます。</p>
他124	<p>また、条例によってできることが、今ある施設、事業などで活用できることや第三者委員会のように新しく出来ることによって保障されること等、もう少し具体化されると良いです。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他125	<p>学校でも、児童会、生徒会などの自治活動や、武蔵野市民科など、積極的な主権者教育が望まれます。条文に記載することまでは求めませんが、イメージが共有できると良いなと思います。</p> <p>検討委員会の最終答申がより豊かなものになり、武蔵野プライドある「子どもの権利条例」制定になることを心から期待します。</p>
他126	<p>【条例全般】  「子どもはひとりでは生きていけない。」という最も社会的弱者である。の視点が本条例検討の理念にあるだろうか？  →この現代社会の課題をベースに議論を深めてほしい。  →子どもの問題は大人への課題である。</p>
他127	<p>・本章(部分的に各章も)が「大人からの上から目線」になっていることが、残念である。</p>
他128	<p>【本条例全般】  ・大人の立ち位置を見直してほしい。  →大人は、子どもの成長プロセス重視の伴走型サポーターであり、子どもの課題は発見型相談が基本である。</p>
他129	<p>・子どもの課題に対する当事者(子どもの貧困、虐待、不登校児童生徒、母子(父子)家庭、外国人児童生徒、障害児童生徒、ヤングケアラー、児童養護児童生徒、LGBTQなど)の声を「子ども会議」や「子ども計画」に反映させていく、当事者の参画を加えていくことを条例として、保障してほしい。  →遠慮なくもう一步踏み込んで、上記内容を加えていくことが、本来の活きる条例になると考える。  →これが誰も取りこぼされない、「網の目が細かい理念づくり」になるのではないかな？  以上</p>
他130	<p>子供の意見や思いを大切に、心を傾けて聞くことは大切だということを大前提の上で、意見を申し上げます。  ユニセフが作った条例は途上国での人身売買や貧困で生きる権利さえ脅かされている子どもたちのために作られているので、武蔵野市の子どもたちとは環境が違います。武蔵野市で今必要なのは、子供の権利条例作成に力を注ぐのではなく、今、誰を救わなければいけないのか、誰を支えなければならないのか、目の前の具体策です。  例えば、学校現場では情緒障害の子どもたちが普通学級の児童と同じ時空の中で、「わからない…。」「辛い！」「助けて。」と悲鳴をあげています。また、普通学級の児童も落ち着いて思考できない時があり、1日も早く特別支援学校の情緒固定の開設をお願いしたいと思います。</p>
他131	<p>子どもの貧困は一人親世帯がほとんどです。武蔵野市では子どもが18歳になるまで離婚を認めない条例をぜひ制定していただきたいです。親が暴力を振るったり虐待をしたりと自分を制御できず、子どもよりまず自分。そのような弱い親を見て育った子どもは、また離婚して不幸な子どもが生まれるという連鎖が繰り返される可能性があります。このような親を増やさないことが第一です。そのためには、子供のうちから権利ばかり主張して義務を果たさない人間を作ってはいけないと思うのです。子どもの義務についても明確に提示していただき、その子達が大きくなって、武蔵野市のために貢献してくれるような人材育成のための有機的な「子どもの権利と義務に関する条例」の策定をお願いします。</p>
他132	<p>1. この条例策定の位置づけと経緯をもう少し書かれた方が、この条例の市民への理解と浸透に効力を持つのではないのでしょうか。どんなつながりの中で、この条例があるのかを知ることは大切だと思います。  理由①条例は降ってきたように批准されてものではありません。日本の最高法規である日本国憲法では、すべての国民の基本的な人権を保障しています。1947年に制定された児童福祉法は時代要請に合わせて何度も改定が重ねられています。また、1951年に制定された児童憲章は法律ではありませんが、おとな自身の道義的約束、一つの社会的協約として重要なものです。それらの土台のうえに条例が批准されたと認識していった方がよいのではないかと思います。  また条例の4条の「締結国は子どもの権利実現のための、立法措置、行政措置、その他の措置をする」にこの条例がつながっていること、5年ごとに政府と民間の団体(NGO)から国連の「子どもの権利委員会」に進捗状況の報告をし、必要な対策などの勧告を受けることになっていることも、市民として知っていくことは大事だと思います。</p>
他133	<p>意見① 早いのか？遅いのか？拙速なのか？  少なくとも早すぎるということはない(遅すぎるとまでは思わない)が、もっと早い時期に条例制定の動きがあっても良かったというのが、僕の結論です。全国の地方自治体1,700～1,800のうち61カ所において同様な条例が制定されております(長野県・山梨県のみ県単位、他は区市町村単位)(東京都では武蔵野市で8例目)。これを以って、そんなに急いで動かなくても良いのではないかとこの論を述べる方がいましたが、僕はそうは思いません。  子どもの権利条例を批准して30年近くが経過するにも関わらず、政府は国としての基本法を定めることに関して腰が重く、ようやく現在の岸田政権で「こども庁」の創設と「子ども基本法」の制定に動き始めたところですが、これまでの61自治体は、国の政策を指をくわえて待っているわけにいかないの思いで動き始め、各条例制定に向かったものと思われます。これに今般武蔵野市が同様に動くことに何ら不思議はありません。  また、拙速だとこの論も出ました。結論を急ぐあまり拙いプロセスを言うわけで、今回約一年をかけて検討委員会で熟議を重ねて来たことは、多少でも傍聴に参加していれば感じ取れるものであり充分評価に値すると思います。また、机上論だけでなく、Teensムサカツを中心とした子どもたちとの意見交換を積み重ねて来た背景など重層的なプロセスの積み重ねも評価できます。</p>
他134	<p>意見② そもそも論としての本条例の必要性？  少子化問題が言われて久しいのに、いじめや虐待の報告件数は毎年上昇しております。子ども数自体が減っているにも関わらず。従来の枠組みでは拾い切れない生きづらさや困難を抱えている子どもたちが増え続けていることの証左であります。本条例がターゲットにしている子どもの権利は、わざわざ本条例を制定しなくとも当たり前を守られるべきことばかりですが、あえてそれを制定してでも子どもを守らないといけないぐらい社会情勢がひっ迫していると思います。むしろ、大人の側は「こんなことまでして子どもの権利を守らないといけない時代を招いてしまった」ことを謙虚に反省する契機にしていきたいと考えます。  大人の目線で見えた時の「子育て」のみならず、子ども自身の目線で見えた時の「子育て」も大事なキーワードだと思いますが、僕はもう一点「大人育ち」という視点も本条例は見据えたものだと思えています。つまり、本条例は直接的には子どもの権利を保障するものでありますが、間接的には「子どもは大人の所有物や従属物ではなく、大人と同じ一個の尊重すべき人格を持った人間であり、対等に向き合うべき存在だ」という当たり前のことを、大人に気付いてもらうためのスイッチだと捉えています。</p>
他135	<p>意見③ 国法・都条例との齟齬があれば？  一度条例を制定すると簡単には修正できないという論は、はっきり言いますが「嘘」です。こうした「嘘」で扇動することは、いわゆる一つのプロパガンダです。もちろん、修正するための一定の建設的な議論が必要になって来ますが、過去に武蔵野市で制定された数多くの条例も状況に合わせて何度も修正されて来ていることは、多少でも市議会傍聴や市議会議事録を見ていれば分かり切った話です。  また、国法や都条例といった上位規範と基礎自治体の条例とが時系列的に逆転することなど、本条例に限らず山ほどある話です。</p>
他136	<p>意見④ 理念型条例ゆえのつなぎ目の重要性  本条例はだいたい理念型の条例です。  本条例が制定されたのちは、具体的施策としては主として「子どもプラン」等に反映されていく話になると思いますが、このつなぎ目がとても大事です。いくら崇高な理念を説いた条例があっても、具体的な施策や計画への落とし込みが不十分になると、いわゆる絵に描いた餅になりにかねません。今回の骨子案に、このつなぎ目を機能不全に陥らせない方を盛り込むことは時間的に厳しいですが、素案の段階では書き込めるように要望致します。  そうだとすれば、子どもと関わる各大人側の現状理解も欠かせません。特に学校現場・教職員が一番影響が出る部分だろうと思います。学校現場が抱える現実的な悩みと整合性を取りつつ、しかしながら「出来ない理由」ばかりを言わない空気をいかに醸成するか、これって文章で書くことと僅か2～3行のことですが、ここが現在の教育行政の目詰まりだとも思える部分です。  そうした意味では、「子どもを支える人びとへの支援」を唄っている本条例は大事なポイントを見失っていないと安心できるものでありますが、やはりここでも具体的施策へのつなぎ目がキーになると思います。ぜひ大きなキーワードとして「つなぎ目」というものを頭の片隅に置いて頂ければありがたいです(これって、本条例や子ども関係の施策に限らず、ですけどね)。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他137	<p>意見⑥ 権利とは「付与する」ものなのか?、「保障する」ものなのか? この項目については、パブコメ向きでないことを承知しつつ書かせて頂きます。 権利や人権の話になると、僕は話者の言葉遣いを非常に慎重に聞いております。昨日の吉東コミセンでとある方のご発言で「権利を付与する」という言い方がありました。権利の性質にもよりますが、僕はほとんどすべての場合はおよそ権利たるものは自然的に誰でも有しているものであり、言い方としては「保障する」という表現が正しいと思っております。特に、今回の子どもの権利条例で唱うところの権利(E-1)はいわゆる自然権だらけです。 そして、このもともと持っているはずの権利が真っ当に実現できていない状況があるならば、それが真っ当に保障されるために法令上の制度的保障が必要な場面があると思っています(これは主に憲法が担っています)。あるいは、権利同士が衝突する場合にその調整原理として一定のルールが必要な場面があると思っています(例、マンション建設業者の営業権と周辺住民の日照権等との調整原理である建築基準法)。 少々回り道しましたが、本事案に絡めて議論した時に「付与する」と言う表現を使いがちな方は、「権利を与えてやっている」というニュアンスが滲み出ているように感じるのは僕だけでしょうか?。こうした表現を使いがちな方は、当然大人であり、かつ比較的社会ヒエラルキーの上位にいる方が多いのは気のせいでしょうか?。これは、もう少し身近な例で言えば市の職員にも見え隠れする場合がありますよ。市側は「施している側」、市民側は「施されている側」というニュアンスが滲み出る場面が。個人的な愚痴も入って申し訳ないですが、今一度襟を正して頂ければ幸いですし、本条例に関して言えば「お前たち子どもに権利を付与するために、我々大人が頑張っているんだ!」などという上から目線の感覚に陥らないように、ぜひ関係部署の職員皆様は真摯で謙虚な気持ちになって頂きたいですし、子どもに関することを大人が決めさせてもらってありがたいと感謝する気持ちを持って頂きたいです。</p>
他138	<p>マスクの自由化をしてほしい。マスクをするかしないかは本人次第であり、子どもには肺の発達の面などで体に有害である。他の自治体の例を参考にして、武蔵野市でも検討してほしい。</p>
他139	<p>”子どもたちのニーズ、関心の高い「平和に生きる権利」「差別されない権利」も重視”とありますが、誰が決めたのですか? 検討委員会で勝手に決めたのではないですか?</p>
他140	<p>子どもの権利に関する条例について意見を述べたいと思います。 まず、なぜ今子どもの権利が必要なのか理由がわかりません。 子どもの自由な発想を市が管理すべきではありません。子どもも自由に生きる権利があります。</p>
他141	<p>また、旭川市のいじめ自殺問題があった際、当時の校長教頭市長が事実確認をせずに責任を逃れをしていました。もしこの条例が市の責任逃れのために作る条例なのだとしたらやめていただきたい。 特に元旭川市長は立憲民主党の方だったようですので、現市長も同党からの支持を得て当選しておられますので、元旭川市長のような事をしてもらっては困ります。 子供の権利を守ると謳い、子どもに責任を被せて市が責任から逃げるために作る条例だとしたら、あってはならない条例案なので、断固反対します。</p>
他142	<p>中間報告を市報で見ました 子供の権利を条例などにすべきではありません。 子供のために条例を作るのだとしたら、市政を担う市長や市議会議員に投票する権利を条例で作ってあげてください。</p>
他143	<p>今ある組織の運営が上手く機能していて、その上で必要である条例ならば作る意義がありますが、中間報告を見ているとただ子どもを市が守ってます、という主張をしたいが為の条例にしか見えず、具体性の無さがっかりしています。 そもそも日本国に住む国民は基本的人権を守る義務がありますので、このような条例を作るということは武蔵野市は子供には人権がない市だということの裏返しのようにも思えてしまいます。 武蔵野市で育った子供たちが大きくなってまた武蔵野市で家庭を築きたいと思える安全な教育環境を整えてほしいです。子どもの権利を条例でつくる事が子どものためとは思えません。他にやるべき事は沢山あります。しっかりしてください。お願いします。</p>
他144	<p>子供の意見を聞くという取り組みはとても良いと思いますが、中間報告のパブコメの締切が早く、学校で児童に「子供の権利」について話したり、考えさせたりする時間が十分取れません。スケジュールありきのような印象があり残念です。 あまり細々と決めずに4つの原則に基づいたおおきなくくりではだめでしょうか?骨子や骨子のもととなる考えを読んでいると、膨大な文章になり、かえってわかりづらくなるのではと感じます。</p>
他145	<p>良いと思います。</p>
他146	<p>健全な子供は、しっかりした大人が多く関わり愛情をもって、関わることで育まれます。子供の権利を法律化すると、逆に大切な指導が阻害され、かえって教育を劣化させるだけでなく、教育現場を混乱させることとなります。このような、本末転倒なこどもの権利条例は有害無益であり、絶対にやめるべきです。</p>
他147	<p>1 2. 条例検討委員会の委員名簿に列挙されている方々は十分な見識のある方々であると思いますが、条例の完成とその後の施策策定などに向けて、子どもの精神的・身体的健康に関する事項もありますので、医療関係者（出来れば小児科医）、child friendly city (OFC)についても関係がありますので、UNICEF関係者（日本ユニセフ協会関係者）も委員に加わっていただくと良いのではないかと思います。</p>
他148	<p>また、大抵の一般家庭の子どもたちは、それぞれの家庭の中できちんと子どもの権利を大切にしていると思います。 子どもの為を思って様々な視点から日々勉強したり、最善を尽くそうと必死にしているし、大切に育てています。 この条例が通ってしまったら、両親の言うことを聞かなくても良い権利などになりかねないですよ?小さくて自分でまだまだ判断ができない子どもたちなので、家でのルールも同じくらいに大切だと思います。 ご飯しっかり食べようね たくさん寝て大きくなるうね 門限??時だよ などなど子どもの為を思っているのルールがあるのですから。 学校に行かなくて良いと擁護しかねないと思います。 学校に行く、行かないは、その子が決めても良いと思いますが、最初から行かなくていいとしていたら、それはまた話が変わってくると思います。 学校以外のフリースクールのようなところを作っていくたりするのも大切だと思います。そこには、反日団体が関与してはいけないと思います。</p>
他149	<p>この度、中間報告書を拝見させていただきました。 個人的に一つだけ改善したほうが良いと思う点があります。「子どもの権利条約」について、ユニセフなど国際機関が協力して作られてきていることは1ページ目でわかります。 ですが今、武蔵野市がどのような活動をしているのかというの、あまりわからないと思います。 「子どもにとって大切な子供の権利」の欄にある7つの項目。それらについて武蔵野市がどのようなことをしているのか、その具体例を少し上げてみるのも良いのではないかと思います。 それ以外に関してはとても良い内容だったと思います。子どもがこのように社会の権利を知ることとはとても重要なことだと思います。これからも頑張ってください。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他150	<p>この条例に反対します。 子供の権利と言えば聞こえは良いが、子どものわがままも全てゆるすことになります。 例えば授業中遊んでいる子どもに注意するとオンブズパーソンが注意しないように介入し先生も誰もその子に注意できないようになる可能性がある。 子供の権利はわざわざ制定しなくても日本には人権を尊重する憲法もあり必要性がわかりません。</p>
他151	<p>武蔵野市では、子どもの権利は守られていません。</p> <p>1. 婚姻中にも関わらず「一人親であることの申立書」による公式な親子断絶制度 武蔵市役所子ども育成課は、婚姻中であり親権を持つ認定保護者に対して一切聴聞を行わず、他方の親による「ひとり親であることの申立書」を受理し、教育給付認定処分をしました。現在審査請求および行政不服審査にかけられているもの、武蔵野市は既に一回目の処分取消を市長裁決で出す中、二回目の処分取消が都合悪いために松下玲子市長による審査庁（総務課）への圧力から、審理員（総務課職員かつ弁護士）は一年以上審理意見書を出さずに時間稼ぎをしています。この処分は子どもの保育園における公式な認定保護者の権利を喪失させ、子供と親を引き裂く結果となりました。子供の権利条約9条において「第9条 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。」とあり、司法の審査すら無いにも関わらず、武蔵野市市役所は組織ぐるみで断絶を図っています。</p> <p>2. 離婚家庭における子供の権利と面会交流制度 離婚家庭における子の権利に関して、今回の中間報告では一切記載がありません。現在法務省法制審議会家法法制部会では、「離婚後の原則的共同親権制度の導入」を中心として、来年5月の法改正を目指して議論が進んでおり、今年8月に中間方針が明示される予定です。離婚は日本の家庭における1/3が経験する事象であり、特に単独親権制度における子供の連れ去り、および引き離しは子どもへの精神的肉体的虐待でもあります。海外諸国が原則的共同親権を採用し、別居する親にも子供は毎月8回宿泊の頻度で会える中で、武蔵野市はその面会交流に関して一切力を入れず、FPIC（公益社団法人 家庭問題情報センター）を紹介するだけです、FPICは月1回の面会交流しかサポートしません。これは子どもへの虐待です。離婚家庭における子供の権利に関して、法務省法制審議会の報告書は毎月出していますのでこれを参考に取り入れてください。</p> <p>3. 親権獲得目当てでの子供の連れ去り 前述しました子供の権利条約9条において、「児童はその父母の意志に反してその父母から分離されない」とあります。しかしながら武蔵野市では、離婚前に親権獲得を目的として弁護士の教唆による母親の子供連れ去りが横行しています。例えば武蔵野市市議（自民党）は娘を10年前に武蔵野市において連れ去られ、今でも会えていません。また私も同じく、武蔵野市内の弁護士3名の教唆による子供の連れ去り引き離しを経験し、3年の間、月1回3時間しか子供に会うことができませんでした。子らは強く「お父さんに会いたい」と主張し、最終的に立川家庭裁判所の高裁判決において「月2回宿泊」の判決が出て、妻にこの義務が課されましたが、3年に渉る連れ去りおよび引き渡しは子どもの精神状態にマイナスの影響を当然与えています。子供の連れ去りは未成年誘拐略取に該当し、武蔵野市警察署生活安全課および刑事課にも3年に渉り相談して参りました。しかしながら子供の連れ去り引き離しは今でも継続している被害者は武蔵野市に他にもおり、つまりは親だけでなく、子供こそが親から引き裂かれるという非道な行為が行われています。以上から、親権獲得のために離婚ビジネス弁護士が報酬目当てで子供を連れ去る事実がこの武蔵野市において複数確認されていますので、子供の権利に関して議論されるのであれば「子供が親から引き裂かれることがなぜ許容されているのか」を元に、9条の視点を入れてください。なお当然ですが家庭内暴力がある場合は裁判所が接近禁止命令を出しますのでその場合は子どもと暴力親が距離を取ることは当然ですが、一方で裁判所の接近禁止命令が出ていないにも関わらず一方の親が勝手に子供を連れ去り合せない行為が子どもの権利として適切なのかを是非論じてください。</p> <p>今回の委員会中間報告は全く意味の無い条例になっており、そんなレベルでなく、海外諸国から子供の権利の面で批判されている日本の「単独親権制度」「不十分な面会交流制度」「子供の連れ去り」の3点においてしっかり、子供の権利が守られる社会を作るように条例を決めてください。現在の中間報告はあろうがなかるうが何も変わりません。きれいごとを並べているだけで、日本の、そして武蔵野市の闇の問題に触れていません。</p>
他152	<p>重要な条例を作るのに、その期間があまりにも短くないか 住民参加を言っているのだから、もっと住民の意見を聞くための機会を増やす必要ではないか このコロナ禍ですらオンライン授業とのハイブリット授業など、子供が学びたいと思っても、濃厚接触者で隔離されているときに学ぶことができないというような条例に反することをしがしている状況で、条例だけ先に進める意味があるのか？ もっと先に市が子供のために考えた行政を行ってからの制定をするべきではないか</p>
他153	<p>子供に権利を与えたからといってイジメの解決につながるとは思えません。 本当にこの条例が必要なのかも視野にいれて、制定ありきではなく、考えていただきたい。また 条例の詳細も制定してから決めるのではなく、急ぐ必要はないのでキチンと市民の意見を聞いて決定してからの上程でお願いしたいです。</p>
他154	<p>子育てに奮闘した時期は遠くに過ぎたものの、子どもの虐待やいじめの報道に接するたびに心を痛めています。同じ市内に娘夫婦が住んでおり、時として小学校に入ったばかりの孫を預かることがあります、この子やその友だちたちが少しでも幸せになれる社会にすることは、私たち年寄りの仕事でもあるんだなと思っています。 今回、子どもの権利条例に関する中間報告を拝読しましたが、この条例を制定すれば、子どもの権利が守れるようになるとは、正直なところピンときませんでした。しかし、昨日スイングで行われた意見交換会に参加し、喜多先生の、「子どもの権利を保障するために、国の課題もあるでしょうし、都の課題もあるでしょうが、子ども自身の声が届くのは基礎自治体です。ここの取り組みを通して、子どもたちに、あなたたちは権利の主体であり、あなたたちの意見を私たち大人は受け止めますというメッセージが届くのです」というお話を聞いて、「本当にそうだ」と感銘を受けました。</p>
他155	<p>仮に、今回の条例が理念宣言型の条例に止まったとしても、そこで語られる、子どもは権利の主体であり、その意見を大人は受け止めるとのメッセージが、武蔵野市の施策の隅々に行き渡っていくのであれば、その意味は決して小さくないと思います。ましてや、喜多先生もおっしゃったように、どういう人が選ばれるのかに大きく左右されるとしても、適切な人を得て、オンブズパーソンが制度改善にまで力を発揮するようになれば、それはとても大きなことだと思います。</p>
他156	<p>私の考えていたことを具体的に言えば、子どもを取りまく状況の中で、非常に大きなウェイトを持っているのは学校だと思うのです。私のもう一人の娘は別の地域で教員をしていますので、今の社会の中で学校がどれほど大切な役割を、教員たちの猛烈な負担の中で果たしているかは分かっているつもりです。それこそ子どもたちを見守るためには、家庭の中にまで入って行かざるをえない教員の仕事、その教員たちの悲惨な労働条件。その議論をしないで学校の変革を求めても机上の空論になることはよく承知していますが、それにしても、子どもたちが権利の主体として尊重されるためには、学校が変わらなければならないと思うのです。 意見交換会での喜多先生のお話から、検討委員会に校長先生がお一人入っていらっしゃるだけでなく、検討委員会として教育委員会とも綿密に議論されていることが分かりました。今回の条例制定が一つの契機となって、学校が、一人一人の子どもが権利の主体であり、その意見が尊重されなければならないという方向に変わっていくことを期待しています。</p>
他157	<p>子ども条例ですが、市民への周知から制定までが短すぎます。 武蔵野市は、昨年の住民投票条例でも市民への周知がほぼできていない状態で強行し、市内に大変な混乱を招きました。</p>
他158	<p>子どもの権利に関する条例案について意見させて下さい。子どもの意見は尊重したいと思いますがだからと言って何でも子どもの権利だけで通ってしまったら取り返しの付かない事も沢山あります。ですから未成年の子どもの権利は今まで同様その子の両親でいいと思います。ですので子供の権利に関する条例案には反対します。</p>
他159	<p>武蔵野市に子どもの権利条例ができることは素晴らしいことです。子どもを権利の主体として位置づけ、それを大人、行政、事業者が保障していくことで、子どもたちは自分の育った地域に誇りを持つことと思います。</p>

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他160	各項目や記されていることは納得のいくものです。もう一つジェンダー平等の視点を加えていただけないでしょうか。日本のジェンダーギャップ指数は120位というお粗末なものです。現在、保護者が働きながら子育てをしています。性別分業などの古い価値観がまだまだ払拭できていない社会で生きていくことは男性・女性にとって困難なことです。子ども時代からジェンダー平等はなぜ必要なのか、それが解決することで社会はどのように変わっていくのかを学ぶことを保証していただきたいと思いました。武蔵野市でも市立の小中学校で男女混合名簿が実現されました。素晴らしい一歩が踏み出された今だからこそ、ジェンダー平等と人権を社会に根付かせていくために、条例に位置付けていただくことを願います。
他161	子どもの権利条約理念の具体化に向けての積極的な取り組みで、是非実現させてほしいと思います。追加表現して欲しい事があります。
他162	これは、LGBT(性的マイノリティ)を口実に、教育を通して、同性愛者への権利拡大を推進させられる恐れがあり、男女平等とは言っても、トイレを中性のトイレを用意したり、本当は男性なのに女性と言い張って女子トイレや女子風呂に入る人が出てくる恐れもあり、実際社会問題化しております。 「ジェンダー平等」を口実に男性がいがわしい目的で女風呂や女子トイレに入り、性犯罪が増加する懸念もあります。 この条例は男女平等を口実に夫婦別姓になる懸念もあり、夫婦別姓は戸籍制度の廃止が目的で、戸籍制度が廃止され、有権者に外国人が入りやすくなり外国人参政権につながりかねないとても恐ろしい制度です。 <a href="https://ameblo.jp/sapporo-mmm/entry-12660700920.html">https://ameblo.jp/sapporo-mmm/entry-12660700920.html</a> 最悪、同性婚合法化につながる恐れがあり、同性愛者への権利を凶々しく主張されたり、少子化が加速する恐れがあります。  他にも、 自分の性別は自分で決められる 同性愛や同性婚を推奨される 日本はアジアの国々を侵略したといった間違った歴史認識を植え付けられる といった懸念があります。 ですので、私はやめた方がいいと思います。
他163	P1（2）条例による制度化～Aを基本に置きつつBの方向に進んでいくよう努力するといったときに、（1）めざす方向性はぜひめざしていきたいものなので、具体的な施策、改善につながる条例が遅くなりすぎずに条例となることを望みます。目指す方向性にある、市の子どもたちのアンケートで多く出されたという「平和に生きる権利、差別されない権利」重視とあります。本当に大事にしていきたいと思います。
他164	②一人一人を大切にという基本方針についてです。 まず、特別支援教育に対する力の注ぎ方が足りないと感じています。通級指導に対するシステムは、構築されてきていますが、特別支援学級に対するシステムは脆弱だと思います。固定級が少ないため、受けたい教育を受けるためには、他市へ行かなければいけない子どもたちが多くいます。まずは、安心して武蔵野市ですべての教育を受けることができるようにすることが先決だと思います。
他165	○守秘義務についてですが、個人を特定する情報は相談を受けた人だけに留め、対応する現場は個人から切り離された課題を検討し実行するという方法で解決できるのではないかと思います。わが子の例でいえば、「不登校支援の転換」が検討課題になりますので、そこに子どもの名前や学校名、その他特定される事柄は必要ないはずですが。これを維持するためには、相談内容から解決方法や制度化に結びつけるための道筋が立てられる高度な人材の確保が課題ではないでしょうか。現在、学校の対応に問題があったときに学校や教育委員会に指導できる相談窓口は存在しません。
他166	○この条例が継続的に活かせれば今まで裁判を起こすしかなかった人たちが救済されるのではないかと期待しております。東京都のHPで紹介されている「学校問題解決サポートセンター」では、連絡先とともに以下のような記載があります。 『都内公立学校と保護者等の間で生じた解決困難な問題の相談(学校・教委への指導、教員の処分、調査はできません。)] 学校や教育委員会への指導ができないのであれば、このセンターは話を聞くだけなのではないでしょうか。
他167	○この条例を広める活動も以前から話し合われていますが、学校の保護者会で保護者に繰り返し話をするのが有効だと思います。プリント配布で済ませるのではなく、相談窓口になる方が学校で活用方法について話をするのです。顔が見えれば保護者も安心しますし、話が保護者から子どもに伝われば、子どもも安心して利用できるはずですが。
他168	○学級崩壊の経験から申し上げますと、保護者の不安が強いと教室が荒れます。職員室の中で教員の不安が続くと問題が長期化します。教員を取り巻く問題も議論され始めましたので、大きなうねりになる転換期と感じております。
他169	ざっと目を通した程度なので的外れでしたらすみません。子どもだけに関することだけではないのですが、豊かさとは選択肢の多さであり、正しさは変化しつづける不確定なものでもあると思っておりますので、細かくがちがちに定めて全てが連携して一体化して取り組む形を目指すのではなく、心や体のゆらぎも加味した柔軟なものであることが必要だと思います。具体的には、「参加する権利」と同時に「参加しない権利」も保障されると良いと思いますし、連携についても「それぞれのベストな距離感で」連携できる環境であることが良いと思います。
他170	私は武蔵野市の小学校、中学校の卒業生です。中学生時代「責任ある自由」を自分たちで考えて過ごし、服装も制服ではなく私服でした。子どもの権利に関する条例を作るにあたって、小学生や中学生の声を、小学校、中学校、私立学校の生徒、スクールソーシャルワーカーの方がヒアリング学校外での聞き取りなど、多くの手立てをとって集めて条例にいかそうとしているということをきき、嬉しくうらやましくなりました。私も中学生のときに関わりたかったなと思いました。私は気にしすぎて融通が利かない姿にまじめすぎるころがあり、疲れてしまうことがあったので、休む権利、遊ぶ権利があるというのを見てとてもほっとしました。あの頃の自分に見せてあげたいと思う言葉でした。
他171	熟議民主主義、という言葉があります。市政に対してかかってない厳しい目が注がれている今、スケジュールありきで物事を決めてしまうのではなく、丁寧な市民合意形成プロセスが必要なのではないのでしょうか。また、この条例の基本精神が担保されるために最も重要なのは、検討委員会や市長の私的諮問機関からの横滑りという形ではなく、オンブズパーソン選任や計画実施結果の検証・評価機関がいかに独立性を保てるかどうかです。素晴らしい理念が政治利用で形骸化されないよう、全ての子どもたちにとって幸せや希望の一助になるような条例を望みます。

カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他172	<p>● 条例制定の意義                      現在、武蔵野市が子どもの権利条例を制定しようとしていることは、大変意義深いことと考えます。子どもの権利条約を批准して30年近くになって国はようやく子どもに関する総合的な法律を作り始めています。なぜか、この条例制定について「周知不足」「時期尚早」という人がいるようですが、子どもの権利などについてきちんと周知して来なかった政府の責任が問われる必要があります、おそらくその反省に立って子にとっても子どもに関する総合的な法律をつくらうとしている今こそ、最も適した時期というべきです。                      また、この条例案には、周知・広報・啓発などが含まれていることから、適したこの時期に条例をつくり広報・周知の活動を起こすことが大切だと考えます。</p>
他173	<p>全体的な意見です。                      他方から意見が届くと思います。                      ご検討いただく際には                      家庭や親との関係が今の時代は変わってきていると思います。                      家庭や親との核家族化により息が詰まっている子どもが増えています。                      です、条例では愛される権利は必要と思いますが、前文への家庭、親の子どもへの責務など義務的な表現は、過度なしつけと称した虐待や体罰に繋がりがかねないため、避けた方がいいと感じます。                      条例は                      子どもの言葉を聞き、                      子どもを第一に考え                      声をあげられない子どもを守る様な条例にして下さい</p>
他174	<p>意見1                      「条約があればいいんじゃないか」という声があるが、条約では書けないより具体的に生活と密接に関わる事柄については条例で書くべき。条約と条例の関係性は条約に反する条例は作れないという一点だけ。</p>
他175	<p>意見2                      「条約があればいいんじゃないか」という声があるが、条約と法、最近の例では「障害者の権利に関する条約」と「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」があってもなお、インクルーシブ教育は勧告を受ける状態だし、障害の社会モデル・医学モデル、合理的配慮という考え方は生活レベルで浸透していない。自治体独自に努力できるのであればどんどんやったほうがいい。つまり、条約があればいいというわけじゃない。そんな他人任せで情けないこと言わないでほしい。                      「条例がないと何ができないのか」も同様。</p>
他176	<p>意見3                      「都条例でできないことは何か」という意見があるかもしれない。条約があればいいという意見と同様に考えればいい。ちなみに都条例では第四条以降すべて主語は都になっている。逆に、市がこれをもとにどうやって施策・計画を作っていくのか。</p>
他177	<p>意見4                      「当たり前の方が書いてある。こんな条例を作る必要があるのか。」という声がある。特定の人にとって当たり前ということはできるかもしれない。しかし、一般的には全く当たり前ではない。子どもの権利が侵害され続けているのが現状で、未来においても侵害されないことなどありえないだろう。当たり前で事が済むなら警察も法もいらん。</p>
他178	<p>意見5                      「当たり前の方が書いてある。こんな条例を作る必要があるのか。」と条例は何の影響も与えられないという考え方と「条例は政策に大きなインパクトがある。」という考え方があるようだ。私は条例が多くの人に影響しみんながより住みやすい市になることを期待している。</p>
他179	<p>意見6                      子どもに関することの判断が大人の都合になっていないか常に確認しないといけない。子どもの最善の利益と言いつつ結局は大人の都合だと子どもから信頼されるはずがない。これから作る条例も同じ、子どもから信頼される条例にならないといけない。</p>
他180	<p>意見21                      子どもの権利条例が大人の都合条例にならないよう十分注意してほしい。</p>
他181	<p>1989年「子どもの権利条約」は国連で採択され、1990年国際条約として発効。日本は1994年4月22日に批准しました。                      このたび国の子ども家庭庁創設とその根拠法令となる子ども基本法を巡り、国政においても未だ検討の最中にあります。                      子どもをめぐる不幸な事件、虐待やいじめは、生命はもとより人の生きる力を奪う重大な人権侵害です。上記の認識に立ち、以下の質問と要望を申し上げます。                      1-国の制度化を待たず、条例制定を急ぐ理由を明確にお示しいただきたい。拙速感が否めず、市民周知も不十分である。                      十分な市民討議の場を求める。</p>
他182	<p>2-国の法整備、東京都子ども基本条例では補えない武蔵野市固有の課題があるのでしょうか。お示しいただきたい。</p>
他183	<p>3-武蔵野市は、これまでも子どもの最善の利益を目指して子育て支援・教育行政に取り組んできたものと考えます。まずは、子どもプラン武蔵野や武蔵野市教育計画等における課題の総括をお示しいただきたい。</p>
他184	<p>5-武蔵野市は教員の育成やカリキュラムの研究、教育相談機能を担う教育センターがありません。他の自治体では基本的なインフラであり、ここでの取り組みが子どもの発達と合わせて健やかな成長支援の源泉となる。条例制定が直接的な問題解決につながるとは思えず、基本的な環境整備を先に取り組むべき。</p>
他185	<p>8-いずれにせよ、全体として大人の思想が入り込み過ぎており、権利主体として発意し、発信し、行動する子どもであれとのメッセージが強すぎる印象を拭えない。                      スクールカーストに晒されながら、人間関係に苦しむ子どもたちの世界で、あらたな分断に拍車をかけかねないかと危惧する。</p>
他186	<p>○全般的なこと                      ・「子どもの権利」に関して、これを条例にするということは難しいことであるが、その試みには大きな意義があると思う。検討委員会の皆様大変ご苦労さまです。                      ・条例の中心は、子どもたちの「最善の利益」のために、家族・保護者はもとより大人や社会（行政、学校、地域など）の責任や義務を定めることだと理解しました。</p>



カテゴリ番号	委員会中間報告についての意見等をご記入ください。
他187	<p>・これまで「条例」というのは、多くは何らかの義務や制限を加えるために作られ、罰則をとまなうものというイメージでした。しかし、この条例案はそうしたものは違うので、条例の構成や表現のしかたも従来の「お役所定形スタイル」ではなく、理念や目的を明確に宣言し、具体的なことは分かり易く表現し、子ども達にも理解しやすい形式のものに作ってほしい。</p>
他188	<p>○制定のプロセスについて          ・子どもたちからの意見を「広く募ることを想定」とありますが、ぜひ各論で論争があるところについては、丁寧に集約してほしい。</p>
他189	<p>・「子どもの意見表明・参加の支援」には乳幼児・障がい児など自分の意思を伝えられない子どもへの対応があるが、制定のプロセスにおいても反映する努力をしてほしい。</p>
他190	<p>・特に学校現場の教職員、幼稚園や保育園、0123・児童館・学童クラブなどで子どもたちの生活に深く接触している現場職員については、どう制定に参画させるか明らかにしてほしい。</p>
他191	<p>またこれは感想ですが、市民意見交換会なのに、オブザーバー参加の喜多委員長に何度も解答を求めるのは、進め方として納得行かないことと思いました。</p>
他192	<p>(1)「今の活発な議論が、条例制定後も続くようになってほしい」          子どもの権利に関する条例について、自主的な勉強会やコミセンの地域フォーラムで取り上げられるなど市民の皆さんの間で非常に活発な意見交換や議論が交わされたことに良い意味で驚きました。条例の制定後も、あらゆる世代を巻き込んで(今の子ども、昔子どもだった人も、これから迎える世代も)今のような熱のこもった議論や実践が続くような仕組みが出来上がることを願っております。</p>
他193	<p>(3)「子どもの自立する権利について」          あまり大きく取り上げられていませんが、子どもの「自立する権利」にも少し目を向けて頂ければと思いました。          家庭によっては経済的な自立を許さず、飼い殺しにする形で将来を奪われるお子さんがいる話が時おり耳に入ってきます。          身体的・精神的な虐待についてはお子さんを救う仕組みが整ってきたと思います。          ですが、身元保証人になることを許さないなど見えにくい形で「自立させない」虐待については世間でもあまり理解されておらず、誰にも助けてもらえず本当に苦しんでいるお子さんがいらっやいます。          最低限のセーフティネット、救済手段が必要ではないかと考えております。          解決や改善は難しいと思いますが、問題提起だけはさせて下さい。</p>
他194	<p>(4)「武蔵野市が魅力あるふるさとになるように」          武蔵野市、地域のコミュニティとしてできることを考えると地元で幼少期を過ごしたお子さんの「心のふるさと」を創ること、楽しんでもらえる環境を提供することに注力してみても面白いかもしれません。          お子さんにとって、故郷の存在はかけがえのないものになるはずです。</p>
他195	<p>以下の理由で「子どもの権利に関する条例」には反対です。</p> <p>1：国連の「子どもの権利条約」はもともと発展途上国の子供を想定したもので、高度に経済が発達した日本にそぐわない。また、日本はすでに同条例に批准しており、東京都も子供基本条例をすでに制定している。あえて武蔵野市で制定する理由がない。</p> <p>2：子供が抱える具体的な問題を解決するのであれば、条例ではなく、何が困っているのかを市民から聞いた上で、具体的な対策をとるべき。</p> <p>3：小中学生のみを対象としているが、子供を対象とするのであれば、未就学児、高校生、あるいは妊婦のことまで想定すべき。</p> <p>4：オンブズパーソンの選定方法に大きな不安がある。また、そのオンブズパーソンに毎年予算が配分されるのは大きな問題。</p> <p>5：反戦教育など、イデオロギーの側面が強い。子供という思想的にまっさらな人間に対して、特定のイデオロギーを注ぎ込むのは許されない。オンブズパーソンという第三者が関わるのも、この点で大きな不安。</p> <p>6：同条例が制定された自治体では、児童に対して教師が指導することができず（指導すると子供が求める権利を阻害するということになる）、学級崩壊につながるケースも伝わる。</p> <p>7：6/4の意見交換会では、質問に対して市がしっかりと回答できず、喜多氏に返答を任せているような状態だった。喜多氏は川崎市でも同条例の検討委員会の座長を務めており、単に武蔵野市に同条例をコピーするように全てを任せているようにしか思えない。</p>